

第1章 風水害予防対策計画

風水害に強いまちづくり

毎年台風の来襲が避けられない本市における風水害等の災害に際しては、被害の軽減を図るために、各種防災事業を推進し、被害を未然に防止し、被害の及ぶ範囲を最小限にとどめられるよう整備しておくことが基本となる。このため、災害に強い施設等の整備に係る対策を講ずる。

第1節 風水害に強いまちづくりの推進

市は、地域の特性に配慮しつつ、治山、治水、海岸保全事業等を総合的、計画的に推進するとともに、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強いまちづくりを推進する。

1 災害危険箇所対策の実施

災害危険箇所の対策は、次による。

(1) 危険箇所の調査

市は、災害発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため洪水、高潮、津波、土石流、地すべり、山崩れその他異常現象により災害の発生するおそれのある地域については、あらかじめ調査を実施し、その実態を把握しておく。(市内の災害危険箇所については、資料3参照のこと。)

(2) 危険箇所

ア 土砂災害警戒区域（土石流）等

市は、関係機関と連携を図り、土石流の発生が予想される危険溪流等を調査・把握し、住民への周知を図る。なお、治水上、砂防のため砂防設備を必要とする土地及び一定の行為を制限すべき土地については、国土交通大臣が砂防指定地として指定する。

イ 土砂災害警戒区域（地すべり）等

市は、関係機関と連携を図り、地すべりの発生が予想される地すべり危険箇所等を調査・把握し、住民への周知を図る。なお、地すべりを起こしている区域又は地すべりを起こすおそれの極めて大きい区域及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、又は誘発するおそれの極めて大きい地域については主務大臣が地すべり防止区域として指定する。

ウ 土砂災害警戒区域（急傾斜地）等

市は、関係機関と連携を図り、がけ崩れの発生が予想される土砂災害警戒区域（急

傾斜地)等を調査・把握し住民への周知を図る。なお、崩壊のおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者、その他の者に危害が生ずるおそれがあるもの及び崩壊の助長又は誘発を防止するため行為の制限を必要とする区域については、知事が急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

エ 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号以下「土砂災害防止法」という。）」が平成13年4月に施行され、同法においては、土砂災害（崖崩れ・土石流・地滑りの3現象）から市民の生命を守るために、あらかじめ土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、その中でも特に著しい土砂災害が発生するおそれがある区域においては、一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造規制等を行う。

オ 水防計画に基づく危険区域

水防管理者（市長）は、河川等の災害危険区域を把握し、異常降雨によって河川の水位が上昇しているとき又は指定河川について水防警報が発せられたとき等には、「串間市水防計画」に基づく危険区域内の堤防等の巡視を行うとともに、当該区域ごとに監視のための消防団員を配置する。

カ 主要道路交通途絶予想箇所

道路管理者は、落石、崩土、河川のはんらん、浸水、高潮等により交通の途絶が予想される箇所を指定し、標示を行うとともに、職員は定期的に防災パトロールを実施し、実態の把握に努める。

また、防災上緊急度の高い箇所から順次防災工事を実施し、場合によっては通行規制や通行止めの措置を行い、被害の未然防止に努める。

キ その他の災害危険箇所

各種法令の指定要件に該当しない危険箇所についても掌握し、地域住民へ周知するとともに、法指定区域に準じ、危険箇所ごとに、巡視、警戒避難体制等災害の予防に必要な措置を定めておく。

(3) 危険区域の調査結果の周知

ア 災害危険箇所の点検体制の確立

市は、県土木事務所・農林振興局、消防機関、警察等防災関係機関等と連携して、災害危険箇所の防災点検を計画的に実施する。

災害危険箇所の防災点検の実施に当たっては、当該危険箇所のある地域住民の代表者等の参加を得て行うよう努める。

イ 災害危険箇所の災害危険性の把握・周知

(ア) 災害危険箇所の内容を住民に十分に認識してもらえるよう、国等の調査結果を周知・公表する。

危険箇所以外でも災害の発生が予想されるため、災害危険予想箇所についても掌握し、住民に周知する。

(イ) 市独自に、新たに、把握すべき土石流、がけ崩れ、地すべりなどの危険性について調査し、その結果を積極的に住民へ周知する。

ウ 災害危険箇所に係る避難所等防災情報の周知・徹底

災害危険箇所に係る避難場所、避難路、避難方法を次に示すあらゆる手段により、地域住民に周知する。

(ア) 災害危険箇所、避難所、避難路及び避難方法を市地域防災計画に明示・位置付ける。

(イ) 災害危険箇所の他、避難所、避難路、消火・防災施設等を明記した地区別防災地図（防災マップ）の作成・掲示・配布。

(ウ) 広報紙、市のホームページ、ポスターやパンフレット等により、また、自主防災組織や地域自治会等の総会、公民館長等あらゆる機会・手段を通じて周知を図る。

2 建築物の安全性確保

建築物の安全性確保対策は、次による。

(1) 防災建築の促進

ア 小規模な木造住宅

建築物の多数を占める木造住宅については、台風対策として耐風性のある建築を建設促進する。

イ 公営住宅

公営住宅については、周囲の状況を考慮し、防災面に留意して建設する。

(2) 建築物の災害予防措置

ア 建築物の定期報告

建築基準法に基づき、知事が指定する特殊建築物について定期報告を行い、維持保全、防災避難等について安全の確保を図る。

イ 地すべり、がけ崩れ等により身体、生命に危険を及ぼすおそれがあると市長が認める地域内に居住している住民が、危険地域外に移転する場合の住宅の新築又は建築基準法第9条又は第10条の規定により、特定行政庁から住宅の除去、移転又は改築の命令の予告通知を受けた者（第9条による場合は本人の責めに帰さない事由によるものに限る。）が移転する住宅の新築又は改良については、その経費について、住宅金融公庫の特別融資がなされるので、該当者について融資利用を促進することによって安全化を図る。

ウ がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域について、危険住宅の移転を行う住民に対しての事業を行う。

3 重要施設の安全性確保

不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

第2節 道路等交通関係施設の整備と管理

道路等の公共施設は、住民の日常生活及び社会・経済活動上欠くことのできないものであり、また、災害発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っているため、被害を最小限にとどめるための安全性の確保及び被害軽減のための諸施策を実施する必要がある。

1 市の道路状況

市内の道路状況については、「国・県道の路線別一覧表」「市道改良・舗装の実績」「基幹交通網と港湾・漁港」（資料11-1～11-3）を参照のこと。

2 道路施設の安全性の向上

- (1) 橋梁等について、落橋防止構造の設置、橋脚補強等を実施する。
- (2) 落石や斜面崩壊などのおそれのある箇所について、落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を実施する。

3 道路ネットワークの確保

- (1) 緊急輸送道路については、常に整備を図り、円滑な道路交通の確保に努める。
- (2) 防災拠点間の連絡道路、あるいは避難路の整備を推進する。
- (3) 防災区画を形成する道路の整備を推進する。
- (4) 円滑な消防活動の実施やライフラインの安全性の向上のため、広幅員の歩道等を整備する。

4 道路防災拠点施設の活用

災害発生時において、一時避難施設、備蓄倉庫及び情報基地として機能する拠点施設として「道の駅くしま」を活用する。

第3節 ライフライン施設の機能確保

電力、電話、ガス、上下水道等のライフライン施設は、日常の生活に必要不可欠なものであり、その復旧に長期間を要することは、災害後の応急対策活動や住民生活に大きな影響を与えることとなる。このため、各施設に安全性の確保や資機材の配備等の対策を実施していくことが必要である。

1 上水道施設の整備

市及び水道事業者は、災害時における応急給水体制や応急復旧体制等について、「宮崎県水道事業者災害時相互応援に関する覚書」（資料2-6）により、積極的に対応する。

また、基幹的施設等の安全性を確保するとともに、給水区域のブロック化やグループ化など給水への影響を最小限度におさえられるよう、安全性の高い水道システムを構築し、災害に強い水道施設づくりを推進する。

2 下水道施設の整備

(1) 既存施設の安全性の向上

市は、被災した場合の影響度を考慮して、処理場・ポンプ場にあっては、速やかな機能回復を可能とする性能とする。また、幹線管渠等の根幹的施設については、設計流下能力を確保できる性能とする。

(2) 新設施設の安全性の確保

市は、施設の計画、調査、設計及び施工の各段階において耐震対策を講ずる。

処理場・ポンプ場・幹線管渠等の根幹的施設については、下水道が有すべき機能を確保する。新設においては建設当初の段階から耐震対策を講じるものとし、耐震対策が十分整わない状況下で被災した場合等においても、最低限の目的を達成するため、暫定的対応に直ちに着手できるよう下水道BCP策定等を行い対応を図るものとする。

3 ガス施設

ガス施設の災害予防措置については、ガス事業者の計画によるが、市もこれに協力する。

4 電力施設の整備

災害に伴う電力施設被害防止のための予防措置は、九州電力株式会社等電気事業者の計画によるが、市もこれに協力する。特に、災害による断線、電柱の倒壊、破損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、住民に対してパンフレット、チラシ等

による広報活動を行い、予防に心がける。

- (1) 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- (2) 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに電気事業者に連絡すること。
- (3) 断線垂下している電線には絶対に触れないこと。
- (4) 浸水・雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。
- (5) 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- (6) 電気器具を再使用するときは、ガス漏れや器具の安全を確認すること。

5 通信施設の整備

通信施設の災害予防措置については、西日本電信電話株式会社の計画によるが、市もこれに協力する。

〔県〕

県は、応急給水体制に対応するため、広域的観点から供給拠点の設定を行うとともに、災害時における飲料水としての適否を確認するための水質検査体制の整備を図るものとする。

また、応援資機材等の情報収集を行うとともに、応急給水や応急復旧での相互応援体制の整備を図るものとする。

- (1) 広域相互応援体制の確保
- (2) 供給拠点の設定
- (3) 応援資機材等の情報収集
- (4) 水質検査体制の整備

〔九州電力株式会社等電気事業者〕

災害を未然に防ぐため、日常の保安点検等により施設の機能維持を図るとともに、施設の新設・改良の際には、安全性の向上に特に留意するものとする。

〔西日本電信電話株式会社（宮崎支店）〕

- (1) 中継センターの分散
- (2) 中継伝送路の2ルート化（ループ化）
- (3) 耐震・防風対策
- (4) 停電対策
- (5) 受付呼出（104・116・113・115）の分散化
- (6) 地中化の推進
- (7) 建物に関する防火及び防潮対策

第4節 風水害に関する調査・研究の推進

風水害等の未然防止と被害の軽減に対し、必要となる調査・研究、情報収集を積極的に行うとともに、情報提供等を推進する。

1 調査・研究体制の整備

風水害は自然的、社会的な地域的特性が複雑に絡み合うことにより、多様な災害を引き起こす。

このため、これらの現象の分析・検討に努め、その結果を地域に応じた総合的な防災体制に役立てる。

また、災害記録、防災施設に関する資料、その他各種災害に関する資料を収集・分析し、いつでも活用できるよう整備する。

2 調査・研究項目

市は、県が行う調査研究に協力しながら、市域内における危険地区の実態を把握するなどして、資料収集等に努める。

迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

風水害等の災害に際して、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためには、事前に応急対策の実施体制や、個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。このような災害応急対策の事前の備えについて対策を講ずる。

第5節 災害発生直前における体制の整備

風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるよう、あらかじめ、気象情報、警報等の伝達体制、避難誘導體制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。

このため、避難指示のほか、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を伝達するものとする。

1 警報等の伝達体制の整備

市は、宮崎地方気象台等関係機関との連携を密にして、円滑で速やかな気象情報、警報等の情報の伝達ができるよう体制の整備に努める。

降雨の長期化等により災害危険が増大していると判断されるときは、大雨への警戒を強め、必要に応じ事前避難に関する広報を実施する。

緊急を要する事項については、「災害時優先電話」（本編第2章第4節参照）をもって行うものとする。

2 避難誘導體制の整備

風水害により、住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導が行えるよう、あらかじめ避難誘導體制を整備しておく。

避難誘導體制の整備については、本編第1章第11節によるほか、本節の定めるところによる。

(1) 避難対象地区の指定

過去の風水害の履歴や災害危険区域及び土砂災害警戒区域等地域の実情から判断して、台風・豪雨等による浸水、崖崩れ等の危険性が高く、避難対策を推進する必要がある地域を避難対象地区として指定し、地区ごとに避難場所、避難路、避難方法を定めた

避難計画の整備に努める。

(2) 避難計画の整備

地域の実情を踏まえ、地区防災計画の整備促進を図るとともに、次の事項について明記した避難計画の整備に努める。

ア 災害危険箇所の概況

当該地区の世帯数・人口及び避難等の際に留意すべき避難行動要支援者や福祉施設等の状況

イ 住民への情報伝達方法

広報車、消防団員等による戸別広報等の伝達方法

ウ 避難所・避難路

構造や立地条件等、安全性と利便性に十分配慮して定める。

エ 避難誘導員等

避難誘導を行う消防団員、自治会長等を定め、特に、地域の独居老人等の避難行動要支援者については、誘導担当者を定めておくなどの措置を講ずる。

(3) 災害時の要配慮者対策

高齢者、障がい者等の要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備に努める。

(4) 避難指示の基準の明確化

市長の避難措置は、原則として高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の3段階に分け実施するが、災害の種類や対象地区に応じた実施基準の明確化に努める。

一般的な基準は次のとおりである。

《避難情報区分》

種類	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況。	高齢者や障害のある人等、避難に時間を要する人、避難支援者等が危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）を開始する。 上記以外の者は、避難の準備をしたり、自主的に避難したりするタイミングである。
避難指示	災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況。	居住者等は危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
緊急安全確保	災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況	居住者等は命の危険があることから、自宅や近隣の建物で直ちに身の安全を確保する。

種類	対象地域	浸水害の避難情報の発令基準
高齢者等避難	浸水想定区域 及び 異常箇所地周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水位観測所の水位が避難判断水位に達したとき。 ・ 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見されたとき。 ・ 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき。
避難指示	浸水想定区域 及び 異常箇所地周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は到達する見込みのとき。 ・ 水位観測所の水位が避難判断水位を超えた状態で、さらに上昇するおそれがあるとき。 ・ 堤防に異常な漏水・浸食等が発見されたとき。 ・ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき。 ・ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき。
緊急安全確保	浸水想定区域 及び 異常箇所周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・ 串間土木事務所から、ホットラインによる助言があったとき。 ・ 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まったとき。 ・ 堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき。

(5) 避難所・避難路の安全確保

避難所としては、一時的な危険を回避するための自主避難所や指定緊急避難場所、被災者の応急生活の場所となる指定避難所、避難行動要支援者が避難する福祉避難所に大別される。

本市では指定避難所を災害時避難所として整備する。

避難所の設置に当たっては、なるべく被災地に近く集団を収容できるような建物とし、安全性やその設備状況等を考慮して適切な所を選定する。

本市における指定避難場所及び緊急指定避難場所は、以下の手順により選定する。

ア 風水害等の対策（指定避難所及び緊急指定避難場所）

(ア) 避難所候補施設として、小・中学校、自治公民館等の公的施設を選定する。

(イ) 候補施設が土砂災害等の危険区域内にある場合には、隣接地区の自治公民館、公的施設等を選定する。

(ウ) 同行政区内に自治公民館等の施設が無い場合には、隣接地区の自治公民館、又は直近にある公的施設を選定する。

(エ) 避難場所の指定や避難所の確保については、浸水や斜面崩壊等の危険性を考慮して行い、また、適宜防災診断や改修に努め、安全点検を行う。（指定避難所等については、資料12参照）

イ 避難路の安全の確保

避難路についても、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを複数選定しておく。（避難路：国・県道等）

(6) 避難情報の伝達系統・伝達体制の整備

住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、次のように危険区域ごとに伝達系統や伝達体制をあらかじめ整備しておく。

ア 電話等を通じ伝達する。（有線放送等を含む）

イ 自治会長及び消防団等を通じ、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達する。

ウ サイレン及び鐘をもって伝達する。

エ 広報車による呼びかけにより伝達する。

オ テレビ、ラジオ等を利用し伝達する。

カ ホームページ・緊急速報メール等により伝達する。

キ 防災行政無線での呼びかけにより伝達する。

(7) 自主避難体制の整備

住民が、気象警報等に十分注意し、河川の異常出水や土砂崩れ等の前兆現象が出現した場合等における自主避難を円滑に行えるよう、広報紙をはじめ、あらゆる機会を通じて住民に対する指導に努める。

また、住民においても、豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう日常的に徹底を図る。

3 災害未然防止活動体制の整備

- (1) 公共施設管理者は、所管施設の緊急点検や応急的な復旧等のための体制の整備、必要な資機材の備蓄を行う。また、水防管理者は、平常時から水防計画の作成をはじめ、水防活動の体制整備を図っておく。
- (2) 河川管理者、海岸管理者及び農業用排水施設管理者等は、せき、水門等の適切な操作を行うマニュアルの作成、人材の養成を行う。
- (3) 水防施設等の整備
 - ア 水防倉庫
 - (ア) 市は、当該管理区域内の適地に、必要とする水防倉庫又はその他の代用備蓄施設を設け、必要な器具資材を準備しておく。
 - (イ) 水防倉庫既設箇所及び水防資機材の状況は、市水防計画で定める。
 - イ 資材並びに機材

本市における水防倉庫及び資機材の現況は、「水防倉庫及び水防資器材の状況」（資料6-1）のとおりである。

4 水防計画等の整備

市は、次の責任分担に応じて、その所管する事項を実施する。

- (1) 水防組織、消防団の確立・整備
- (2) 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資器材の備蓄のほか、次に掲げる事項
 - ア 重要水防区域周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認
 - イ 緊急時に使用できる農家、資材業者等の資器材在庫量の把握及び協力体制の整備
- (3) 通信連絡系統の整備、警報等の住民への伝達体制の整備
- (4) 平常時における河川、海岸、道路等の水防対象箇所の巡視
- (5) 河川ごとの水防工法の検討
- (6) 居住者への立退の指示体制の整備
- (7) 洪水、高潮時等における水防活動体制の整備
- (8) 他の水防管理団体との相互応援協定の締結

第6節 情報の収集・連絡体制の整備

災害時の情報収集・伝達手段として機能する情報通信機器・施設の整備を図るとともに、通信機器操作等の習熟に努める。

1 通信施設の整備対策

住民に対して気象・防災に関する情報を迅速に伝達するため、市防災行政無線等の整備に努める。

2 情報の収集・連絡体制の整備

- (1) 関係機関、団体、住民組織等の協力も得て実施する。
- (2) 毎年、円滑な情報収集機能の確保を図るための訓練を実施する。
- (3) 公共施設（小・中学校、支所等）を情報通信の拠点としたネットワークの整備に努める。
- (4) パソコンネットワーク等の整備、活用を図る。
- (5) 市内各地を熟知している郵便局職員の協力を得て、災害時における被災者等の情報収集、情報交換を図る。
- (6) 防災無線ボランティアの応援を得て、情報の収集等を図る。

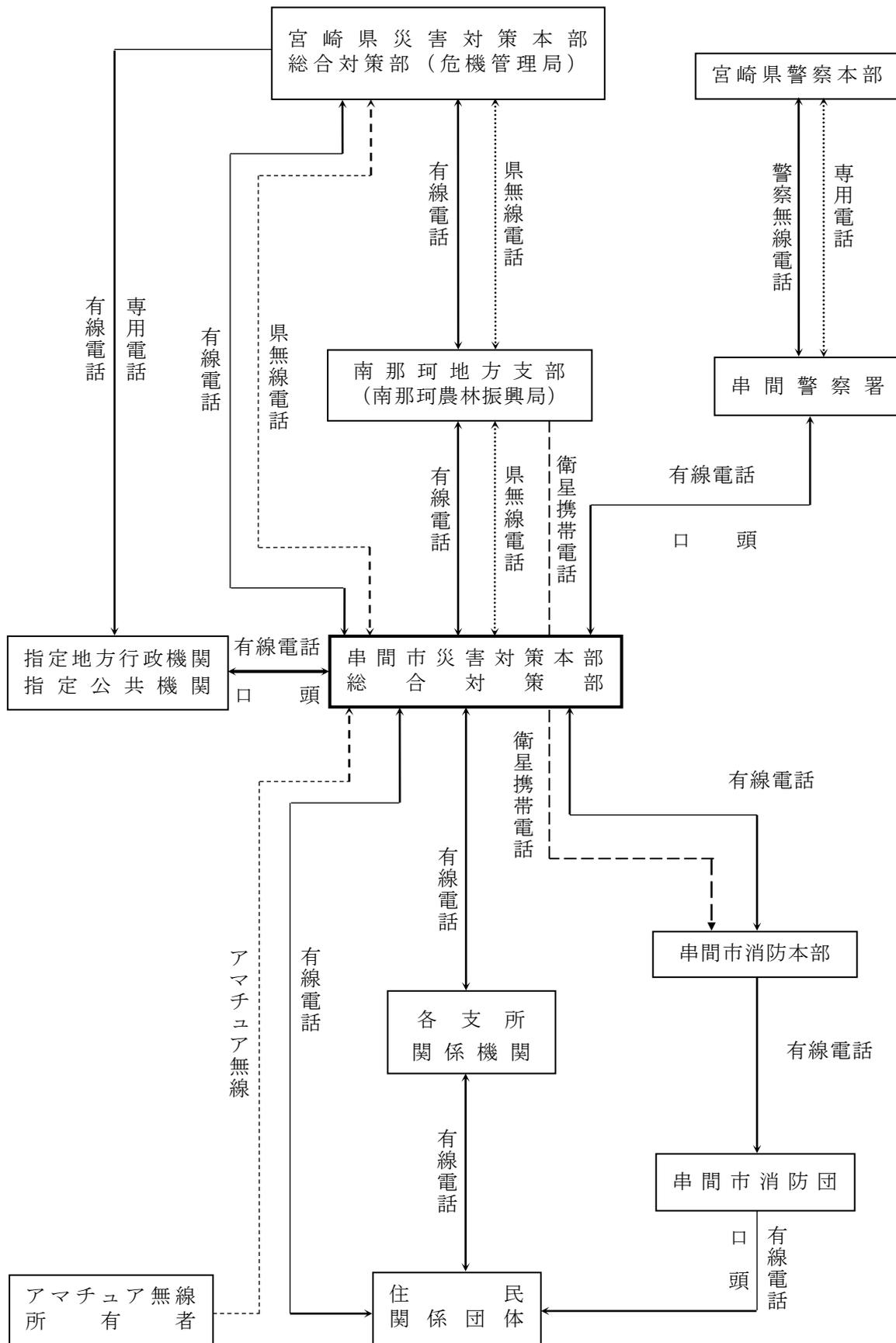
3 情報の分析整理

平常時より、防災関連情報の収集・蓄積に努めるとともに、パソコンネットワーク等の活用により、災害情報等の周知を図る。

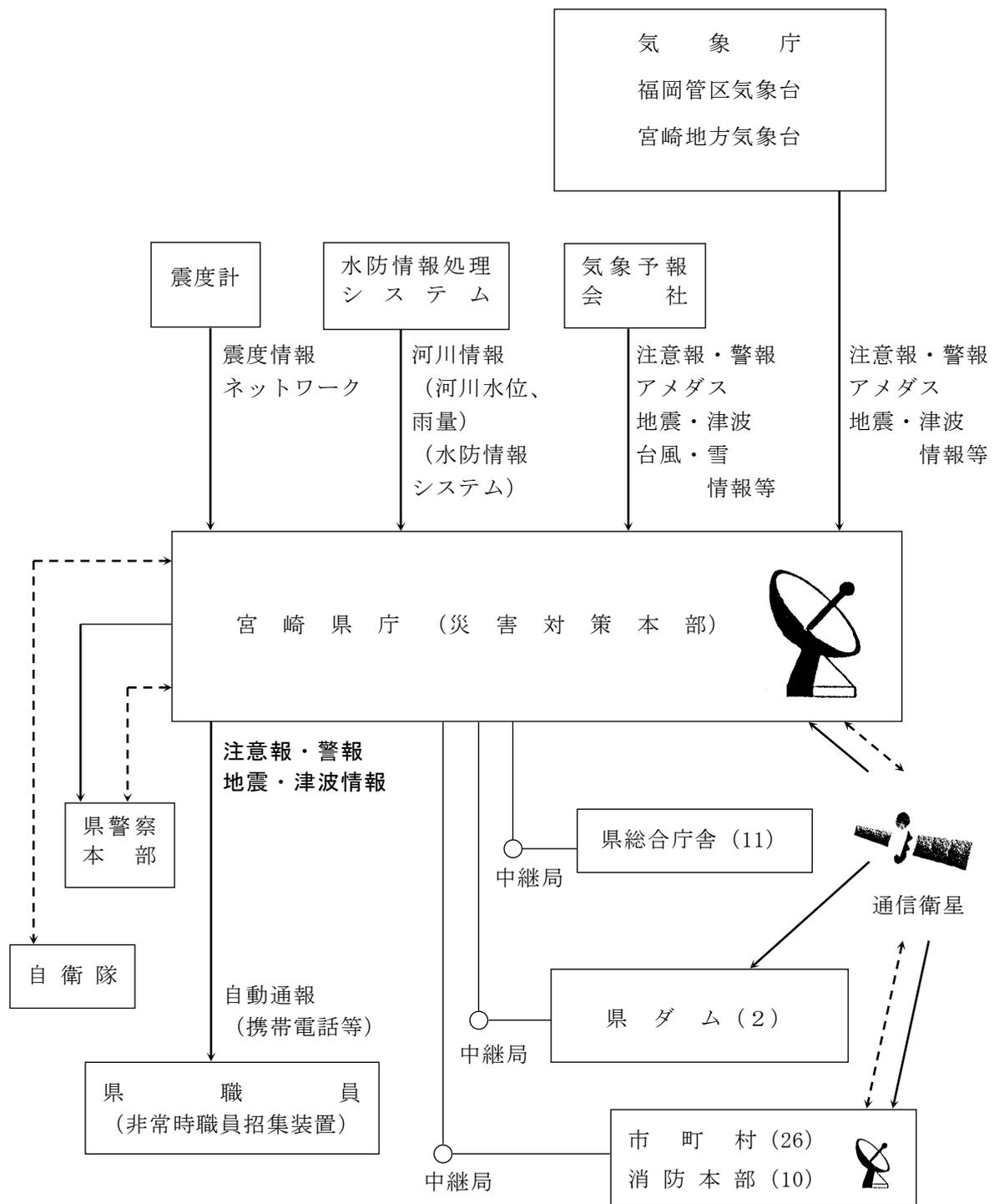
4 データの共有

市は、気象、水防、砂防、道路等の防災に関するデータを県や関係機関と相互に送受信し、共有する体制の整備に努める。（串間市における通信利用系統表は別表1を参照）また、市は、県が整備する県総合情報ネットワーク、防災情報処理システム及び画像伝送システム等の防災システムの活用し、防災活動の充実を図る。

別表 1 串間市における通信利用系統表



別表2 宮崎県防災情報システム



————→ 気象情報
 - - - - -> 災害情報

第7節 活動体制の整備

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市及び防災関係機関は、活動体制を整備し、防災関係機関との連携を強化するとともに、地域の特性及び災害特性を考慮した対策を推進する必要がある。

1 組織体制の整備

市は、地域防災計画に基づき、防災関係機関との協力体制の整備を図る。市は、基本的な自治体として、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、災害応急対策業務や住民生活に密着した業務を継続して実施する必要があることから、業務継続計画の策定に努めるものとする。

2 初動体制確立への備え

(1) 非常時における職員参集基準の明確化と周知徹底

災害発生時の職員の参集の遅滞や混乱を防止するため、勤務時間外に災害が発生した場合、動員のための情報伝達機能が低下することを考慮し、あらかじめ職員の参集基準を明確にするるとともに、串間市防災対策本部行動マニュアル等を作成し、その周知徹底を図る。

(2) 参集時の交通手段の検討

職員が通常利用している交通手段の途絶を考慮して、参集時の交通手段等を事前に検討しておく。

(3) 情報伝達手段の確保

職員に対する動員の指示等の情報伝達を確実なものにするため、あらかじめ情報連絡体制を整備しておく。また、携帯電話の利用等も検討しておく。

(4) 訓練による周知徹底

職員に対する周知徹底の状況を確認し、問題点の抽出とその改善を行うことを目的とした訓練を行う。

(5) 災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、職員用食料等の備蓄について検討を行う。

(6) 職員の家庭における安全確保対策の徹底

災害時に職員が、職員自身あるいは家族の負傷等により迅速に登庁することができなくなることを防ぐため、職員の家庭における安全確保対策が図られるよう、日ごろから職員指導を徹底する。

3 災害対策中枢拠点施設の整備

災害応急活動の中枢拠点として、地域の防災活動拠点を整備するとともに、災害現場での災害応急活動を行う地区拠点の整備に努める。

4 航空消防防災体制の整備

市は、県や関係機関とともに防災救急ヘリコプターの運航基準や管理規程などを整備していくとともに、防災救急ヘリコプターへ搭乗する航空消防隊員を県へ派遣するなど、連携・協力を密にするものである。

また、防災救急ヘリコプターが効率的に活動できるよう、緊急離着陸場の確保に努めるものとする。

5 広域応援体制等の整備充実

(1) 隣接及び県内市町村間の相互協力体制の整備

平常時から宮崎縣市町村防災相互応援協定及び宮崎県消防相互応援協定に基づく広域応援が円滑に行われるよう、その体制の整備と充実に努める。

(2) 自衛隊との連携体制の整備

自衛隊の災害派遣活動が円滑に行われるよう、市は、自衛隊と平常時から情報連絡体制を含めた連携体制の充実・強化を図る。

6 緊急時ヘリポートの確保

(1) ヘリポートの選定

大規模災害発生時において、迅速な救急救助活動と効率的な救援物資搬送等を行うためには、ヘリコプターの活用が不可欠である。このため、あらかじめ緊急時ヘリポートを選定しておく。

(2) ヘリコプターによる現地訓練への参加・検証

県や自衛隊等が実施するヘリコプターによる現地訓練に参加し、その検証を行う。

7 アクセス整備

災害対策活動を円滑に推進するため、各種施設の整備はもとより、各機関が連携をもって行動するため、地域防災計画等の習熟による他機関の活動内容の把握など、ハード、ソフト両面にわたるアクセスの整備に努める。

第8節 救急・救助及び消火活動体制の整備

大規模災害時における火災とそれに伴う死傷者の発生を最小限にとどめるため、消防力の充実強化、救助・救急体制の整備など、消防対応力及び救急対応力の強化を図る。

また、特に初期段階で重要となる地域住民等による初期消火、救出及び応急手当能力の向上を図る。

1 消防力の充実強化

(1) 組織及び消防力

組織及び消防力の状況は、「消防団機構図」「消防施設の状況」（資料5-1、5-2）のとおりである。

(2) 消防施設・設備の強化と保全

ア 初動及び活動体制を確保するため、消防庁舎の安全性の確保、消防待機宿舎の整備並びに消防機動力、無線通信情報システム及び個人装備等を進める。

イ 火災の場合の消防活動、その他の災害の場合の行動を迅速に行うため、現有消防ポンプ自動車等の整備及び性能点検を実施することにより、常にその性能の維持向上を図り、有事の際の即応体制の確立を期する。

ウ 防災資機材格納庫、消防団用ポンプ自動車等の車両、装備及び活動資機材の充実・強化を図る。

エ 消防本部庁舎及び消防署を、大規模災害発生時の防災拠点としての機能維持及び緊急消防援助隊等の受援体制の確保のため、災害時に有用な設備・施設等及び必要な敷地面積を備える形で整備する。

なお、現在の消防本部庁舎及び消防署が、想定最大規模における浸水想定区域内に位置しており、また、周辺地域も広範囲に浸水するため、消防本部庁舎及び消防署を防災拠点としての機能を維持できる場所に早期に移転整備する必要がある。

(3) 消防団員の確保、消防団活性化対策の推進

多大な動員力を有する消防団は、地域防災の中核的存在である。消防団員の確保に努め、消防団の活性化対策の一層の推進を図る。

(4) 総合的な消防訓練の策定

市の総合防災訓練等を通じて、計画的に実施する。

(5) 消防団員の教育訓練

消防団員の知識及び技能の向上を図るため、県消防学校に必要に応じ派遣するほか、一般教養訓練の推進を図る。

2 消防水利の確保

消防水利の不足又は道路事情により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進し、地域の消火体制の強化を図る。

3 救急・救助体制の整備

(1) 救急活動体制の強化

大規模な災害によって発生することが予想される多数の傷病者に対し、迅速・的確な応急処置を施し、医療機関への効率的な搬送をする体制を確立するため、消防本部を中心に次の事業を推進する。

- ア 救急救命士の計画的な養成
- イ 高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進
- ウ 救急隊員の専任化の促進
- エ 救急教育の早急かつ計画的な実施
- オ 医療機関との連携強化
- カ 住民に対する応急手当法の普及啓発

(2) 救助体制の整備

ア 消防本部を中心に救助工作車の整備、クレーン、ウィンチ、救命ボートなどの救助用資機材の整備を促進するとともに、倒壊建物、がけ崩れ等被災状況に応じた救助マニュアルの作成及び点検に努める。

イ 消防団、自治会及び自主防災組織等による地域レベルでの防災活動の用に供するため、発電機、投光器、担架、ジャッキその他救助活動に必要な資機材の整備を促進する。

ウ 災害の状況によっては、防災関係機関が保有している資機材だけでは不足する場合も予想されるので、民間団体の協力を得て、重機等の資機材の保有状況を把握しておく。

4 初期消火・救出・応急手当能力の向上

(1) 避難行動要支援者等の把握

自治会長や自主防災組織等は、地域内の高齢者、障害者、外国人など避難行動要支援者等を把握しておく。とりわけ寝たきり老人、独居老人、身体障害者等のいる家庭については、防火及び避難等の指導を行う。

(2) 初期消火力の向上

消防団、自主防災組織を中心とし、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のためおき等を地域ぐるみで推進する。また、事業所においても、消防団、自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

(3) 救出・応急手当能力の向上

ア 救出資機材の整備

市は、火災現場からの救出などに役立つ救出資機材の備蓄に努め、地域内の建築業者等からの調達を考慮しておく。また、自主防災組織等が行う地域の取組を支援する。

イ 救助訓練

救急隊到着前の地域での応急手当は、救命上極めて重要であることから、住民に対する応急手当方法の普及啓発を図るとともに、自主防災組織を中心として行われる救助訓練の指導助言に当たる。

第9節 医療救護体制の整備

大規模災害が発生した場合、大勢の死傷者が生じ、交通、通信網、電気、水道等のライフラインが途絶するなど、住民生活に大きな混乱を引き起こすことが予想される。

このような中で迅速、的確な医療救護活動を行い、人的被害を最小限に食い止めるためには、通常時の救急医療体制に加えて、災害時にも機能しうる医療救護体制を確立、強化していく必要がある、災害拠点病院の整備充実を図るなど県と連携を図りながら、医療救護体制の整備を積極的に推進する。

1 実施体制

- (1) 被災者に対する医療救護は、市が行う。なお、市限りで実施困難なときは、県に対して救護班の派遣を要請し、隣接市町村、その他の医療機関の応援により行う。
- (2) 災害救助法が適用されたときは、県及び県の委任を受けた日本赤十字社宮崎県支部が実施する。

2 医療体制の整備

(1) 初期医療体制の整備

市は、災害発生後の電話や道路交通等の混雑・不通により、救急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、次により初期医療体制の確立を推進する。

ア 救護所の設置箇所を定める。

イ 医療機関の協力により、医療班を編成する。

ウ 医療班の派遣要請の方法、重症者の搬出方法等を定める。

エ 応急手当等の家庭看護の普及を図る。

(2) 連絡体制の整備

市は、消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備する。傷病者の移送については、災害時には道路交通の混乱が予想されるため、県警察による交通規制の実施や、陸上輸送が困難な場合のヘリコプターによる搬送の要請を行うなど、関係機関との調整を行う。

(3) 訓練等の実施

救急医療と異なる環境下で医療活動を行うことが求められることから、これに対応できるよう、避難・患者受入れなどに係る研修・訓練を行う。

3 後方搬送体制の整備

- (1) 負傷者の後方搬送について、市は、県及び関係機関と連携し、それぞれの役割分担を明確に定めておく。

(2) 透析患者や在宅難病患者等への対応

ア 透析患者等への対応

慢性腎不全患者の多くは、1人1回の透析に約120ℓの水を使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する必要がある。

また、生き埋め等の圧迫による挫滅症候群（クラッシュ・シンドローム）に伴う急性腎不全患者に対しても、血液透析等適切な医療を行う必要がある。

このため、市は、断水時における透析施設への水の優先的供給、近隣市町村への患者の搬送や医師会等関係機関との連携による情報供給を行う体制を整える。

イ 在宅難病患者等への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病勢が不安定であるとともに、専門医療を要することから、災害時には、医療施設などで救護する必要がある。

このため、平常時から保健所を通じて患者の把握を行うとともに、県、医療機関及び近隣市町村等との連携により、災害時における在宅難病患者の搬送及び救護の体制を確立する。

4 災害情報の収集・広域的連絡体制の整備

市は、医療機関の被害状況や医療機関を訪れている負傷者の状況、医療従事者の活動状況を把握するため、情報の収集・連絡体制の整備及び充実に努める。

〔県〕

(1) 災害拠点病院等の整備充実（資料10－1参照）

市は、災害拠点病院を串間市民病院（旧串間市国民健康保険病院）に指定しているが、今後、医師会、歯科医師会、薬剤師会、日赤宮崎県支部、消防本部等の関係機関との協議を進めながら、災害拠点病院を中心とする医療救護体制の整備・充実に努める。

なお、県が指定する緊急時ヘリポート等を活用した患者搬送体制、県の救急医療体制の整備にも努めるものとする。

(2) 医薬品等の備蓄体制及び輸血用血液製剤の確保体制の整備に努めるものとする。

(3) 災害時における医療情報の確保の重要性にかんがみ、医療機関、消防組織等のネットワークによる通常時の救急医療情報システムに国及び隣接県等を加えた「広域災害・救急医療情報システム」が有効であるので、「宮崎県総合情報ネットワーク」（資料9－2参照）との連携に配慮しながら同システムの導入について検討を行い、段階的な整備を図るものとする。

〔医療機関〕

多数の負傷者が発生している災害現場において、救急活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命措置の必要な負傷者を搬送する必要がある。このため、傷病程度を選別を行うトリアージ・タッグを活用した救護活動について、日ごろから訓練し、習熟に努めるものとする。

第10節 緊急輸送体制の整備

大規模災害が発生した場合、建築物の倒壊及び出火延焼、死者、ライフラインの被害等が予想される。これらの被害を最小限にとどめるためには、災害発生後の消防や人命救助、応急復旧や救援のための物資輸送等の効果的な実施が必要である。そのため、あらかじめ緊急輸送道路を指定・整備し、道路啓開資機材、車両の調達体制及び緊急通行車両等の調達体制を整備する。

1 交通確保体制の整備

交通規制の実施責任者及び整備方針

区 分	実 施 責 任 者	範 囲	整 備 方 針
道路管理者	市長 (市道) 知事 (指定区間を除く国道及び県道)	(道路法第46条) 1 道路の損壊、決壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合	道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報等に備え、速やかに必要な規制を行う体制の整備に努める。
公安委員会	公安委員会 警察署長 警察官	(災害対策基本法第76条) 1 災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため、必要があると認めるとき (道路交通法第4条～第6条) 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めるとき 3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生ずる恐れがある場合	(1) 発災時の交通安全や緊急通行車両の通行確保を行うため、或いは、防災訓練のための交通規制計画について、その作成に努める。 (2) 交通情報の収集は、航空機、オートバイその他の機動力を活用することとし、交通情報の収集を行う班体制の整備に努める。 (3) 交通規制を実施した場合の関係機関や住民等への周知方について、その内容や方法・手段について、日ごろから計画しておく。 また、道路交通情報センターや報道機関との連携を日ごろから図っておく。 (4) 規制用サインカーや、規制用標識等の装備資機材の整備に努める。

2 緊急通行車両の事前届出・確認

(1) 緊急通行車両の事前届出

市が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行う。

(2) 届出済証の受理と確認

ア 県公安委員会による緊急通行車両に該当するかどうかの審査を受け、該当すると認められるものについては、届出済証の交付を受ける。

イ 届出済証の交付を受けた車両については、緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付を受ける。

3 輸送手段の確保及び関係機関相互の協力関係の強化

(1) 道路輸送

道路交通が確保されている場合、原則として市現有車両（資料11-5）を使用するが、災害の規模に応じ、一般運送業者の協力を得て輸送を行う。

(2) 空中輸送

地上輸送が不可能な場合、宮崎県（危機管理局）、宮崎県警察本部へ出動を要請するほか、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。

(3) 鉄道輸送

道路等の被害により、車両による輸送の確保が不可能なとき又は他県等遠隔地において物資資材等を確保したときで、鉄道によって輸送することが適当なときは、鉄道事業者に対して輸送の要請を行い、鉄道による輸送を実施する。

(4) 海上輸送

災害のため陸上輸送が困難な場合、海上輸送がより効果的な場合は、船舶輸送により輸送を実施するものとする。特に緊急な船舶輸送が必要な場合は、県有船舶又は海上保安部所属船舶の協力を得て、輸送の実施に努める。

(5) 関係機関との協力関係の強化

災害時の迅速かつ的確な輸送手段の確保を図るために、協力協定の締結や運用計画を作成するなど、日ごろから連携を図っておく。

4 輸送施設・集積拠点等の指定

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する輸送施設として、緊急輸送路線やヘリポート及び災害時の救援物資や資機材等の集積地を指定しておく。

5 緊急輸送道路啓開体制の整備

(1) 啓開道路の選定基準の設定

災害時において、道路啓開を実施する路線の選定、優先順位について関係機関と協議の上、選定基準を設けてあらかじめ定めておく。

(2) 道路啓開の作業体制の充実

市及び道路管理者は、平素から、災害時において、関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力体制を確立して道路啓開の作業が実施できるよう、効率的な道路啓開体制の充実を図る。

(3) 道路啓開用装備・資機材の整備

市及び道路管理者は、平素から、道路啓開用装備・資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

(4) 関係団体等との協力関係の強化

市及び道路管理者は、災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるよう、道路啓開に関する協力協定の締結を図り、協力関係の強化を図る。

第11節 避難収容体制の整備

大規模災害が発生した場合、多数の長期避難者の発生が予想される。このうち、住居等を喪失するなど引き続き救助を必要とする者に対しては、収容・保護を目的とした施設の提供が必要である。このため、避難所としての施設の指定及び整備を積極的に行う。

1 避難計画の策定と避難対象地区の指定

(1) 避難計画の策定

次の事項に留意して、避難計画の策定に努める。

ア 避難指示を行う基準及び伝達方法

イ 避難場所（避難地及び避難所）の名称、所在地、対象地区及び対象人口

ウ 避難場所への経路及び誘導方法

エ 避難所（福祉避難所を含む）開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(ア) 飲料水の供給

(イ) 炊き出しその他による食品の供給

(ウ) 被服寝具その他生活必需品の給与

(エ) 負傷者に対する応急救護

(オ) 要配慮者に対する介助等の対応

オ 避難所の管理に関する事項

(ア) 避難収容中の秩序の保持

(イ) 避難者に対する災害情報の伝達

(ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

(エ) 避難者に対する各種相談業務

カ 災害時における広報

(ア) 広報車による周知

(イ) 避難誘導員による現地広報

(ウ) 住民組織を通じた広報

(2) 避難対象地区の指定

地域の実情から判断して、高潮、津波・河川による浸水、山・がけ崩れ、火災の延焼拡大等の危険性が高く、避難対策を推進する必要がある地域を把握するとともに、これらを踏まえて避難対象地区を指定し、重点的に避難収容体制の整備を推進する。

2 避難場所、避難路の確保

(1) 避難場所の指定

市は、居住場所を確保できなくなった被災者に対しての応急的な収容保護を目的として、避難場所（指定緊急避難場所及び指定避難所）を指定する（資料12-1参照）。

指定避難所については、次の事項を考慮して指定する。

ア 避難所については、地震災害時と風水害時とに区分して指定する。

また、津波避難用としては、地震災害時のうち、津波にも有効なものを指定するが、一時的には最寄りの安全な高台への避難を住民等に周知する。

イ 避難所の指定に当たっては、当該地区の避難者数を想定し、その量的な確保を図る。

ウ 避難所として指定する施設は、原則として耐火、鉄筋構造等の安全性を備えた公民館等の集会施設、学校、スポーツセンター等の公共施設とする。

また、スロープの設置やバリアフリー化等についても留意する。

なお、学校を避難所として指定する場合については、学校が教育の場であることを配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、教育委員会等と調整を図る。

エ 人口密集地域においては、管内の公共施設のみでは避難所を量的に確保することが困難な場合があることから、次により避難所の確保を図る。

(ア) 隣接する市町村の公共施設等の利用

(イ) 企業や個人が保有する施設等の利用

オ 避難所の利用関係を明確にするため、当該施設の管理（所有）者の理解・同意を得て指定するとともに、災害時の利用関係、費用負担等について明確にしておく。

(2) 避難路の確保

避難場所に至る避難路を確保するため、防災性を付与した整備の推進を図る。

また、沿道の不燃化、緑地の整備、危険物の除去、消防水利の確保等の対策を講ずる。

(3) 商店街、観光地における避難場所等の確保

多数の人が集まる商店街、観光地においては、安全な避難場所及び避難道路を確保するとともに、避難誘導のための分かりやすい避難標識の設置に努める。

3 避難場所等の広報と周知

住民が的確な避難行動をとることができるよう、避難場所や災害危険地域を明示した防災マップや広報紙・PR紙等を活用して、避難に関する広報活動を実施する。

(1) 避難場所の広報

避難場所の指定を行った時点で、広報紙等により、地域住民に対し次の事項の周知徹底を図る。

ア 避難場所の名称

- イ 避難場所の所在位置
- ウ 避難場所への経路
- エ その他必要な事項

(2) 避難のための知識の普及

住民に対し、次の事項の普及に努める。特に、自家用車による避難は、交通渋滞が予想され、消火活動、救急・救助活動、医療救護活動及び緊急物資の輸送活動等に重大な支障をもたらすおそれがあるので、住民にその自粛を呼びかける。

ア 平常時における避難のための知識

イ 避難時における心得

ウ 避難収容後の心得

(3) 災害危険区域の広報

災害時の土石流、地すべり、山・がけ崩れ及び二次災害のおそれのある箇所については、過去の災害事例及び現況調査等を踏まえて、土砂災害警戒区域等図を作成するなど、住民に適切な方法で広報するとともに、危険箇所の巡回監視等に努める。

4 避難施設の安全性確保と設備の整備

(1) 避難所の安全性の確保

平常時より建物の安全性の確保を積極的に推進し、避難所に指定されている学校施設等で、昭和56年度以前に建築された建物については、必要に応じて補強や改築等の検討を図る。

また、感染症対策等について、平常時から保健所等と連携を図るものとする。

(2) 避難所の備蓄物資及び設備の整備

応急的に必要と考えられる避難者への食料や飲料水、被服寝具その他生活必需品、感染症対策に必要な物資の確保に努めるとともに、負傷者に対する応急救護や避難所生活に必要とする資材や設備の整備に努める。

なお、これらの実施に当たっては、施設管理者等の理解を得た上で実施する。

また、避難所等における仮設トイレの設置やし尿処理が円滑に行えるよう、各事業者との協定を締結するなど、協力体制の整備に努める。

5 応急仮設住宅の供与体制の整備

災害のために住家を滅失した被災者は、避難所に収容され保護を受けることとなるが、避難所は災害直後の応急的かつ一時的なものである。

よって、住家が滅失した被災者のうち、自力では住宅を確保することのできない者に対し、一時的な居住の安定を図るため、次の事項に留意し応急仮設住宅の設置について供与体制を整備する。

(1) 建設用地の選定

ア 応急仮設住宅の必要量を考慮の上、建設用地を選定し、その確保に努める。

イ 応急仮設住宅の建設用地の選定に当たっては、原則として、公有地、国有地、企業等の民有地の順に選定する。

ウ 応急仮設住宅の建設用地は、企業等の民有地についても、公租公課等の免除を前提として、原則として無償で提供を受けられる土地とする。

(2) 立地条件の配慮

建設用地は、上下水道、ガス、電気等の生活関連設備の整備状況、医療関係、学校、商店、交通、地域的なつながり、騒音、防火等の面を総合的に考慮し、できる限り住宅地としての立地条件の適した場所を選定する。

(3) 利用関係の明確化

建設用地の選定に際しては、当該用地の所有者と設置期間や費用負担のあり方など、用地の利用関係について明確にしておく。

(4) 建設事業者団体等との協定

応急仮設住宅を迅速に設置することができるよう、必要に応じて建設事業者団体等と応急仮設住宅の建設及び建設資材の提供等に関する協定を締結しておく。

(5) 応急仮設住宅の建設計画の策定

応急仮設住宅を計画的に建設するため、災害によって住家を滅失した被災者の住宅需要を速やかに把握し、全体の建設計画を策定する。

(6) 必要戸数の供給

ア 災害が発生した場合には、必要に応じて建設事業者団体の協力を得て、速やかに必要な応急仮設住宅を建設できるよう整備しておく。

イ 避難所の生活が相当に長期化しているにもかかわらず、応急仮設住宅の建設が著しく遅れる等のやむを得ない事情がある場合、公団・公営住宅の一時利用、民間アパートの借り上げ等も検討しておく。

(7) 住宅の仕様等

単身や多人数世帯、高齢者や障害者等の要配慮者など、個々の需要に応じた多様なタイプの応急仮設住宅の提供や設置後の地域社会づくり等に考慮したものとする。

6 重要避難所の整備

避難の拠点となる重要避難所を整備するとともに、備蓄倉庫、自家発電施設等の設備の充実を図る。

(重要避難所)

地区	施設名	地区	施設名
福島地区	市総合体育館	本城地区	旧本城中学校
北方地区	旧北方中学校	都井地区	都井小学校
大東地区	大東支所	市木地区	旧市木中学校

第12節 備蓄に対する基本的な考え方

災害発生直後に必要となる食料や物資等の備蓄を計画的に推進するための基本的な方針について定める。

計画推進に当たっては、次の事項に留意した公的備蓄等に努め、被災者への物資の安定供給を図る。

なお、在宅の被災者に対しても、必要に応じた物資が供給されるよう配慮する。

1 備蓄方法

(1) 避難所等の防災拠点での備蓄

災害発生直後は、平常時の物資流通体系が混乱することから、避難所、公共施設等での公的備蓄に努める。

なお、地理的条件も勘案し、必要に応じて地域分散備蓄を図り、物資の速やかな供給に努める。

(2) 民間業者との物資供給協定の締結

物資流通体系が回復した後、安定して物資が供給されるよう、必要に応じて民間業者と物資供給に関する協定を締結するなど、流通在庫備蓄に努める。

(3) 物資の内容

被災世帯すべてに一律的に物資を供給するのではなく、避難所や在宅被災者の生活自立状況も勘案の上、世帯ごとに日常生活を応急的に支援する物資を供給する。

なお、物資の供給においては、画一的なものだけでなく、高齢者や乳幼児、傷病者に配慮した物資の供給に配慮する。

2 防災拠点以外での備蓄

(1) 各家庭や職場での物資等の備蓄

住民が、各家庭や職場で、平常時から3日分以上の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、啓発を図る。

(2) 災害対策要員分の備蓄

災害対策要員の必要分として、常時3日分以上相当の備蓄に努める。

第13節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備

住宅の被災や交通の途絶等による各家庭での食料、飲料水、生活必需品の不足等が起こった場合には、災害発生直後から被災者に対し、円滑に食料、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう、物資の備蓄及び調達体制の整備を図る。

1 食料・飲料水の備蓄及び供給体制の整備

(1) 食料の備蓄及び供給体制の整備

ア 市は、必要に応じて、被災者に食品の供給が図られるよう、次の事項に留意し、その備蓄と供給体制の整備に努める。

(ア) 住家の被害やライフラインの寸断等により、食料の入手が不可能な被災者に対して速やかに供給ができるよう、公的備蓄に努めるとともに、農業協同組合や民間業者等と食料供給に関する協定を締結するなど、流通在庫備蓄に努める。

(イ) 供給の長期化に備え、食品メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者・乳幼児・病弱者等に配慮した品目（食材の柔らかい物、ミルク等）についても備蓄に努める。

(ウ) 米穀・乾パンの買い受けを円滑に行えるよう、県農産園芸課、宮崎農政事務所地域第一課（都城市）、政府指定倉庫の責任者等との連絡・協力体制の整備を図る。

イ 事業所、住民等の備蓄

事業所及び住民が、災害時におけるライフライン施設や食料等の流通が途絶えることを考慮し、おおむね3日分に相当する量を目標として備蓄するよう指導する。

(2) 応急給水・応急復旧体制の整備

ア 避難所等に避難した被災者の飲料水を確保するため、公的備蓄や流通在庫備蓄（水の缶詰・ペットボトル等）による飲料水の供給、市町村相互応援による給水車派遣等による供給体制の整備に努める。

イ 応急給水量は、次の給水量を目標に設定する。

(ア) 初めの3日間 3ℓ / 人日

(イ) 7日目まで 20ℓ / 人日

(ウ) 14日目まで 100ℓ / 人日

(エ) 15日から28日目まで 250ℓ / 人日

(オ) 29日目以降 通常通水

ウ 各家庭及び住民に対して、10ℓ～20ℓ入りのポリ容器を常備しておくよう指導する。

エ 本市における水道施設は、上水道施設2箇所、簡易水道施設8箇所となっており、総給水人口は18,600人(平成25年度)となっている。また、小規模飲料水供給施設は7

箇所である。

2 生活必需品等の備蓄及び供給体制の整備

(1) 供給体制の整備

市は、必要に応じ被災者に応急的な生活必需品の給（貸）与が図られるよう、次の事項に留意し、その公的備蓄と供給体制の整備に努める。

ア 避難所等の生活において、被服、寝具その他生活必需品の欠乏している被災者に対して速やかに物資の給（貸）与が図られるよう、公的物資の備蓄に努めるとともに、民間業者と物資供給に関する協定を締結するなどして流通在庫備蓄に努める。

イ 生活必需品の物資については、女性や子供、要配慮者にも配慮した物資の給（貸）与に努める。

ウ 義援物資が大量に搬入されることも考えられることから、義援物資の受入体制や配布方法について、ボランティア等の活用も含めた体制を整備する。

エ 生活必需品の例示

(ア) 寝 具

就寝に必要な毛布・布団やタオルケット等

(イ) 外 衣

ジャージ、洋服、作業衣、子供服等

(ウ) 肌 着

男女下着、子供下着等

(エ) 身の回り品

タオル、バスタオル、靴下、サンダル、雨具等

(オ) 食器、日用品

食器・箸・皿、石鹸、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、生理用品、紙オムツ、電池等

(カ) その他、応急的に必要な生活必需品

(2) 事業所、住民等の備蓄

事業所及び住民が日常生活に必要となる前記(1)エに掲げる品目を備えるよう指導する。

第14節 被災者等への的確な情報伝達体制の整備

災害発生時には、市、県及び防災関係機関等の間で緊密な情報連絡をとることが全ての対策の基本となるため、平常時よりソフト・ハード両面で情報伝達体制の整備を図る。

1 防災行政無線等の整備

(1) 防災行政無線整備の推進

市が使用する防災行政無線には、次の2種類があるが、同報系無線（屋外拡声器）を中心に整備を図る。

ア 移動系無線：被害状況を把握するため、災害現場へ移動し市役所と災害現場との間で通信を行うシステム

イ 同報系無線：災害情報等を市役所から屋外拡声器や戸別受信機により、住民に周知する通信システム

2 消防救急デジタル無線の維持管理

(1) 消防本部は、災害現場との情報伝達を迅速・確実に行うために、消防救急デジタル無線の適正な維持管理に努めるものとする。

(2) 消防救急デジタル無線の整備状況

基地局	陸上移動局			
	卓上型	可搬型	車載型	携帯型
1	1	2	10	30

3 広報体制の整備

災害発生時に、報道機関からの取材の要請に適切に情報提供ができるよう、対応方針を定めておく。

また、広報に当たっては、県等他の機関の広報との連携・協力について配慮しておく。

(1) 広報窓口の明確化

取材対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制を整備する。

(2) 放送要請の事前確認

災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう放送要請の方法についての確認を行っておく。

4 被災者からの問合せに対する体制の整備

災害発生時には、住民等からの問い合わせ、要望、意見等が多数寄せられることが予想されるため、情報の混乱を防ぎ、住民に対して的確な情報を提供できるよう次の体制を整えておく。

- (1) 住民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファックスを設置し、職員が専属で対応できる体制の整備を図る。
- (2) インターネットを通じて、住民が防災に関する各種の情報を得られる体制の整備を図る。

第15節 要配慮者等安全確保体制の整備

近年の災害では、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の犠牲が多くなっている。このため、県、市町村及び要配慮者を入所させる社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）等は、地震災害から要配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域における要配慮者の安全確保体制について整備に努めるものとする。

市は、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、特に支援を要する避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成し、避難行動要支援者の避難支援等を実施する関係機関（以下「避難支援等関係者」という。）に情報を提供することにより、発災時に迅速な対応がとれるよう備える。

また、平成25年の基本法の改正に基づき策定された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（以下、この節において「指針」という。）に基づき、「避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」を作成し、避難行動要支援者の安全確保体制の整備を図るものとする。

1 発災時間と対策との対応

災害の発生時期は事前には特定できないため、夜間等にも対応できるよう、避難行動要支援者の安全確保体制の整備を行う必要がある。

2 避難支援等関係者との協力体制の整備

避難行動要支援者の避難支援には、マンパワー等の支援する力が不可欠であるため、市は、次の機関（避難支援等関係者）に協力を求め、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、行政区等地域社会全体で避難行動要支援者を支援するための体制づくりを行うものとする。

- (1) 消防機関
- (2) 串間警察署
- (3) 民生委員児童委員
- (4) 市社会福祉協議会
- (5) 自治会長
- (6) 自主防災組織

- (7) 社会福祉事業者
- (8) その他地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者

3 避難行動要支援者としての外国人に対する配慮の必要性

災害時においても外国人が被災する危険性が高まっている。したがって、言葉や文化の違いを考慮した外国人に対する情報提供や防災教育並びに防災訓練等の実施が必要である。

4 社会福祉施設、病院等の対策

(1) 組織体制の整備

社会福祉施設及び病院等の管理者に、避難行動要支援者の安全確保のための組織・体制の整備を充実するよう要請する。

(2) 社会福祉施設、病院等の管理者

高齢者や障がい者、傷病者及び乳幼児等の、いわゆる避難行動要支援者が利用する社会福祉施設、病院等の管理者は、災害時に備え、予め防災組織を整え、職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制等の整備を図るとともに、職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施するように努める。

特に、夜間等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導體制に十分に配慮した体制整備を行う。

また、市、施設相互間、自主防災組織、ボランティア組織等及び近隣住民と連携を図り、避難行動要支援者の安全確保に関する協力体制づくりを行う。

(3) 防災設備等の整備

社会福祉施設及び病院等の管理者を指導・支援し、避難行動要支援者の安全確保のための施設の整備を促進するよう要請する。

(4) 社会福祉施設、病院等の管理者

社会福祉施設及び病院等の管理者は、施設そのものの災害に対する安全性を高めるとともに、災害後の施設入所者の生活維持のための物資及び防災資機材等の整備の充実を推進する。

また、災害発生に備え避難行動要支援者自身の災害対応能力を考慮し、消防機関等への緊急通報、避難誘導等のための防災設備及び体制の整備を推進する。

(5) 避難行動要支援者を考慮した防災基盤の整備

市、社会福祉施設及び病院等の管理者は、避難行動要支援者自身の災害対応能力及び社会福祉施設、病院等の立地を考慮し、避難所及び避難路等の防災基盤の整備に努める。

また、避難所に障がい者等のためのスペースを確保する等の措置を講じるとともに、避難所での生活に耐えることができない避難行動要支援者のために、二次的な避難施設等の整備を充実する。

5 避難行動要支援者の安全確保

(1) 地域における避難行動要支援者の把握

市は、発災時に迅速な対応が取れるよう、次の事項に留意の上、避難行動要支援者名簿を作成し、避難行動要支援者の把握等を行うものとする。

(2) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手

ア 基本法第49条の10第3項に基づき、市長は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外のために内部で利用することができることとなっている。市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約するよう努めるものとし、その際は、要介護状態区分別や障害種別、支援区分別に把握する。

イ 県等からの情報の取得難病患者に係る情報等、市で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、知事その他の者に対して、情報提供を求め、必要な情報の取得に努めるものとする。なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを書面によって明確にする。

(3) 避難行動要支援者名簿の作成

ア 避難行動要支援者の範囲

本市における避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、次の基準に該当するものとする。また、要件から漏れた者が自らの命を主体的に守るため、市に対し、自ら名簿への掲載を求めることができるものとする。

(ア) 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する要介護認定において、要介護3以上の認定を受けている者

(イ) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する肢体障害を有する者、視覚障害及び聴覚障害に該当する障害を有する者

(ウ) 「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日厚生省発児第156号事務次官通知)に規定する療育手帳の交付を受けている者

(エ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(平成7年法律第94号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(オ) 特定疾患治療研究事業の医療費助成認定を受けている難病患者

(カ) 上記以外の者で、自ら要援護者であることを申し出た者

イ 避難行動支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- (ア) 氏名
 - (イ) 住所
 - (ウ) 年齢（生年月日）
 - (エ) 電話番号
 - (オ) 特記すべき事項
 - (カ) 行政区
- (4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

避難行動要支援者名簿は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は、避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。名簿情報提供の際には、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めるほか、当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努める。なお、避難支援等関係者に名簿情報を提供するに当たっては、「串間市個人情報保護条例」の規定に留意しつつ、本人からの同意を得ることを前提に、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう配慮する。

- (5) 当面の措置

既に整備している「串間市災害時要援護者避難支援プラン」に基づく「要援護者リスト」を「避難行動要支援者名簿」として、当面並行して使用する。

- (6) 個別支援計画の作成

市は、避難行動要支援者の避難誘導を迅速に行うために、避難行動要支援者それぞれの状況に応じた個別支援計画を作成する。

- (7) 防災組織体制の整備

災害時における避難行動要支援者の迅速な避難のためには、地域住民の協力が必要である。

このため、寝たきりや一人暮らしの高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の所在を把握し、災害時に地域全体で避難行動要支援者を支援し、そのための情報伝達、救助等の体制づくりを促進する。

また、避難行動要支援者自身の災害対応能力及び避難行動要支援者の状況等を考慮し、危険箇所及び避難所等の周知・啓発を推進する。

- (8) 緊急応援連絡体制の整備

非常用通報装置の設置等により、関係機関との通信手段の確保・整備に努めるとともに、施設入所者等の避難誘導等に当たって地域住民の協力が得られるよう、地域やボランティア組織等との連携に努める。

また、施設入所者等の出身世帯との緊急連絡方法についても把握しておく。

- (9) 施設の安全性等の確保

災害時における施設の倒壊等を未然に防止するため、平常時から施設の安全性等の確

保に努める。

(10) 防災設備等の整備

避難行動要支援者への災害情報伝達を効果的に行うため、緊急通報システム等の整備、普及に努めるとともに火災時における安全性確保のため火災警報器等の設置推進に努める。

(11) 避難行動要支援者を考慮した防災基盤の整備

- ア 避難行動要支援者自身の日常生活自立度及び避難行動要支援者の所在等を考慮し、避難所及び避難路等を指定し設備の充実を図る。
- イ 地域福祉活動やボランティア活動の拠点として、総合福祉センターの充実を図る。
- ウ 住民にボランティア活動の啓発を行い、また、活動に参加しやすい仕組みの構築に努める。

(12) 防災教育、防災訓練の実施

施設入所者等が安全に速やかに避難できるよう、定期的に職員や施設入所者等への防災教育や避難訓練を実施する。

6 在宅避難行動要支援者の救護体制の整備

避難行動要支援者の安否確認や速やかな避難及び救護を実施するため、次の事項に留意し、体制の整備に努める。

(1) 在宅避難行動要支援者の状況把握

- ア 保健医療サービスや福祉サービスを受けている避難行動要支援者のリストを活用するなどして、避難所で介助を要する避難行動要支援者のリスト等を整備し、平常時からその状況を把握しておく。
- イ 民生・児童委員、地域住民、ボランティア組織等と連携し、速やかに避難行動要支援者の安否確認ができる体制を整備しておく。
- ウ 在宅避難行動要支援者の避難行動要支援者名簿は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は、避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。名簿情報提供の際には、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めるほか、当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努める。なお、避難支援等関係者に名簿情報を提供するに当たっては、「串間市個人情報保護条例」の規定に留意しつつ、本人からの同意を得ることを前提に、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう配慮する。

(2) 避難等の伝達方法の整備

災害時に避難の指示等が適切に伝達されるよう、緊急通報システムの整備や民生・児童委員、地域住民等の協力を得た伝達体制の整備に努める。

(3) 相互協力体制の整備

民生・児童委員、避難行動要支援者の近隣住民（自主防災組織）、避難行動要支援者を対象とする地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織等との連携により、避難行動要支援者の安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。

(4) 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

近隣住民（自主防災組織）、地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などの協力により、避難行動要支援者やその家族を含めた防災訓練等の実施に努める。

また、避難行動要支援者に十分配慮したきめ細かな防災行動マニュアルの策定や普及などの啓発を図る。

(5) 福祉避難所の指定等

介助等の特別な配慮を要する避難行動要支援者を収容するため、福祉避難所は「串間市総合保健福祉センター」とする。また、民間等の福祉施設についても、福祉避難所として活用することについての検討を行う。

7 外国人に対する防災対策の充実

(1) 外国人の所在の把握

災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い、必要な支援が円滑にできるよう、外国人の人数や所在の把握に努める。

(2) 防災知識の普及・啓発

日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレット等を配布するなど、防災知識の普及・啓発に努める。

第16節 防災訓練の実施

災害時の迅速かつ的確な行動のためには、日常からの訓練が重要である。

市は、関係機関と連携のもと、災害時の状況を想定した実践的な訓練を定期的、継続的に実施する。また、訓練を行うに当たっては、ハザードマップ等を活用して被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、性別、年齢等にかかわらず、要配慮者等多様な住民が参加し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。さらに、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努め、防災対策の充実・強化を図る。

1 防災訓練の実施責務・協力

- (1) 市は、単独又は他の防災関係機関と共同して、必要な防災訓練を行う。
- (2) 住民その他関係ある団体は、市が行う防災訓練に積極的に参加する。

2 防災訓練の種別、内容及び時期

(1) 総合防災訓練

総合防災訓練は、次の基準により総合防災訓練計画を定めて実施する。

ア 訓練参加機関

- (ア) 串間市
- (イ) 串間土木事務所
- (ウ) 串間警察署
- (エ) 串間市消防本部 串間市消防署、串間市消防団
- (オ) 各通信機関
- (カ) その他の機関、団体

イ 訓練項目

- (ア) 消防訓練
- (イ) 通信訓練
- (ウ) 水防訓練
- (エ) 避難訓練
- (オ) 救出訓練
- (カ) 救護訓練
- (キ) その他必要な訓練

ウ 訓練実施時期

5月～11月の間又は防災週間等に行う。

(2) 消防教育訓練

消防教育訓練は、消防教養基準に基づき、次により実施する。

ア 学校教育

消防職員、消防団員の学校教育については、県消防学校において実施する。

イ 一般教育

一般教育については、移動消防学校、機械器具点検等を通して計画的に行う。

(3) 避難訓練

ア 市長、市教育委員会又は小中学校長は、その管理する施設に係る避難訓練計画を定め実施する。

イ 市長は、社会福祉施設（市において管理する施設を除く。）、病院、旅館、娯楽施設等の管理者に対し、避難訓練の実施に関する指導、協力を行う。

3 訓練の場所等

(1) 訓練の種類に応じて、最も訓練効果のある場所を選定し実施する。なお、家屋の密集している火災危険区域、がけ崩れ等土砂災害のおそれのある地域、洪水・浸水のおそれのある地域など、それぞれの地域の特性を十分検討する。

(2) 市は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、必要な限度において、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止又は制限する。

4 防災訓練の検証

防災訓練の終了後に防災訓練の検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じ防災対策の改善措置を講ずる。

〔事業所、自主防災組織、住民〕

(1) 事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、工場、事業所、店舗その他消防法で定められた防火対象物の防火管理者は、消防計画に基づき避難訓練を定期的実施する。

また、地域で行われる防災訓練に積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策を行うことにより地域に貢献するよう努める。

(2) 自主防災組織等における訓練

各自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努める。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び老人・身体障害者等を対象とした安全確保訓練等を主として行う。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を図り、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

(3) 一般住民の訓練

住民一人ひとりの災害時の行動の重要性にかんがみ、要配慮者を含め広く住民の参加を求め、住民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。

また、住民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災についての話し合いの実施など、災害に備えた活動を継続的に実施するよう努める。

第17節 災害復旧・復興への備え

災害発生後、円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復旧・復興時の参考になるデータの保存及びバックアップを行う体制を整備する。

1 各種データの保存・整備

(1) データの保存

災害からの復興には、地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等のデータが必要となる。

これらのデータが、災害により消失しないように、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておく。

(2) データのバックアップ

(1)で挙げたような重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

また、市において保管している公図等の写しの被災からの回避のための手段を講ずる。

住民の防災活動の促進

風水害等の災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素から住民や職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成・強化、要配慮者対策等を推進し、住民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。

第18節 防災知識の普及

風水害等の災害に際して的確な行動がとれるよう、住民及び防災関係職員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関する防災知識の普及・啓発を図っておく必要がある。このため、災害予防又は災害応急対策の実施の任にある各機関は、それぞれ防災知識の普及・啓発を推進する。

1 住民に対する防災知識の普及

(1) 講習会等の開催

防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会への参加を広く呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。

(2) 日常生活に密着した啓発の実施

災害発生時に自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者に対してはどのような配慮が必要かなど、実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成し、被害を最小限にとどめるため、以下の方法による啓発を実施する。

ア 広報紙、パンフレットの配布

広報紙、パンフレット等を住民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。

イ その他のメディアの活用

(ア) テレビ及びラジオの活用

(イ) ビデオ及びフィルムの活用

(ウ) 新聞による普及

(エ) パソコン通信及びインターネットの活用

(3) 防災知識の普及啓発の内容

住民に対する防災知識の普及・啓発の内容は、おおむね次のとおりである。なお、普及に際しては、高齢者、障害者、外国人等要配慮者に十分配慮して行う。

ア 住民等の責務

- (ア) 自ら災害に備えるための手段を講ずること
- (イ) 自発的に防災活動に参加すること

イ 地域防災計画の概要

ウ 災害予防措置

- (ア) 家庭での予防・安全対策
 - a 災害に備えた2～3日分の食料、飲料水等の備蓄
 - b 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (イ) 出火防止、初期消火等の心得
- (ウ) 家屋内、路上、自動車運転中等様々な条件下で災害が発生したときの行動
- (エ) 避難場所での行動
- (オ) 災害時の家族内の連絡体制の確保
- (カ) 災害危険箇所の周知
- (キ) 避難路、避難場所及び避難方法の確認
- (ク) 負傷者、避難行動要支援者等の救助の心構えと準備
- (ケ) 農作物の災害予防事前措置
- (コ) その他

エ 災害応急措置

- (ア) 災害対策の組織、編成、分掌事務
- (イ) 災害調査及び報告の要領、連絡方法
- (ウ) 防疫の心得及び消毒等の要領
- (エ) 災害時の心得
 - a 災害情報の聴取及び聴取方法
 - b 停電時の照明
 - c 非常食料、身の回り品等の整備及び貴重品の始末
 - d 屋根・雨戸等の補強
 - e 排水溝の整備
 - f 初期消火、出火防止の徹底
 - g 避難の方法、避難路、避難場所の確認
 - h 高齢者等要配慮者の避難誘導及び避難所での支援
- (オ) その他

オ 災害復旧措置

カ その他の災害の態様に応じてとるべき手段・方法等

(4) 防災知識の普及啓発の時期

普及の内容により、最も効果のある時期を選んで行う。なお、市その他防災関係機関は、「防災週間」、「防災とボランティアの日」に併せて重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

2 児童生徒等に対する防災教育

(1) 児童生徒に対する防災教育

小学校、中学校、高等学校においては、児童生徒の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及・啓発、防災意識の高揚を図る。

指導内容としては、災害時の身体の安全確保の方法、災害時の助け合いの重要性、災害のしくみ、防災対策の現状などがあげられるが、これらの教育にあたっては体験的学習を重視することとする。

また、大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、避難訓練の充実に努める。

(2) 教職員に対する防災教育

教職員に対しては、災害発生に伴う緊急事態に備え、役割分担及び指導の具体的な内容について研修や訓練を実施し、学校現場で組織的かつ的確な対応ができるようにしなければならない。

このため、指導のための手引書等の配布及び心肺蘇生法等の指導者研修会等を通して、指導者の資質向上を図る。

3 防災要員に対する教育

(1) 職員に対する防災教育

応急対策を実施する職員は、災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下のような防災教育・研修に努める。

ア 応急対策活動の習熟

被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等の現場活動に従事する職員に対しては、現場での活動を示した応急計画（マニュアル）により、対策の周知徹底を図る。

イ 研修会及び講演会の開催

災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催する。

(2) 防災上考慮すべき施設の管理者等の教育

防災上考慮すべき施設とは、危険物等を取り扱う施設やスーパー、文化会館、映画館など不特定多数の者が出入りする施設等を指し、災害発生時には火災やパニックが発生する危険性が高いところである。

これら施設の管理者に対して、その社会的責任の重大さを認識させ、救出・救助訓練や消火訓練、避難訓練等の継続的实施により、緊急時に対処しうる自衛消防・自主防災体制の強化を図るものとする。

ア 防火管理者等に対し、技能講習を含む講習会を実施し、事業所等の災害時における防災体制を強化する。

イ 事業所独自、あるいは、地域単位での随時訓練、講習会等を通じて、災害時におけ

- る行動力を強化する。
- ウ 防火管理者等の自主的研究会、連絡等を通じて、防災知識及び防災思想を普及する。
 - エ 災害時における出火防止、初期消火及び避難誘導等必要事項を盛り込んだ防災指導書、パンフレット等を配布する。

第19節 自主防災組織等の育成強化

風水害等大規模な災害に立ち向かうためには、行政の対応に加え、住民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。

このため、自主防災組織の組織率の向上及び活動の活性化を促進する。

1 組織率の向上と活動支援

(1) 組織率の向上

ア 自主防災組織の整備

153ある串間市自治会連合会を中心とした自主防災組織結成への働きかけ及び支援を積極的に行う。他地域への通勤者が多い地区は、昼夜間の活動に支障のないよう組織の編成を行う。

また、地域内の事業所の防災組織を自主防災組織として位置付け、連携を図る。

イ 普及啓発活動の実施

防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じ、広く住民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発する。

ウ 自主防災組織の活動内容

(ア) 平常時

- a 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- b 日ごろの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
- c 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等に関する防災訓練の実施
- d 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等
- e 地域の災害危険性の把握や避難場所・避難経路の周知等

(イ) 発災時

- a 初期消火の実施
- b 情報の収集・伝達
- c 救出・救護の実施及び協力
- d 集団避難の実施
- e 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力
- f 要配慮者の安全確保等

(2) 自主防災組織への活動支援

自主防災組織に対し、設立及び資機材の整備等についての支援及び助成を行う。

資機材については、国のコミュニティ防災資機材等整備事業等の制度を活用し、住民が緊急時の救助に使用する資機材を自主防災組織単位できめ細かく配置するよう努める。

コミュニティ防災資機材等整備事業における資機材

初期消火資機材	可搬式小型動力ポンプ、可搬式散水装置、大型消火器、スタンドパイプ、組立式水槽、ホースボックス、その他初期消火活動に必要な資機材
救助用資機材	携帯用無線通信機、ハンドマイク、発電機、投光機、チェーンソー、エンジンカッター、可搬式ウィンチ、チェンブロック、ジャッキ、担架、梯子、救命ロープ、油圧式救助器具、その他救助活動に必要な資機材
救護用資機材	ろ水器、救急医療セット、防水シート、揚水機、毛布、簡易ベッド、簡易トイレ、炊飯装置、リヤカー、防災井戸、その他救護活動に必要な資機材
訓練用資機材	ビデオ装置、映写装置、人命救助訓練用人形、訓練用消火器具、その他訓練活動に必要な資機材

(3) リーダーの養成

自主防災組織のリーダーを養成するための教育、研修等を実施し、自主防災組織の活動の活性化を図る。

2 訓練の実施による災害対応力の強化

各自主防災組織等は、本章第16節「防災訓練の実施」に定めるところにより訓練を実施し、災害対応力の強化に努める。

3 事業所防災体制の強化

市は、事業所、学校及び医療機関等不特定多数の人が出入りする施設及び危険物施設等の管理者に対し、防災体制の整備等について徹底が図られるよう助言・指導に努める。

〔事業所〕

事業所は、その社会的責任を自覚し、事業所防災体制の充実・強化に努めるとともに、地域社会の一構成員として、地域の自主防災組織と相互に協力・連携できる体制を整備する。

〔学校・診療機関・大規模店舗等〕

施設管理者は、消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検及び整備等を行うことになっていることから、防火管理者は出火の防止、初期消火体制の強化等に努める。

〔危険物等施設〕

危険物等施設は、災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

第20節 ボランティアの環境整備

大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲または長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアが果たす役割の重要性をかんがみ、その自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等との連携を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

1 ボランティアの種類と活動内容

市がボランティアと効果的に連携するには、ボランティアそれぞれの役割について理解し、平時からその体制と連携方策について計画しておく必要がある。

(1) 一般ボランティア

- ア 炊き出し、物資の仕分・配給への協力
- イ 避難所の運営への協力
- ウ 安否情報、生活情報の収集・伝達
- エ 清掃等の衛生管理
- オ 高齢者、障害者等の介護、看護補助

(2) 専門ボランティア

専門ボランティアとは、公的資格や特殊技術を持つ者をいい、災害支援の目的及び活動範囲が明確である。

- ア 災害支援ボランティア講習修了者
- イ アマチュア無線技士
- ウ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師等
- エ 建築物の応急危険度判定技術者、土砂災害の危険度判定技術者
- オ 航空機、船舶、特殊車両等の操縦、運転の資格者
- カ 通訳（外国語、手話）
- キ 防災士

2 活動促進のための体制づくり

(1) ボランティアの総合窓口の設置

災害発生時におけるボランティア活動を支援するため、あらかじめボランティアの総合窓口を設置するとともに、専門的な活動分野については、関係する課が担当窓口となり調整を行う。

(2) ボランティアの連絡会の設置

災害発生時を想定し、活動分野の異なるボランティア間の連携を協議する連絡会を設置し、ボランティアの平常時からの円滑な運営・協力体制の構築に努める。

(3) ボランティアの「受入窓口」の整備と応援体制の確立

市社会福祉協議会は、ボランティアの受入窓口となる「ボランティアセンター」の体制整備を強化する。

また、全国の社会福祉協議会ネットワーク等により、市域を超えた支援体制や近隣市町村間の相互支援体制の確立を図る。

(4) コーディネートシステムの構築

市は、市社会福祉協議会と連携を図り、災害時におけるボランティアの受入れ、調整、派遣が一元化して行えるようコーディネートシステムをあらかじめ整備し、関係機関等と共同でマニュアルを作成する必要がある。

被災時のボランティアコーディネーターが行う業務は、おおむね次のとおりとする。

ア 被災者のニーズ調査

イ 被災者やボランティアからの相談受付

ウ 要配慮者への支援

(ア) ボランティア活動希望者の派遣

(イ) ボランティア活動プログラムの策定と提供

(ウ) ボランティア活動支援のための資金と機材の募集、確保、提供

エ 被災者やボランティアに対する情報提供

オ 各関係機関・団体との連絡・調整

(5) ボランティアの養成・登録等

ア ボランティアコーディネーターの養成

災害時に、ボランティア活動の需給調整・担当窓口との連絡調整等を円滑に行うコーディネーターを養成するために、平常時から市社会福祉協議会、企業、学校、その他団体のボランティアコーディネーター等を対象に日本赤十字社県支部と連携し、災害時における対応のノウハウに関する研修を実施する。

イ ボランティアリーダー等の養成と組織化

災害時には、地域のボランティアリーダーや民生・児童委員、社会福祉施設等がボランティア活動の中核となることが期待されるため、日本赤十字社県支部と連携し、地域のボランティアリーダー等の養成・研修を実施する。

また、県内のボランティア団体、ボランティア関連団体、企業、大学等とのネットワーク化を進め、災害時における協力体制を整備する。

ウ ボランティア研修の実施

災害時に、ボランティアが能力を十分に発揮し、組織的なボランティア活動が行えるよう、ボランティア養成のための研修を実施する。

エ ボランティアの登録

災害時のボランティア活動を希望する者の登録を受け付ける。

また、県社会福祉協議会、日本赤十字社県支部と登録情報の共有化を図る。

(6) ボランティアの活動環境の整備

ア ボランティア活動の普及・啓発

災害時のボランティア活動に住民が主体的に速やかに参加できるよう、日ごろから住民・企業等に対し、ボランティア活動の普及・啓発を行う。

イ ボランティアの活動拠点等の整備

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

ウ 「災害時のボランティア活動マニュアル」の策定

防災関係機関や日本赤十字社県支部と連携しながら、災害時に備えた「ボランティア活動マニュアル」の策定に努める。

エ ボランティアコーディネーターの配置

専任のボランティアコーディネーターの配置に努める。

オ ボランティア保険への加入促進

ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図る。

(7) 学校におけるボランティアの育成

非常災害時の児童生徒の対応については、常日ごろから教育活動の中でボランティア精神の醸成を図り、災害への対応、被災者への対応の仕方について指導しておく。

活動の内容としては、被災者に対する支援、医療活動に関する簡単な補助、食料や物資の運搬・配布等が考えられるが、その際、それぞれの学校の実態や個々の能力に配慮しながら、主体的に活動に参加させる。

第21節 地区防災計画の策定

市内における一定の地区内の住民（団体）及び当該地区に事業所を有する事業者は、共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄等に関する計画について策定することができる。

策定された計画が策定者等より提示された場合、防災会議の承認を得て、地域防災計画に定めることができる。

第2章 風水害応急対策計画

第1節 災害発生直前の対応

風水害については、気象・水象情報の分析により災害の危険性をある程度予測することが可能である。したがって被害を軽減するため、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動を行うなど、災害発生直前の対策に万全を期する。

1 警報等の伝達

市は、住民の適切な判断と行動を助け、住民の安全を確保するため正確な情報の速やかな発表と伝達を行う。

(1) 気象注意報、警報等の発表とその基準

気象注意報、警報等の発表及び解除は、気象業務法に基づき宮崎地方気象台が行うものとする。

注意報・警報等の定義及び種類

注意報	県内のいずれかの地域において災害が起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づき、宮崎地方気象台が一般及び関係機関に対して注意を喚起するために発表する。	<気象注意報種別> 大雨・洪水・強風・風雪・大雪・波浪・高潮・雷・濃霧・乾燥・なだれ・低温・着氷（雪）・霜
警報	県内のいずれかの地域において重大な災害が起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づき、宮崎地方気象台が一般及び関係機関に対して警戒を喚起するために発表する。	<気象警報種別> 大雨（浸水害/土砂災害）・洪水 暴風・暴風雪・大雪・波浪・高潮
気象情報	気象官署が気象等の予報に関係のある台風、その他の異常気象等についての情報を一般及び関係機関に対して具体的・速やかに発表するものをいい、宮崎地方気象台が発表する、宮崎県気象情報並びに宮崎県記録的短時間大雨情報もこれに含まれる。	
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報。	

ア 宮崎地方気象台が発表する市域への注意報、警報の種類及び基準

(警報)

種 類		発令基準		
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 19	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 197	
	洪水	流域雨量指数基準	市木川流域=12.6, 本城川流域=16.5 福島川流域=36.2, 大平川流域=22.8	
		複合基準	福島川流域 (12, 31.7)	
		指定河川洪水予報 による基準	—	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 10cm
山地			12 時間降雪の深さ 20cm	
波浪	有義波高	6.0m		
高潮	潮位	1.8m		

※ 1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

(注意報)

種 類		発令基準		
注 意 報	大雨	表面雨量指数基準	13	
		土壌雨量指数基準	126	
	洪水	流域雨量指数基準	市木川流域=10, 本城川流域=13.2 福島川流域=27.7, 大平川流域=18.2	
		複合基準※1	市木川流域=(13, 10) 福島川流域(8, 27.7)	
		指定河川洪水予報 による基準	—	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う
			海上	15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 3cm
			山地	12時間降雪の深さ 5cm
	波浪	有義波高	2.5m	
	高潮	潮位	1.4m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
乾燥	最小湿度 40%で、実効湿度 65%			
なだれ	積雪の深さ 100cm 以上で、次のいずれか 1 気温 3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ 30cm 以上			
低温	夏期：平年より平均気温が 4℃以上低い日が 3日続いた後、 さらに 2日以上続くと予想される場合 冬期：平野部で最低気温-5℃以下 山沿いで最低気温-8℃ 以下			
霜	11月20日までの早霜、3月20日以降の晩霜 最低気温 4℃以下			
着氷・着雪	大雪警報・注意報の条件下で、気温-2℃～2℃、湿度 90%以上			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	120mm	

※1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

イ 気象情報

気象情報とは、気象業務法に基づき、宮崎地方気象台が、一般及び関係機関に対して、台風、大雨その他の異常気象等についての情報を具体的に速やかに発表するものをいい、次の性質を有する。

(ア) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が「高」、「中」の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位、（宮崎県南部平野部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（宮崎県）で発表される。大雨に関して、「高」又は「中」が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(イ) 全般気象情報、九州南部、奄美地方気象情報、宮崎県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合は、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

「雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する宮崎県気象情報」、「記録的な大雨に関する九州南部・奄美地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。」

「大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する宮崎県気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。」

大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合、「顕著な大雪に関する宮崎県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

(ロ) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。宮崎県の発表基準は、1時間120ミリ以上を観測又は解析したときである。

(ハ) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土地災害がいつ発生してもお

かしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、宮崎県と宮崎地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

ウ 水防警報

水防警報の発表及び解除は、宮崎県水防計画の定めるところにより、国土交通省九州地方整備局長又は知事が行う。

水防警報の発表基準は、宮崎県水防計画に定めるところによる。

(2) 警報時の伝達系統及び伝達方法

ア 伝達系統

気象警報の伝達は、次の系統図に示す経路によって伝達するものとする。

イ 伝達方法

(7) 関係機関から通報される警報等は、勤務時間中は危機管理課、勤務時間外は警備員が受領する。

(イ) 市は、(7)の警報等を受領したときは、市職員及び市関連機関（支所を含む）に、速やかにその内容に応じた措置をとるとともに、関係機関・団体・学校・住民等に対して必要な事項を周知させ、その徹底を図るものとする。

周知徹底の方法は、おおむね次のとおりである。

- a 広報車等による。
- b 災害時対応マニュアル連絡体制職員派遣に準ずる。
- c その他適切な方法による。

(3) 異常現象発見時における措置

災害の発生するおそれのある異常な現象（カに掲げる現象をいう。）を発見した者は、次の方法により関係機関に通報する。

ア 発見者の通報

異常現象を発見した者は、ただちにその旨を市長又は警察官に通報する。

イ 警察官等の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官は、その旨をただちに市長に通報する。

ウ 市長の通報

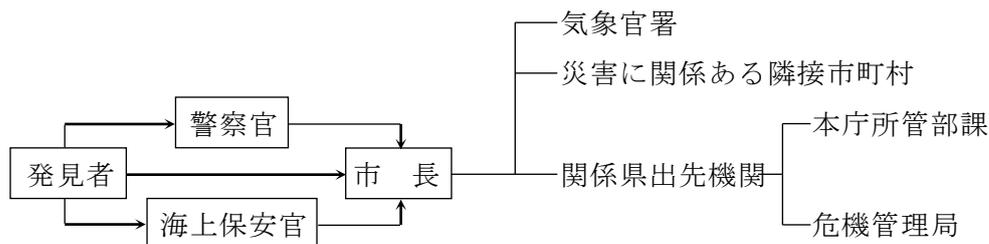
ア及びイによって、異常現象を知った市長は、ただちに次の機関に通報又は連絡する。

- (7) 気象官署（宮崎地方気象台）
- (イ) 異常現象によって災害の予想される隣接市町村
- (ウ) 異常現象によって予想される災害と関係のある県出先機関
- (エ) その他の関係機関

エ 住民等に対する周知徹底

異常現象の通知を受けた市及び関係機関は、その現象によって予想される災害地域の住民及び他の関係機関に周知徹底を図る。

オ 異常現象通報系統



カ 異常現象

風水害に関して異常現象とは、おおむね次に掲げる自然現象をいう。

事 項	現 象	備 考
気象に関する事項	著しく異常な気象現象	たつまき、強い降雹等
水象に関する事項	異常潮位、異常波浪	著しく異常な潮位、波浪

2 避難誘導の実施

(1) 警戒活動の実施

市長は、風水害の発生のおそれがある場合には、河川管理者、消防団等と連携を図りながら、気象情報等に十分注意し、浸水区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合は、住民に対して避難のための指示を行うとともに、避難誘導活動を実施する。

(2) 要避難状況の早期把握

市長は、災害の兆候がある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難の指示をはじめ迅速・確実な避難対策に着手できるよう、避難を要する地域の実態の早期把握に努める。

(3) 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、各種の情報収集を踏まえ、避難の要否を判断する。

ア 河川災害のおそれのある箇所

気象・降雨状況によって、河川出水による浸水等の被害が生ずることが予想される場合、当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう、市は、警報発表以降着手する警戒活動により、地域の状況を的確に把握し、避難指示の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し、住民の避難活動を補完する。

イ 土砂災害のおそれのある箇所

市は、土砂災害警戒情報の発令または、土砂災害の危険性が高い地域における警戒活動により状況を把握し、被災地域の被害実態に応じて、避難の必要性を総合的に判断し、混乱防止措置と併せて必要な対策を講ずる。

(4) 早期自主避難の実施

市は、風水害発生のおそれがある浸水危険区域や土砂災害発生のおそれのある箇所の住民に対して、台風襲来時や豪雨時に次のような状況あるいは兆候が見られたときは、自主判断による避難が速やかに実施されるよう、関係住民を指導する。

ア 浸水危険区域

河川がはんらん注意水位を突破し、水位が上昇する状況で、過去の災害履歴等から判断し、浸水の危険性が高まった場合

イ 土砂災害発生兆候

(ア) 立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流下する音が聞こえる場合

- (イ) 溪流の流水が急激に濁り出した場合や、流木等がまざりはじめた場合
- (ウ) 降雨が続いているにもかかわらず、溪流の水位が急激に減少しはじめた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められているおそれがあるため）
- (エ) 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず、低下しない場合
- (オ) がけ地において落石や崩壊が生じ始めた場合
- (カ) その他

3 災害の未然防止対策

(1) 河川堤防等の巡視

本市の水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について、応急対策として水防活動を実施する。

(2) 水門等の適切な操作の徹底

市は、河川管理者に対し、洪水の発生が予想される場合の水門等の適切な操作について徹底する。また、住民に対する広報、周知を行う。

(3) 道路パトロール、事前規制等の措置

市は、所管の道路について、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施する。

(4) 異常現象の通報

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した住民等は、その旨を市長又は警察官に通報しなければならない。

〔河川管理者等〕

河川管理者、農業用排水施設管理者等は、洪水の発生が予想される場合には、せき、水門等の適切な操作を行う。

その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村及び警察署に通報するとともに、住民に対して周知させる。

第2節 活動体制の確立

※災害対策本部が設置された後は、各災害対策本部名で記述した。

風水害等の災害発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、市及び関係機関等は、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、気象警報等の発表後、発災に至るまでの警戒段階の活動体制の確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。

1 応急活動体制の確立

市長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、市地域内における災害に応急に対処するため、本計画の定めるところにより「串間市災害対策本部」を設置し、防災の推進を図る。本部を設置するに至らない災害にあつては、串間市災害警戒本部（串間市水防本部を兼ねる）若しくは平常時における組織をもって対処する。

(1) 災害対策本部及び災害警戒本部

災害対策本部及び災害警戒本部の組織等は、「串間市災害対策本部条例」（資料1-5）並びに本防災計画の定めるところによる。

ア 災害対策本部の組織表は、別表2のとおりとする。

(ア) 本 部

a 本部長は市長とし、市長不在の場合は、次の順序で副本部長がその職務を代理する。

第1順位	副市長	第2順位	危機管理課長
------	-----	------	--------

b 本部に部及び班を設け、部に部長、部付、班に班長及び班員を置く。班員は、当該班長の職にある者の所属する課等の職員をもって充てる。

c 本部に本部会議を置く。本部会議は、本部長、副本部長、及び各部長、部付をもって構成し、災害応急対策その他災害時の防災に関する重要な事項について協議する。

(イ) 支 部

支部は各支所に置き、支所管内の住民その他関係機関と本部との連絡に当たる。

イ 災害警戒本部の体制表は、別表1に掲げる各課等の長をもって充て、串間市災害対策本部が設置される事前の災害対策に関する重要な事項について協議する。

(2) 事務分掌

ア 災害警戒本部の事務分掌は、次のとおりである。

(ア) 気象情報等の収集及び伝達に関すること。

- (イ) 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。
 - (ウ) 県、関係市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
 - (エ) 災害対策本部設置の準備に関すること。
 - (オ) その他本部長が必要と認めること。
- イ 災害対策本部の事務分掌は、次のとおりである。
- (ア) 本 部
各対策部長は、本部長の命を受け、各対策部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。各班長は、各対策部長の命を受け、各班の事務を掌理する。
災害対策本部の各対策部及び各班の事務分掌は、別表3のとおりである。
 - (イ) 支 部
支部長は、本部長の命を受け支部を総括する。支部の事務分掌は、別表3のとおりである。
- (3) 災害警戒本部及び災害対策本部の設置
- ア 情報連絡本部の設置
情報連絡本部は、次に掲げる場合に設置するものとする。
 - (ア) 大雨警報又は洪水警報が発表されたとき。
 - (イ) 災害対策に関し危機管理課長が情報連絡本部の設置の必要があると認めたとき。
 - イ 災害警戒本部の設置
災害警戒本部は、次に掲げる場合に設置するものとする。
 - (ア) 大雨又は洪水により、被害が発生し、又は発生のおそれのあるとき。
 - (イ) 災害対策に関し危機管理課長が災害警戒本部の設置の必要があると認めたとき。
 - (ウ) 県災害警戒本部が設置された場合において、その必要を認めたとき。
 - ウ 災害対策本部の設置
災害対策本部は、次に掲げる場合に設置するものとする。
 - (ア) 台風の通過により、本市が暴風域に入ることが明らかでかなりの被害が予想されるとき。
 - (イ) 大雨又は洪水により、相当の被害が発生し、又は発生のおそれのあるとき。
 - (ウ) 県災害対策本部が設置された場合において、その必要を認めたとき。
- (4) 災害対策本部及び災害警戒本部の配備
災害対策本部及び災害警戒本部は、災害の種類、規模及び程度等によって、職員の参集及び動員体制に基づいた各種の配備体制をとるものとする。

災害発生時の配備基準（勤務時間外）

	配備基準	配備体制		
		本 庁	消防本部・消防署	出 先 機 関
災害対策本部設置時	市全域にわたって大規模な災害が発生したとき、又は発生が迫ったとき	◎全職員が登庁して配置につく	◎消防本部、消防署の全職員は登庁して配置につく	◎全職員が登庁して配置につく
	対策が、全部の部又は多数に及び災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき	◎災害対策本部構成員の全職員が登庁して配置につく ◎被害状況に応じて構成外の職員も支援体制をとる		◎災害対策本部構成員の全職員が登庁して配置につく ◎被害状況に応じて構成外の職員も支援体制をとる
災害警戒本部設置時	気象業務法に基づく大雨警報、又は洪水警報が発令される等災害の発生が予想され、警戒を必要とするとき	◎災害警戒本部構成員の全職員が登庁して配置につく ただし、台風接近までに時間を要する場合など警戒配備については、状況に応じて職員を招集する ◎危機管理課全職員は登庁して配置につく（必要に応じて総務課職員を招集する） ◎構成外の職員は自宅待機する	◎災害警戒本部構成員及び、消防本部職員は登庁して配置につく（必要に応じて消防署副分隊長以上を招集する）	◎災害警戒本部構成員の全職員が登庁して配置につく ◎構成外の職員は自宅待機する
情報連絡本部設置時	気象業務法に基づく大雨その他の警報等が発せられたほか災害が予想される時	◎危機管理課防災担当職員は登庁する（必要に応じて危機管理課職員を招集する）	◎消防本部職員及び非番者は自宅待機 （署長、署次長は必要に応じて登庁）	◎（大東・本城・都井・市木）支所長は自宅待機する

※配備体制は、被害の状況によって変更もあり得る。

(5) 災害対策本部及び災害警戒本部の解散

災害対策本部及び災害警戒本部は、災害の危険が解消したと認められたとき又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認められたときは、解散するものとする。

(6) 設置又は解散時の通知等

災害対策本部及び災害警戒本部を設置及び解散したときは、次の要領により、通知・公表するものとする。

担当部門	通知又は公表先	通知又は公表の方法
危機管理課	災害対策本部及び災害警戒本部	庁内放送、電話その他迅速な方法で知らせる。
	支 部	電話、その他迅速な方法で知らせる。
	関 係 機 関	電話、その他迅速な方法で知らせる。
	一 般 住 民	報道機関、広報車により公表。

別表 1

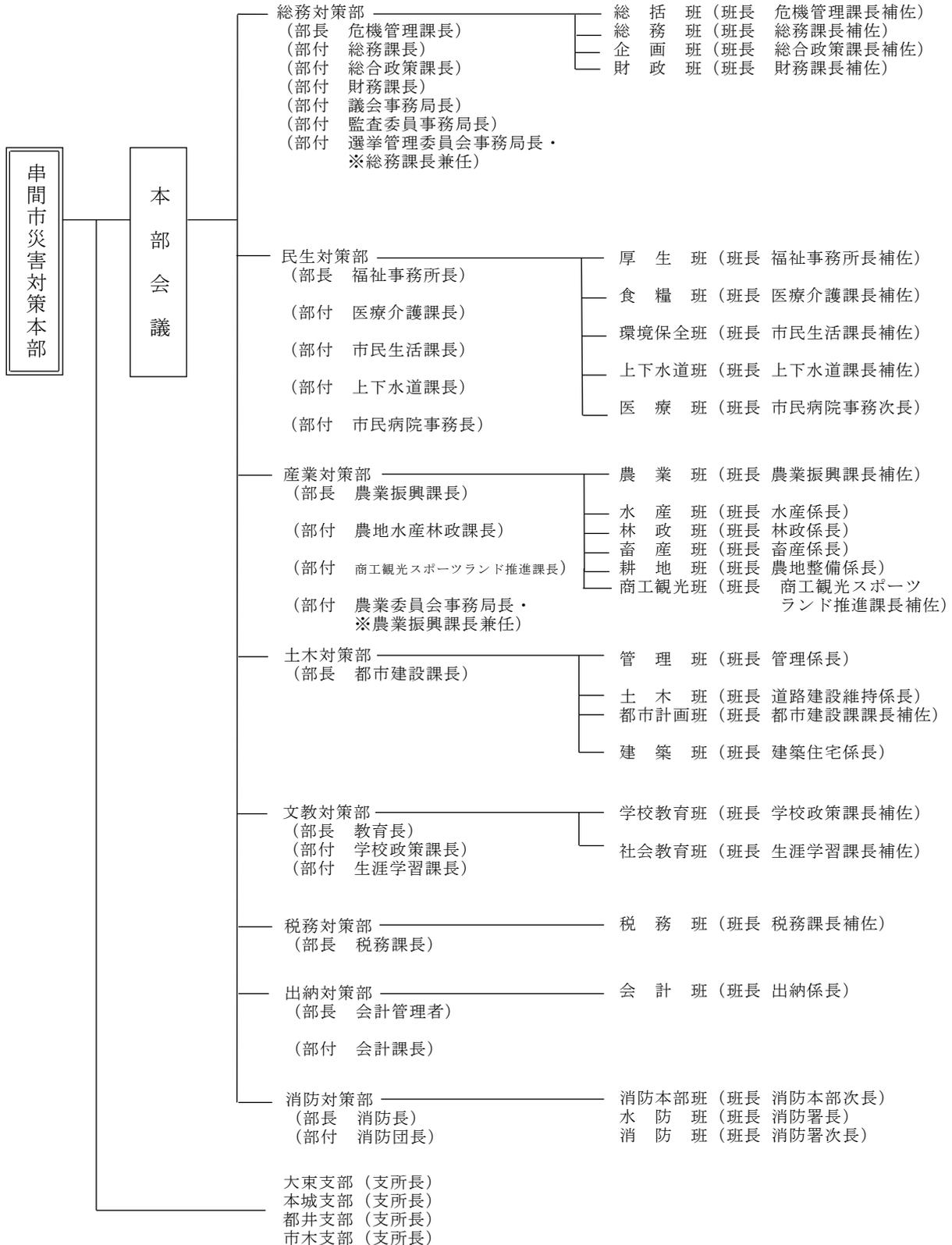
串間市災害警戒本部体制表

宮崎県災害警戒本部 (県危機管理局長の判断により設置)	串間市災害警戒本部 (危機管理課長の判断により設置)	総務対策部 (調整課 危機管理課)	危機管理課、総務課、総合政策課、財務課、議会議務局 監査委員事務局 時 間 内……各職員は本庁待機 時 間 外……各課等の長は本庁待機
		民生対策部 (調整課 福祉事務所)	福祉事務所、医療介護課、市民生活課 上下水道課、市民病院 時 間 内……各職員は職場待機 時 間 外……各課等の長は職場待機
		産業対策部 (調整課 農業振興課)	農業振興課、農地水産林政課、農業委員会事務局 商工観光スポーツランド推進課 時 間 内……各職員は本庁待機 時 間 外……各課等の長は本庁待機
		土木対策部 (調整課 都市建設課)	都市建設課 時 間 内……各職員は本庁待機 時 間 外……各課等の長は本庁待機
		文教対策部 (調整課 学校政策課)	学校政策課、生涯学習課 時 間 内……各職員は教育委員会待機 時 間 外……各課長は教育委員会待機 各施設の長は各施設に待機
		税務対策部	税務課 時 間 内……各職員は本庁待機 時 間 外……課長は本庁待機
		出納対策部	会計課 時 間 内……各職員は本庁待機 時 間 外……課長は本庁待機
		消防対策部	消防本部、消防署 時 間 内……各職員は消防庁舎待機 時 間 外……各長は消防庁舎待機
		大東支部 (支所長) 本城支部 (支所長) 都井支部 (支所長) 市木支部 (支所長)	各支所 時 間 内……各職員は支所待機 時 間 外……支所長は支所待機

別表 2

串間市災害対策本部組織表

串間市災害対策本部
 本部長：市長
 副本部長：副市長



別表 3

串間市災害対策本部事務分掌表

本部長 市長
副本部長 副市長

部名	班名	分掌事務
総務対策部	総括班	1 本部の指揮に関する事 2 本部会議に関する事 3 防災会議その他関係機関団体との連絡等に関する事 4 罹災証明書に関する事 5 自衛隊の災害派遣要請に関する事 6 防災行政無線に関する事 7 本部の庶務に関する事
	総務班	1 災害応急対策の取りまとめ、伝達報告に関する事 2 災害関係文書の受理配布に関する事 3 本部・各部及び総務対策部内の連絡調整に関する事 4 関係機関団体に対する協力並びに応援要請に関する事 5 災害関係職員の動員及び職員の派遣に関する事 6 警報等の伝達及び災害広報に関する事 7 災害時の輸送に関する事 8 報道機関との連絡に関する事 9 その他、他部に属さない事項
	企画班	1 災害対策につき本部長の特命に関する事 2 災害情報の情報収集、集約に関する事
	財政班	1 災害対策の予算・資金に関する事 2 庁舎の整備・庁舎内の停電時の対策に関する事 3 市有施設の災害対策に関する事 4 その他本部の事務に必要な施設整備に関する事
民生対策部	厚生班	1 災害救助法に基づく、災害援助事務に関する事 2 社会福祉施設の被害調査並びに災害対策に関する事 3 義援金品の配分に関する事 4 民生対策部内の連絡調整に関する事 5 その他市民の健康相談等に関する事
	食糧班	1 災害用食料の確保、配給に関する事
	環境保全班	1 災害時における公害防止対策・清掃に関する事 2 市民生活相談に関する事 3 衛生施設の災害対策並びに被害調査に関する事
	上下水道班	1 上下水道施設の災害対策に関する事 2 上下水道施設の被害調査に関する事 3 飲料水の確保補給に関する事
	医療班	1 災害時の医療・助産に関する事 2 医療施設の被害調査に関する事 3 医療施設の災害対策に関する事 4 その他医療機関との連絡に関する事
	共通事項	1 災害時の防疫に関する事

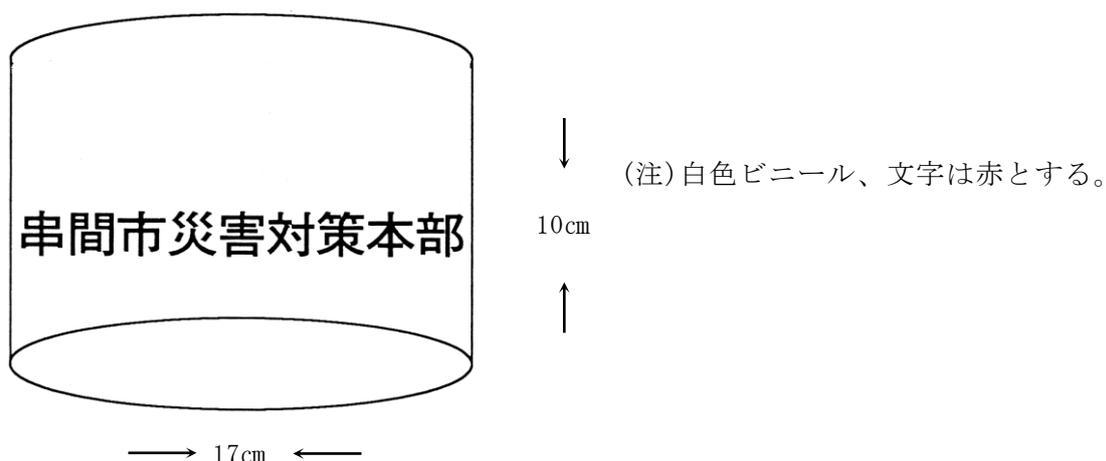
	農 業 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害農家の災害融資に関する事 2 被害農家の営農指導に関する事 3 農作物及び農業用施設の災害対策に関する事 4 農作物及び農業用施設の被害調査に関する事 5 産業対策部内の連絡調整に関する事
産業対策部	水産林政班	<ol style="list-style-type: none"> 1 水産物及び水産施設の災害対策に関する事 2 水産物及び水産施設の被害調査に関する事 3 林産物及び林産施設の災害対策に関する事 4 貯木・流木の災害対策に関する事 5 林産物及び林業施設の被害調査に関する事 6 市有林の災害対策に関する事 7 市有林の被害調査に関する事 8 林業の災害融資に関する事 9 災害用木材の払い下げに関する事 10 林地に関する事 11 被害漁業者の災害融資に関する事
	畜 産 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 家畜及び畜産施設の災害対策に関する事 2 家畜及び家畜施設の被害調査に関する事
	耕 地 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地及び農業用施設の災害対策に関する事 2 農地及び農業用施設の被害調査に関する事
	商工観光班	<ol style="list-style-type: none"> 1 商業及び鉱工業の災害対策に関する事 2 商業及び鉱工業の被害調査に関する事 3 被災商鉱工業者に対する融資に関する事 4 観光施設の災害対策に関する事 5 観光施設の被害調査に関する事
	管 理 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設の災害対策に関する事 2 土木災害復旧資材の確保対策に関する事 3 土木対策部内の連絡調整に関する事
土木対策部	土 木 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設の被害調査に関する事 2 水防作業の工法指導に関する事 3 港湾災害対策及び被害調査に関する事
	都 市 計 画 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市施設の災害対策に関する事 2 都市施設の被害調査に関する事
	建 築 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の災害対策に関する事 2 建築物の被害調査に関する事 3 被害住宅復興資金に関する事
文教対策部	学校教育班	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育施設の災害対策に関する事 2 教育施設の被害調査に関する事 3 教育関係義援金品の受付に関する事 4 児童生徒の避難に関する事 5 災害時の応急教育に関する事 6 災害時の学校給食に関する事 7 文教対策部内の連絡調整に関する事

文教対策部	社会教育班	1 社会教育関係施設の災害対策並びに被害調査に関すること 2 災害活動に協力する婦人連協、青年連協等との連絡調整に関すること 3 文化財、天然記念物等の災害対策及び被害調査に関すること
税務対策部	税 務 班	1 被災納税者の調査に関すること 2 被災納税者の減免等に関すること
出納対策部	会 計 班	1 義援金品の受付保管に関すること
消防対策部	消防本部班 水 防 班 消 防 班 (消防団)	1 水防に関すること 2 消防活動に関すること
支 部	各 支 所	1 災害対策本部との連絡、災害報告のとりまとめに関すること 2 文書、予算に関すること 3 被害速報に関すること 4 避難連絡に関すること 5 消防情報に収集に関すること 6 消防団及びその他関係機関との連絡に関すること

- 摘要
- 1 所管の明らかでないものがあるときは、本部長が裁定する。
 - 2 各部ともに、この分掌によるほか、互いに協力すべきものとする。
 - 3 その他本防災計画によりその任務に属するものとする。
 - 4 税務対策部及び出納対策部は、分掌事務以外に、災害発生時の緊急応援班として、各部に配置する。

(7) 災害対策本部職員の標識

災害応急措置に従事する職員は、図示の腕章をつけるものとする。



2 動員計画

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の職員の動員は、次による。

(1) 災害発生のおそれがある場合の動員

関係対策部長等は、次の発表、通知又は指示があったときは、必要に応じ直ちに所属職員を指揮・監督して、災害警報の伝達、災害情報の収集、伝達その他の災害応急措置がとれるような体制を整備しておく。

ア 災害発生のおそれがある気象情報等が、宮崎地方気象台から発表されたとき。

イ 災害発生のおそれがある異常気象の通報を警察官等から受けたとき。

ウ 市長が必要と認め指示したとき。

(2) 災害発生時における動員

関係対策部長等は、災害が発生したときは、直ちに所属職員を指揮・監督して応急措置に従事させる体制を整備しておく。

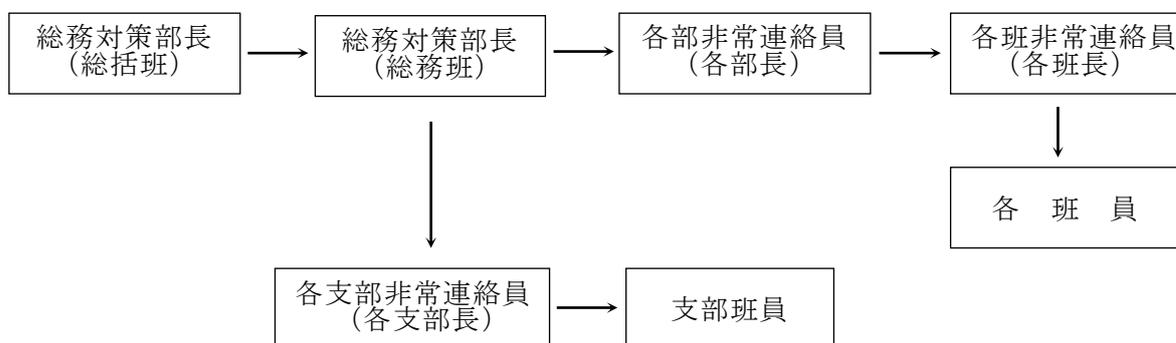
(3) 災害対策本部が設置された場合の動員

ア 非常連絡員

各部長は、所属職員の動員を円滑に行うため、各部及び各班ごとに非常連絡員正副2名を定めておく。

イ 動員方法

(ア) 職員の動員は、次の系統で行う。



(イ) 市の災害警戒本部及び災害対策本部設置時の勤務時間外における連絡方法は、次の連絡表による。各課長、支所長、事務局長、事務長、次長、署長から各班員に対する連絡方法をあらかじめ定めマニュアル等に掲載しておく。

(4) 警備員による非常連絡

警備員は、次に掲げる場合は、直ちに市長、副市長、総務対策部長（危機管理課長）に連絡する。

ア 関係機関から災害に関する情報の提供があり、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。

イ 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。

ウ 災害発生のおそれのある異常気象の通報があったとき。

(5) 職員非常登庁

職員は、勤務時間外、休日等において災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに状況の推移に注意し、進んで所属の課と連絡を図るとともに自らの判断で登庁する。

(6) 応援のための動員

市長（本部長）は、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため必要があると認めるときは、各班（各対策部）に所属する職員を他の班（対策部）に派遣する。

第3節 水防計画

風水害時は、河川の増水、斜面崩壊等のため、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。このため、市は、消防団等を出動させ、県や地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防・土砂災害防止対策を実施し、被害の軽減を図る。

1 水防組織

水防本部の組織及び事務分掌は、災害警戒本部、災害対策本部及び現地対策本部組織に準じる。

2 消防団の出動

水防管理者（市長）は、水防計画に従い、次に示す基準により出動準備又は出動の指令を出し、消防団の水防活動を適切に行わせる。

(1) 出動準備

次の場合、水防管理者（市長）は、消防団に出動準備をさせる。

ア 豪雨により破堤、漏水、がけ崩れ等のおそれがあるとき又はその他水防上必要と認められるとき。

(2) 出 動

次の場合、水防管理者（市長）は、消防団を出動させる。

ア 水防計画に定められたはんらん注意水位に達し、さらに上昇の見込みがあるときやため池、用排水路に水害発生のおそれがあるとき。

イ 潮位が異常を示し、高潮のおそれがあると予想され、あるいは台風が本県若しくはその近くを通過するおそれがあるとき。

ウ その他堤防の漏水、決壊等の危険を感知したとき。

3 水防巡視

(1) 水防本部長は、水防警報等の通知を受けたときは、必要に応じて各河川の水防受持区域の消防分団長に対し、その通報を通知し、必要団員を招集し、河川及び池沼・ため池等の巡視を行うよう指示する。

(2) 河川水位が水防団待機水位又ははんらん注意水位に達した旨の通報があったときは、直ちに関係消防分団長に通知するとともに、必要に応じて団員を招集し、警戒、水防活動等に当たらせる。

(3) 水防管理者（市長）は、水防体制が発動されたときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として巡視し、特にその状態に注

意し、次のような異常を発見した場合は直ちに県中間土木事務所又は県南那珂農林振興局に連絡するとともに水防作業を開始する。

- ア 裏法の漏水又は飽水による亀裂及び崩れ
- イ 表法で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ウ 天端の亀裂又は沈下
- エ 堤防の越水状況
- オ 樋門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締り具合
- カ 橋梁その他の構造物と堤防との取付部分の異常

ため池については以上のほか、取水口の閉塞状況、流域の山崩れの状態、流入並びにその浮遊物の状態、余水吐及び放水路付近の状態、樋管の漏水による亀裂及び欠け崩れ等に注意する。

- (4) 堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者（市長）は直ちにその旨を県中間土木事務所、県南那珂農林振興局及びはんらんする方向の隣接水防管理者に報告しなければならない。

県中間土木事務所又は県南那珂農林振興局は、県水防本部、警察その他必要な機関に連絡する。

また、決壊箇所については、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

4 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、消防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、消防団員自身の安全を確保しなければならない。

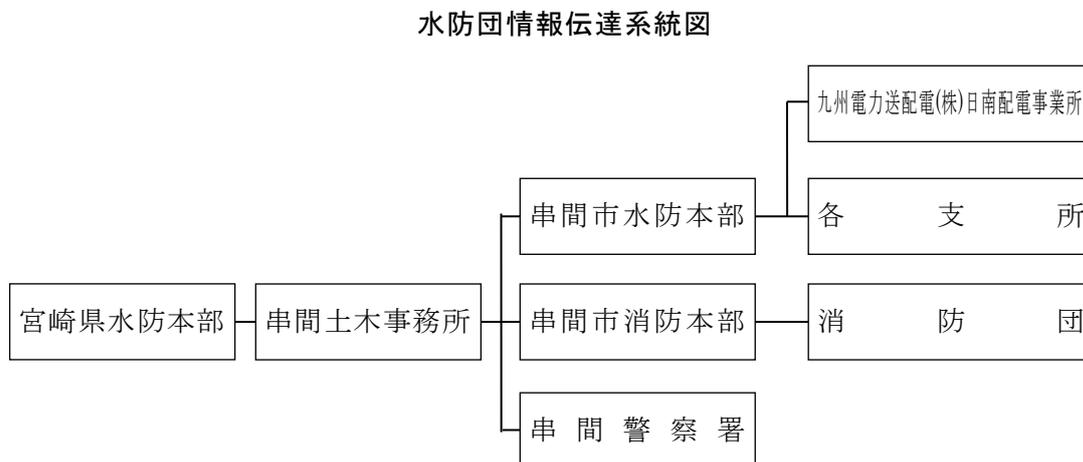
- (1) 水防活動時は、ライフジャケットを着用する。
- (2) 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので普通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- (3) 水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- (4) 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随意交代させる。
- (5) 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- (6) 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- (7) 指揮者は団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を団員等へ周知し、共有しなければならない。
- (8) 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- (9) 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を団員に配布し、安全確保のための研

修の実施に努める。

5 水防警報

(1) 水防団情報伝達体制

水防団情報伝達系統図は、次のとおりである。



(2) 水防警報を発する基準

ア 水防警報発令の基準

水防警報発令の基準は、対象水位観測所の水位が氾濫注意水位に達するか又は氾濫注意水位を越えるおそれがあるときであり、国土交通省九州地方整備局長若しくは知事が水防警報の発令を行う。

水防警報に関する基準等は、県水防計画書に記載のとおりである。

イ 水防警報の段階

河川及び海岸に係る水防警報発令の段階を次のとおり定める。

(ア) 河川

待機：出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。

準備：水防資機材の整備点検、水門等の開閉準備、堤防の巡視及び直ちに行動できるように準備をする旨警告するもの。

出動：消防団員が出動する必要がある旨を警告するもの。

氾濫注意水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。

解除：水防活動を必要とする出水状況が解除した旨を通知するとともに、一連の水防警報を終了する旨を通知するもの。

(イ) 海岸

準備：気象に関する情報、注意報、警報により高潮の危険が予想される時。

出動：潮位が異常を示し、高潮のおそれがあると予想され、あるいは台風が本県若しくはその近くを通過するおそれがある時。

解除：潮位が警戒を要する水位以下に減じ、水防作業の必要がなくなった時。

(3) 水防警報の発報担当者及び受報者

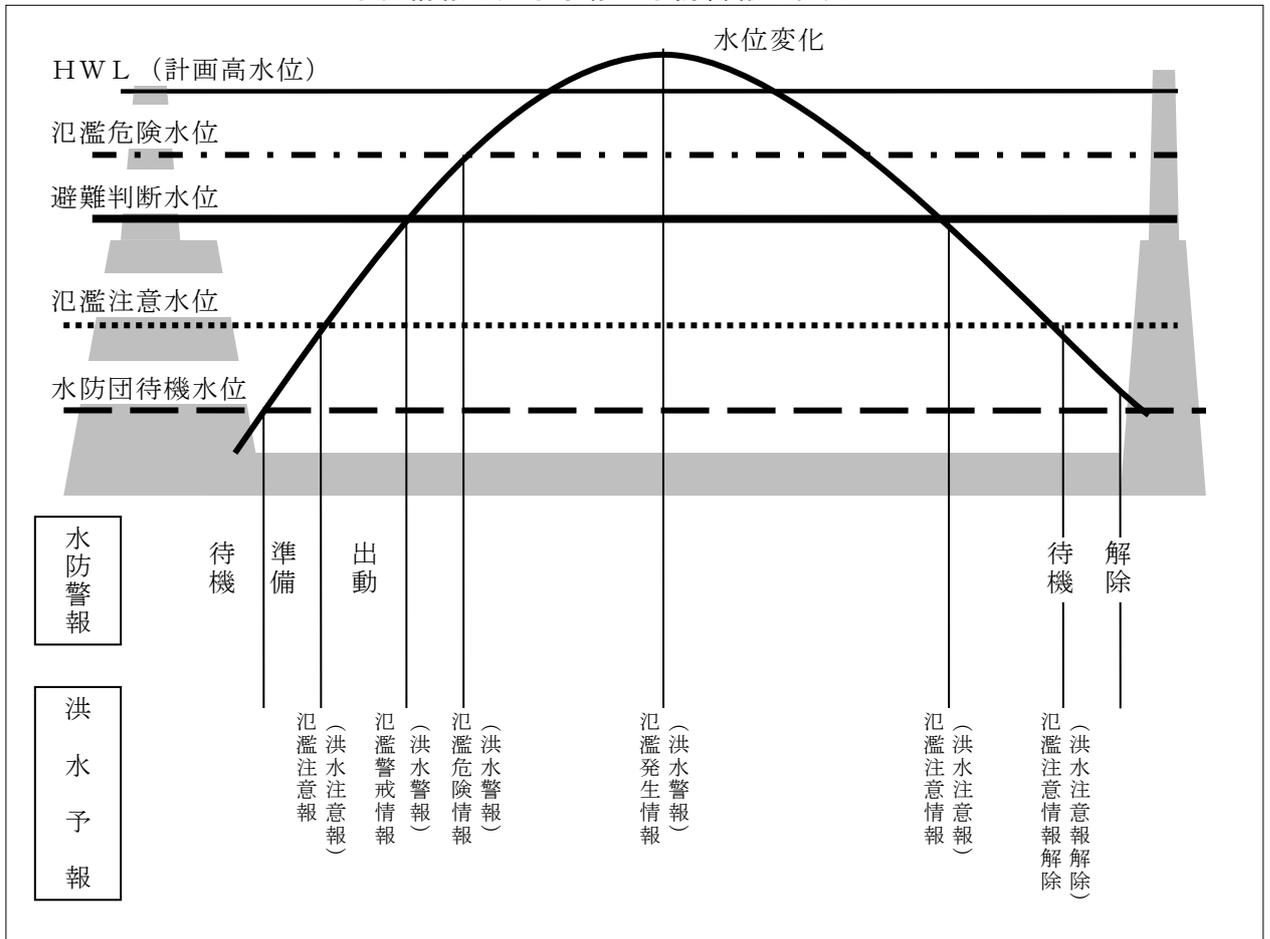
知事が水防警報を行う河川及び海岸の水防警報発報担当者及び受報担当者は、次のとおりである。

水系名	河川名	発報担当者	受報担当者
市木川	市木川	県串間土木事務所長	串間市長
本城川	本城川		
福島川	福島川		

水位観測所（基準地点）

観測所名	位置	水防団待機水位 （指定水位） （m）	氾濫注意水位 （警戒水位） （m）	避難判断水位 （特別警戒水位） （m）	氾濫危険水位 （危険水位） （m）
古都橋 （市木川）	串間市 市木	1.50	2.20	2.50	2.80
小田代橋 （本城川）	串間市 本城	1.60	1.80	2.30	2.87
上町橋 （福島川）	串間市 串間	1.20	2.00	2.20	2.60
蔵元橋 （福島川）	串間市 南方	1.20	2.10	2.10	3.14

水位情報と洪水予報・水防警報の目安



※水位の説明

- (1) 水防団待機水位：水防団が準備する目安となる水位
- (2) 氾濫注意水位：水防団が出動する目安となる水位
- (3) 避難判断水位：避難の目安となる水位
- (4) 氾濫危険水位：破堤や浸水により氾濫が起こる可能性のある水位

6 水防信号

水防法第13条の規定による水防信号は、次に掲げるものとする。

(1) 警戒信号（水防第1信号）

氾濫注意水位に達したことを知らせるもので、消防団幹部の出動を行い、水防資機材の整備点検、水門等開閉の準備を知らせるもの。

(2) 出動信号（水防第2信号）

水防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。

(3) 協力信号（水防第3信号）

当該水防団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。

(4) 避難信号（水防第4信号）

必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。

区分 \ 方法	警 鐘 信 号			サイレン信号			
(水防第1信号) 警戒信号	○休止	○休止	○休止	約5秒 ○	約15秒 休止	約5秒 ○	約15秒 休止
(水防第2信号) 出動信号	○○○	○○○	○○○	約5秒 ○	約6秒 休止	約5秒 ○	約6秒 休止
(水防第3信号) 協力信号	○○○○	○○○○	○○○○	約10秒 ○	約5秒 休止	約10秒 ○	約5秒 休止
(水防第4信号) 避難信号	乱		打	約1分 ○	約5秒 休止	約1分 ○	約5秒 休止

(備考) 1 信号は適宜の時間継続する。

2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用する。

3 危険がなくなったときは口頭伝達により周知させる。

6 水防解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったときは、これを一般住民に周知するとともに、県中間土木事務所又はその他の事務所に対しその旨通報する。この通報を受けた県中間土木事務所等は直ちに県水防本部に報告する。

〔水門、こう門等の管理者〕

気象等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の開閉を行うものとする。

水門、こう門等の管理者は、毎年出水期に先立ち、門扉の操作等について支障ないよう点検整備を行わなければならない。

第4節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

災害応急対策を推進する上で、被害情報の収集・伝達、分析は極めて重要である。初動段階では、被害に関する細かい数値より、災害全体の概要を知ることにより全力を挙げる必要がある。

また、被害が甚大であればあるほど、被災地からの情報収集は困難となるので、待ちの姿勢ではなく、あらゆる情報手段を駆使して積極的な情報収集を行う。それでも困難な場合は、被災現場に人員を派遣し、情報収集を行うことが大事である。

なお、これらの前提となる通信の確保に万全を期さねばならない。

1 災害情報の収集・連絡

災害発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な被害情報、応急対策活動情報を防災関係機関が共有することが極めて重要であり、これらの情報を迅速かつ的確に収集・伝達する。

(1) 第1次情報等の収集

災害発生後、直ちに被害概況の把握を行い、県に対し報告する。報告は防災情報処理システム、電話若しくはFAX等により行う。

ア 参集職員からの情報収集

参集する職員が確認した自宅周辺及び参集途上での被害状況を本人から収集する。

イ テレビ、ラジオからの情報収集

テレビ、ラジオを視聴し、情報を収集する。

ウ アマチュア無線家の協力による情報収集

日本アマチュア無線連盟宮崎県支部の協力を得て情報を収集する。

エ 民間企業からの情報収集

物流・宅配会社、トラック会社、バス会社、警備会社等の協力を得て情報を収集する。

オ 郵便局、森林管理署、森林組合、漁業協同組合等の各団体の協力を得て情報を収集する。

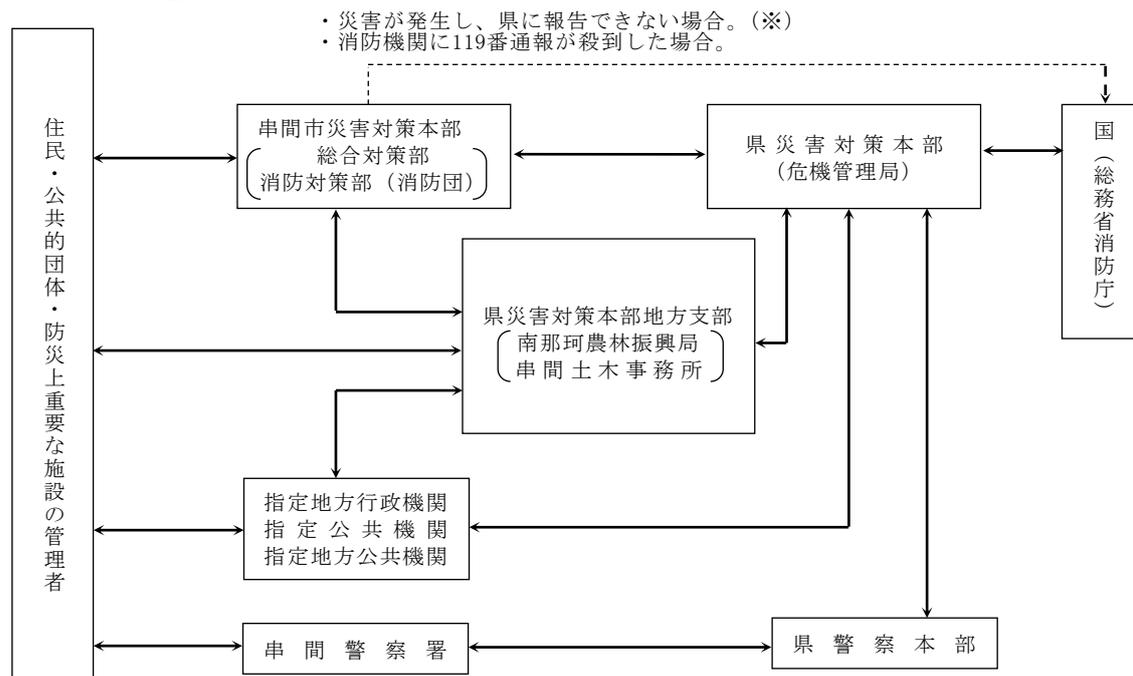
カ パソコン通信利用者の協力による情報収集

パソコン通信利用者の協力を得て情報を収集する。

(2) 被害情報、応急対策活動情報の連絡

市は、被害状況、応急対策活動等の情報をとりまとめ、防災関係機関に情報を提供する。

ア 情報伝達の流れ



(※) は、県災害対策本部が設置されない場合を示す。

イ 被害情報等の伝達手段

市（災害対策本部）は、次の手段により被害情報等を伝達する。

- (ア) 被害状況等の報告は、有線又は無線電話（FAXを含む）若しくは電報のうち、最も迅速確実な手段を使う。
- (イ) 有線が途絶した場合は、NTT西日本災害対策用無線、警察無線等他機関の無線通信施設等を利用する。
- (ウ) すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして情報を伝達するよう努める。

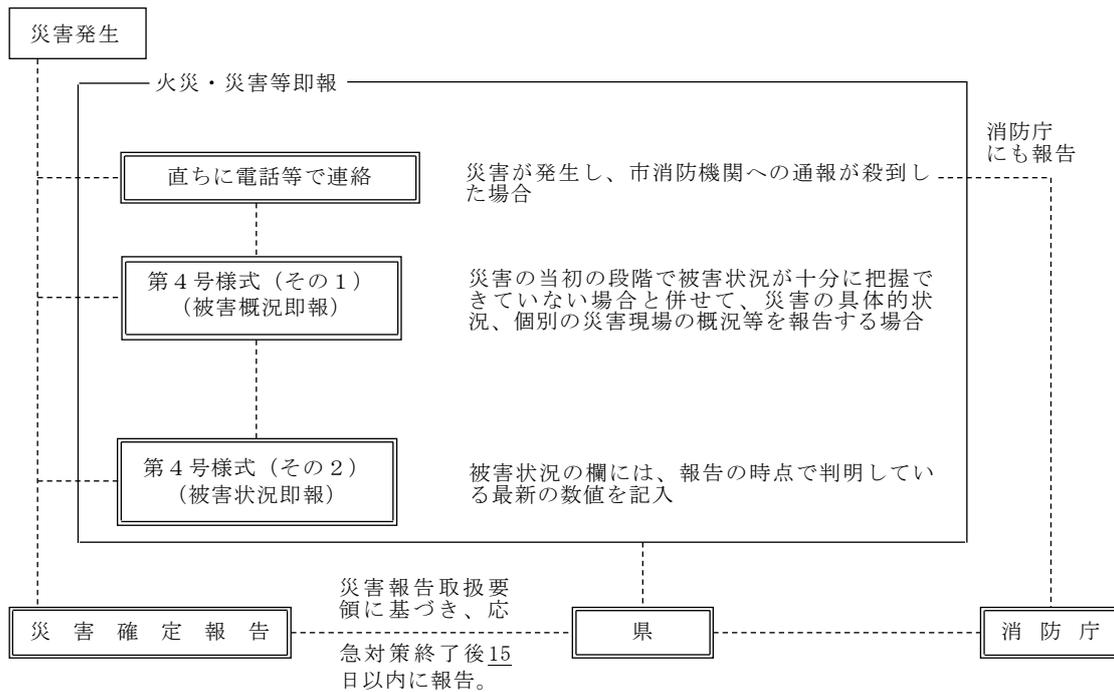
ウ 情報収集伝達の要領

被害情報、応急対策活動情報の収集伝達は、災害状況の推移に応じて、次の要領により行う。

- (ア) 即報

災害発生後、速やかに、被害状況の推移、確認情報の増加に応じて被害の有無、本部の設置状況等の概況情報を取りまとめる。
- (イ) 確定報

応急対策終了後15日以内に報告。
- (ウ) 事務処理フロー



連絡先	平日	夜間・休日
消防庁	(NTT回線)	(NTT回線)
	03-5253-7527	03-5253-7777
	03-5253-7537 (FAX)	03-5253-7553 (FAX)
	(消防防災無線)	(消防防災無線)
	90-49013	90-49012
	90-49033 (FAX)	90-49036 (FAX)
	(地域衛星通信ネットワーク)	(地域衛星通信ネットワーク)
TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49012	
TN-048-500-90-49033 (FAX)	TN-048-500-90-49036 (FAX)	

エ 情報収集・伝達活動

(ア) 市域内において、次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集、災害対策支援情報支援システム等を利用（又は、被害概況即報及び被害状況即報の様式を用いる）し、県（災害対策地方支部）やその他必要とする機関に対して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。

また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、確定報告を用い災害応急対策完了後15日以内に行う。

- a 市災害対策本部が設置されたとき
- b 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき
- c 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき
- d 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき

(イ) 事態が切迫し、応援要請等の対策に支障が生じるおそれがある場合には、県（災害対策本部）に直接連絡をとる。

なお、県（災害対策本部）に報告することができない場合には、国（消防庁）に対して直接報告し、報告後速やかにその内容について連絡する。

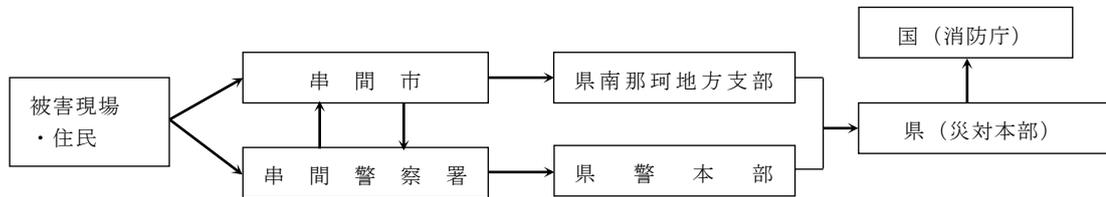
(ウ) 災害規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県（災害対策本部）その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請する。

(エ) 地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに県（災害対策本部）及び国（消防庁）へ同時に報告する。

オ 被害種類別の情報収集・伝達方法

発生する被害の種類によって関係する機関、伝達経路が異なるため、次の要領で情報の収集・伝達を実施する。

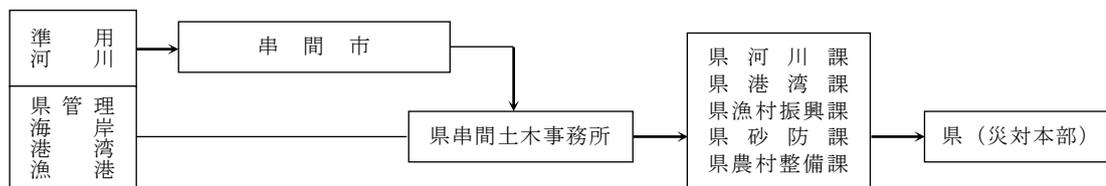
(ア) 情報収集・伝達系統1（死者、負傷者、建物被害、その他の被害）



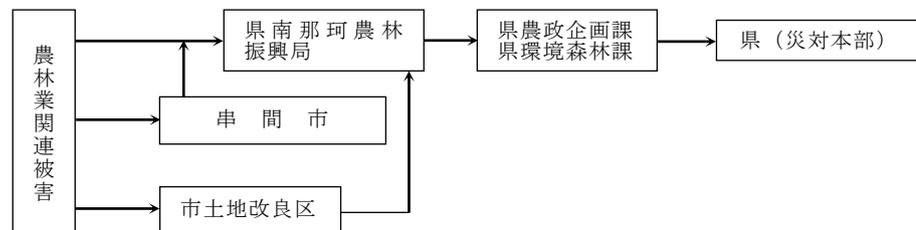
(イ) 情報収集・伝達系統2（道路被害）



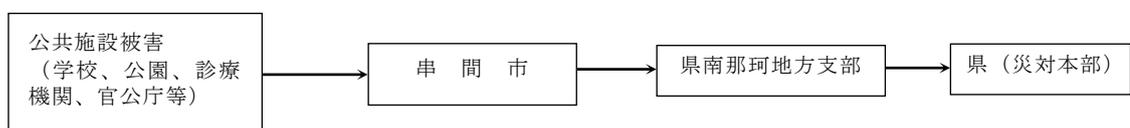
(ウ) 情報収集・伝達系統5（河川、海岸、港湾、漁港）



(エ) 情報収集・伝達系統6（農作物、農地、農業基盤、林産物、林地、林業基盤、山地）



(オ) 情報収集・伝達系統7（その他公共施設）



第4号様式（その1）

（災害概況即報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所							発生日時	年 月 日 時 分					
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人			半壊			棟	床下浸水		棟	
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)							
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況													
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策														

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

都道府県			区分			被害		
災害名 ・ 報告番号	災害名		第 報	田	流失・埋没	ha		
					冠 水	ha		
報告者名	(月 日 時現在)		畑	流失・埋没	ha			
				冠 水	ha			
区分			被害			学 校	箇所	
区 分			被 害			病 院	箇所	
人的被害	死 者		人	そ の 他	道 路	箇所		
	うち災害関連死者		人		橋 り よ う	箇所		
	行 方 不 明 者		人		河 川	箇所		
	負傷者	重 傷			人	港 湾	箇所	
		軽 傷			人	砂 防	箇所	
住家被害	全 壊		棟	他	清 掃 施 設	箇所		
			世帯		崖 く ず れ	箇所		
			人		鉄 道 不 通	箇所		
	半 壊		棟		被 害 船 舶	隻		
			世帯		水 道	戸		
			人		電 話	回線		
	一 部 破 損		棟		電 気	戸		
			世帯		ガ ス	戸		
			人		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所		
	床 上 浸 水		棟		り 災 世 帯 数	世帯		
			世帯			り 災 者 数	人	
			人			火 災 発 生	建 物	件
床 下 浸 水		棟	火 災 発 生	危 険 物	件			
		世帯		そ の 他	件			
		人						
非住家	公 共 建 物		棟					
	そ の 他		棟					

区 分		被 害		災 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況	都道府県			
公 立 文 教 施 設	千円						市町村	
農 林 水 産 業 施 設	千円							
公 共 土 木 施 設	千円							
そ の 他 の 公 共 施 設	千円							
小 計	千円							
公共施設被害市町村数	団体							
の	農 産 被 害	千円		災 害 救 助 法 適 用 市 町 村 名	計	団 体		
	林 産 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
他	そ の 他	千円						
被 害 総 額		千円		119番通報件数 件				
災 害 の 概 況								
応 急 対 策 の 状 況	消 防 機 関 等 の 活 動 状 況	<small>(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)</small>						
	自衛隊の災害派遣	その他						

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入

(3) 被害状況等の集約

ア 市における被害状況等の調査及び収集は、地域ごとに班を編成して、必要に応じて実施調査を行う。調査班は被害状況に応じて、危機管理課が編成し対応する。また公共施設の被害状況等については、各施設の所管課もしくは施設管理者が行い、その内容を危機管理課に報告する。

イ 災害により被害を受けた人的及び物的の被害判定は、法令等に特別の定めがあるものを除くほか、おおむね次の基準による。

被害状況判定基準

被害区分		判定基準
1 人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月未満で治療できる見込みのものとする。
2 住家の被害	住家	現実に居住のため、使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟数	建造物の単位で一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい付属物が付着している場合（同一棟でなくとも同じ宅地内にあるもので非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）は同一棟とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを1世帯として扱い、また同一家屋の親子夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度の小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが土砂、竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
3 非住家被害	非住家	住家以外の建物で、他の被害区分に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。

4 田畑の被害	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没、畑の冠水	田の例に準じて取扱うものとする。
5 その他の被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法第1条に規定する患者20人以上の収容施設を有する病院とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防衛することを必要とする河岸とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及び屎尿処理施設とする。
	崖崩れ	山及び崖崩れのうち、人家、道路等に影響を及ぼすものとする。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運行する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	上下水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数、下水道にあっては、かん水による使用不能戸数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生活を一にしている世帯とする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
火災発生	地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。	
公立文教施設	公立の文教施設とする。	
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地農業用施設、林業用施設、漁業施設及び共同利用施設とする。	

5 その他の被害	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、官庁、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害 市 町 村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商 工 観 光 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具、観光施設被害等とする。

(4) 住民への広報

ア 広報活動

(7) 広報内容

a 被災地住民に対する広報内容

被災地の住民の行動に必要な次の情報を優先的に広報する。

- (a) 火災防止の呼びかけ（通電火災の防止、ガスもれの警戒、放火警戒等）
- (b) 避難指示の出されている地域、指示の内容
- (c) 流言、飛語の防止の呼びかけ
- (d) 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- (e) 近隣の助け合いの呼びかけ
- (f) 公的な避難所（福祉避難所を含む）、救護所の開設状況
- (g) 電気・電話・ガス・上下水道の被害状況、復旧状況
- (h) 鉄道・バスの被害状況、運行状況
- (i) 救援物資、食料、水の配布等の状況
- (j) し尿処理、衛生に関する情報
- (k) 被災者への相談サービスの開設状況
- (l) 死体の安置場所、死亡手続き等の情報
- (m) 臨時休校等の情報
- (n) ボランティア組織からの連絡
- (o) 全般的な被害状況
- (p) 防災関係機関が実施している対策の状況

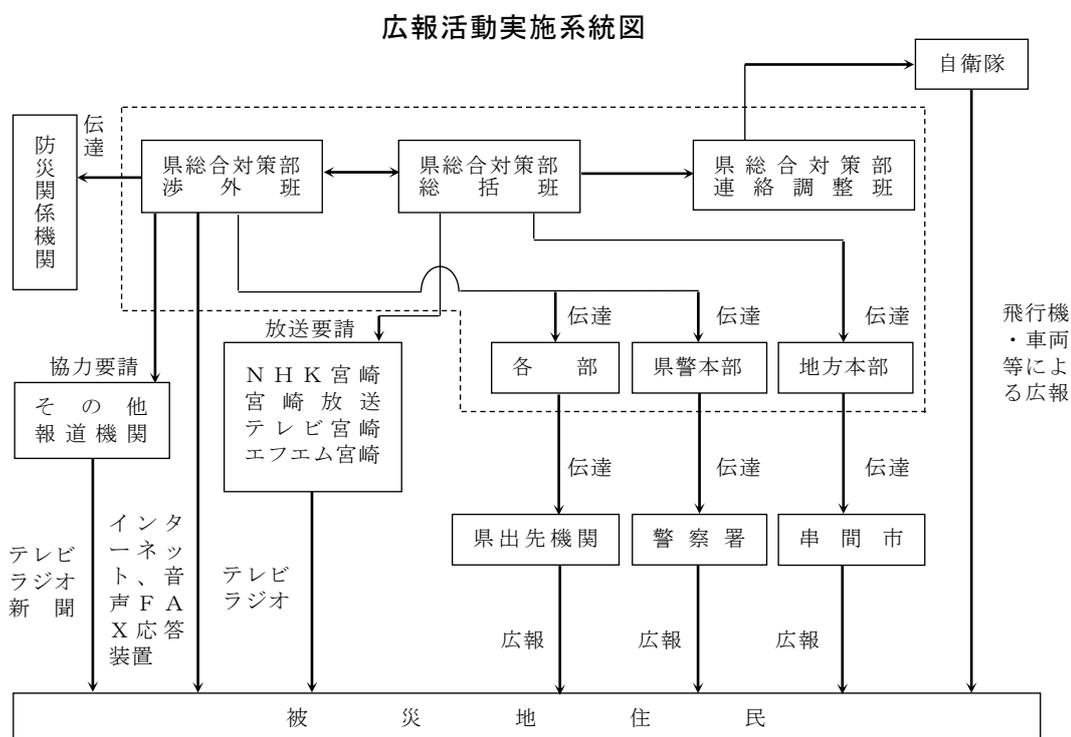
b 被災地外の住民に対する広報内容

市は、被災地外の住民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるよう、他機関に対し協力の呼びかけを中心に広報を行う。また、必要に応じて、被災地

住民向けの情報と同様の内容についても広報する。

- (a) 避難指示の出されている地域、指示の内容
- (b) 流言、飛語の防止の呼びかけ
- (c) 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- (d) 被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ
(被災地外の知人、親戚への被災者の安否情報の伝言の呼びかけ)
- (e) ボランティア活動への参加の呼びかけ
- (f) 全般的な被害状況
- (g) 防災関係機関が実施している対策の状況

(イ) 広報手段



市が保有する人員、資機材を活用して住民に対して効果的な広報活動を行う。
その手段としては、次のようなものがある。

- a テレビ、ラジオ（コミュニティFM）
- b 広報車による呼びかけ
- c ハンドマイク等による呼びかけ
- d ビラの配布
- e 立看板、掲示板
- f 市ホームページ
- g 臨時広報の配布、避難所への掲示
- h 携帯電話（緊急速報メールを含む）

イ 報道機関への対応

(ア) 報道活動への協力

報道機関の独自の記事、番組制作に当たっての資料提供依頼については、可能な範囲で提供する。

(イ) 報道機関への発表

災害に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、市長（災害対策本部長）が必要と認める情報について、速やかに実施する。

また、発表に当たっては、県等その他の機関の広報との連携・協力についても考慮する。

2 通信手段の確保

(1) 専用通信設備の運用

災害時に、応急活動を迅速かつ的確に実施するため、県本庁を中枢に県出先機関、市、消防本部、日赤及び自衛隊等の防災機関との間で開設している被災による不通のおそれが少ない県総合情報ネットワークを活用する。

(2) 代替通信機能の確保

応急対策実施上必要な情報通信設備による交信が著しく困難であり、対策に支障が生じる場合は、次のような代替手段を用いる。

ア NTT西日本の災害時優先電話

災害発生時において、重要通信を行う消防・警察・気象・情報等の機関については、一部の電話回線をあらかじめ交換機の優先発信グループに收容しており、輻輳時に規制状態となっても優先的に通話が可能である。なお、市がNTT西日本から指定を受けている災害時優先電話番号は次のとおりである。

災害時優先電話

設置場所	電 話 番 号
串間市役所	0987-72-1118 1119 1199

イ 携帯電話の使用

迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話の効果的な使用を行う。

ウ 非常無線通信の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通話を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、電波法第52条の規定に基づいて、無線局は非常無線通信（以下「非常通信」という。）を行うことができる。

なお、非常無線通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関等から

の依頼に応じて発受する。

(ア) 利用資格者

原則として、非常通信は誰でも利用することができるが、通信の内容には制限がある。

(イ) 非常通信の依頼先

宮崎地区非常通信協議会加入の無線局又は最寄りの無線局に依頼するが、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して、非常事態の際の協力を依頼しておく必要がある。

(ウ) 非常通信としての通信内容

非常通信の内容は、次のとおりである。

- a 人命の救助、避難者の救護に関するもの
- b 犯罪、交通制限など秩序の維持に関するもの
- c 防災関係機関が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの
- d 鉄道、道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の手配、運搬要員の確保などに関するもの
- e その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関すること等災害に関して緊急措置を要するもの

(エ) 発信の手続

発信したい通信文を次の順序で電報頼信紙（なければ普通の用紙でもよい）にカタカナ又は普通の文章で記載し、無線局に依頼する。

- a あて先の住所、氏名（職名）及び分かれば電話番号
- b 本文（200字以内）、末尾に発信人名（段落で区切る）
- c 用紙余白の冒頭に「非常」と必ず記入し、また余白の末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。

エ 他機関の通信設備の利用

公衆電気通信施設の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、災害対策基本法第57条及び第79条、災害救助法第28条、水防法第20条、消防組織法第41条の規定による他の機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信設備を利用することができる。この場合、事前に関係機関と協議しておく。

使用できる主な機関は次のとおりである。

通信設備が優先利（使）用できる機関名

通信設備設置機関	申 込 み 窓 口
県総合情報ネットワーク	県危機管理局・農林振興局・各土木事務所
県警察本部	県警察本部一通信指令室長
	各警察署一署長
九州地方整備局	電気通信課長・工事事務所長・出張所長
大阪航空局宮崎空港事務所	その都度依頼する。
宮崎地方気象台	その都度依頼する。

宮崎海上保安部	海上保安部長
J R九州鹿児島支社	駅長・情報区長
九州電力株式会社	各支店・営業所・電力所・発電所・変電所・制御所・各保線所・工務所の長
宮崎県LPガス協会	その都度依頼する。
陸上自衛隊	その都度依頼する。
航空自衛隊	その都度依頼する。

オ 放送機能の利用

緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合、又は、著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送をNHK宮崎放送局、宮崎放送、テレビ宮崎及びエフエム宮崎に要請する。

なお、市長の放送要請は、知事を通じて行う。

カ 使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、各防災機関は使送により通信を確保する。

キ 自衛隊の通信支援

自衛隊による通信支援の必要が生じたときは、本章第5節2「自衛隊災害派遣要請・受入体制の確保」に基づき要請手続きを行う。

ク 防災無線ボランティアの活用

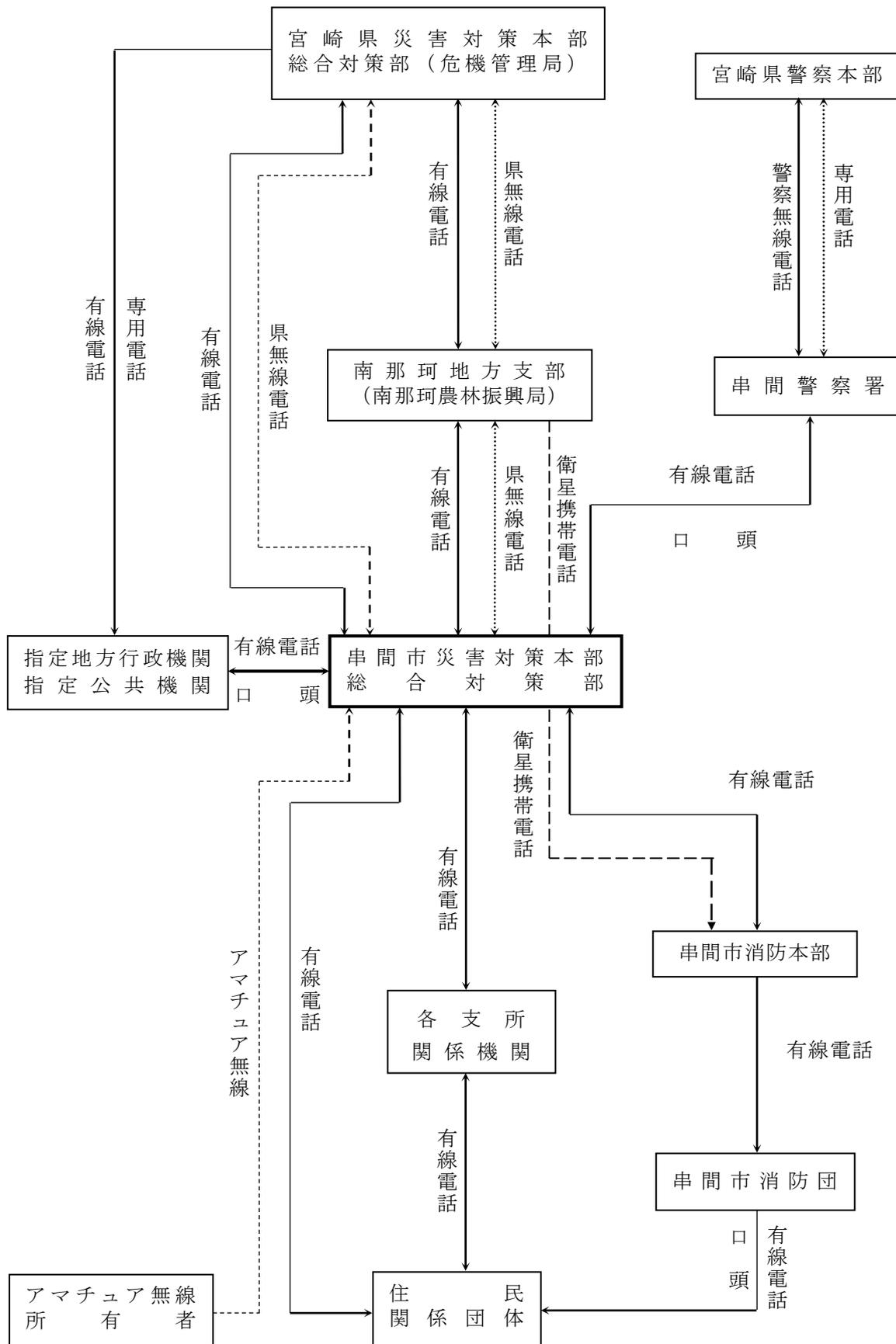
(ア) 受入体制の確保

平素からアマチュア無線ボランティア活動を希望する者の登録を行い、災害発生時は「受入窓口」にして防災無線ボランティアを確保する。(資料9-1参照)

(イ) 防災無線ボランティアの活動内容

- a 非常通信
- b その他の情報収集活動

串間市における通信利用系統表



第5節 広域応援活動

市域内において災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図る。

1 広域的な応援体制

(1) 応援要請の実施

ア 他市町村への要請

市長は、市の区域に係る災害について、適切な災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、宮崎縣市町村防災相互応援協定（資料2-1）に基づき、他の市町村長に対し応援要請を行う。

応援項目は、次に掲げるとおりとする。

- (ア) 災害応急措置に必要な職員の派遣
- (イ) 食料品、飲料水及び生活必需品の提供
- (ウ) 避難及び収容施設並びに住宅の提供
- (エ) 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (オ) 遺体の火葬のための施設の提供
- (カ) ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- (キ) 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- (ク) ボランティア団体の受付及び活動調整
- (ケ) その他応援のため必要な事項

イ 県への応援要請又は職員派遣のあつせん

市長は、知事又は指定地方行政機関等に対し、応援又は職員派遣のあつせんを求める場合は、県に対し、次の事項を記載した文書により要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

- (ア) 応援要請時に記載する事項
 - a 災害の状況
 - b 応援（応急措置の実施）を要請する理由
 - c 応援を必要とする期間
 - d 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
 - e 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
 - f 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
 - g その他必要な事項

(イ) 職員派遣あつせん時に記載する事項

- a 派遣のあつせんを求める理由
- b 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員
- c 派遣を必要とする期間
- d その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項

ウ 国の機関に対する職員派遣の要請

市長は、市の区域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書により当該機関の職員の派遣を要請する。

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) その他職員の派遣について必要な事項

エ 民間団体等に対する要請

市長は、市の区域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請する。

(2) 応援受入体制の確保

ア 連絡体制の確保

市長は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、県及び関係他市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行う。

イ 受入体制の確保

(ア) 連絡窓口の明確化

県及び関係他市町村等との連絡を速やかに行うための連絡窓口を総合対策部に置く。

(イ) 受入施設の整備

総合対策部は、県及び関係他市町村等からの物資等の応援を速やかに受け入れるための施設をあらかじめ整備しておく。(受入施設については、本章第9節参照)

ウ 経費の負担

応援に要した費用は、原則として市の負担とする。

また、指定公共機関等が市に協力した場合の経費負担については、その都度定めたもの、あるいは協議して定めた方法に従う。

(3) 消防機関への応援要請

市の消防機関の消防力では十分な活動が困難である場合、県下の他の消防機関に対し、宮崎県消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行う。

応援派遣要請を必要とする災害規模は、次のとおりとする。

ア 大規模災害又は災害の多発等により、災害の防御が困難又は困難が予想される災害

- イ 災害が拡大し、宮崎県内の他市町村又は宮崎県外に被害が及ぶおそれのある災害
- ウ 多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害
- エ 特殊資機材を使用することが災害防御に有効である災害
- オ その他応援派遣要請の必要があると判断される災害

2 自衛隊災害派遣要請・受入体制の確保

(1) 災害派遣要請の基準

自衛隊に対して災害派遣要請を行う基準は、次のとおりとする。

- ア 天災地変その他災害に際して、人命又は財産保護のため緊急に必要であり、かつ自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき。
- イ 災害の発生が迫り予防措置が急を要する場合で、自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

※ 公共性、緊急性、非代替性の3要件が基本となる。

(2) 災害派遣要請の手続

ア 災害派遣の要請者

自衛隊の災害派遣要請は、知事が、自衛隊法第83条に基づき、自己の判断又は市長の要請を受けて（様式1、資料8-1参照）行う。

イ 要請手続

知事による自衛隊の派遣要請の手続は、文書により行う。ただし、緊急を要する場合にあっては、電話等で要請し、事後速やかに文書を送達する。

(3) 知事への災害派遣要請の依頼

ア 災害派遣要請の依頼者

知事に対する自衛隊災害派遣要請の依頼は、原則として市長（連絡窓口は総務対策部）が行う。

イ 派遣要請依頼の手続

市長が知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって県（危機管理局）に依頼する。なお、事後速やかに依頼文書を提出する。（資料8-1参照）

ウ 市長が県に依頼することができない場合の措置

市長は、通信の途絶等により、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼することができない場合には、その旨及び市に係る災害の状況を次表に示す自衛隊に通知する。この際、市長は、速やかにその旨を知事に通知する。

区 分	通 知 先	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊	陸上自衛隊第43普通科連隊長	都城市久保原町	0986-23-3944
航空自衛隊	航空自衛隊新田原基地司令	児湯郡新富町新田	0983-35-1121
海上自衛隊	海上自衛隊鹿屋航空基地隊 第1航空郡司令	鹿屋市西原町	0994-43-3111

(4) 自衛隊の自主判断に基づく災害派遣

知事等からの要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊の指定部隊等の長は、要請を待つことなく以下の判断基準に基づいて部隊等の派遣を行うことができる。

ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

イ 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

ウ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。

エ その他災害に際し、上記に準じ特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

この場合においても、指定部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めるものとし、また、自主派遣の後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施することとする。

なお、自衛隊の自主判断に基づく災害派遣は、上記以外に庁舎等防衛庁の施設又はその近傍に災害が発生した場合における自衛隊の自主判断に基づく部隊等の派遣（近傍派遣）がある。

区 分	あ て 先	所 在 地	電 話 番 号
航空自衛隊	西部航空警戒管制団第十三警戒隊	串間市大字本城4	0987-77-0303

(5) 災害派遣の活動範囲

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次に示すとおりである。

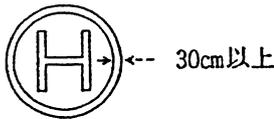
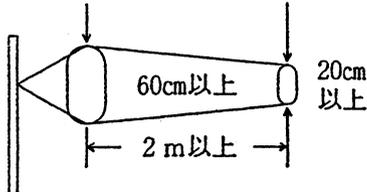
項 目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療・救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」（S. 33. 総理府令第1号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けし又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報活動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(6) 自衛隊受入体制の確立

ア 受入体制

派遣部隊の受入に際しては、次の事項に留意して、自衛隊の任務と権威を侵害することなく、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるよう処置する。

- (7) 災害派遣部隊到着前
 - a 速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備する。
 - b 連絡職員を指名し、自衛隊との連絡体制を確立する。
 - c 派遣部隊の宿泊施設及び駐車場（部隊の集結地）を選定し、指定する。
- (イ) 災害派遣部隊到着後
 - a 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。
 - b 派遣部隊指揮官名、派遣部隊の名称、隊員数、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況その他参考となる事項等を知事に報告する。
- イ ヘリコプターの受入れ
 - ヘリコプターを使用する災害派遣要請を行った場合は、緊急時ヘリポート等の諸準備に万全を期する。
緊急時ヘリポートの選定と準備については、次のとおりとする。
 - (7) 使用ヘリポート名（特別の場合を除き指定されているヘリポートを使用する）、着陸地点の風向及び風速をあらかじめ電話、無線その他の方法で県（危機管理局）に連絡を行う。
 - (イ) ヘリポートにはヘリコプターに安全進入方向を予知させるため、吹流し又は発煙筒を焚いて着陸前に風向を示しておく。
 - (ウ) あらかじめヘリポートの中央に石灰粉で直径10m以上のⓂ印を記し、着陸中心を示す。
 - (エ) 夜間は、カンテラ等によりヘリポート（別に指定するものに限る。）の着陸地点15m平方の各隅に上空から識別容易な灯火標識を行う。
 - (オ) ヘリポートと市役所及びその他必要箇所と通信連絡を確保しておく。
 - (カ) ヘリコプターの機種機能を事前に確認しておく。
 - (キ) 地面は堅固で傾斜9度以内とする。
 - (ク) 四方に仰角9度以上の障害物がないこと。
 - (ケ) 物資を大量に輸送する場合は、搭載量を超過しないよう重量計を準備する。
 - (コ) 大型車両等が進入できること。
 - (サ) 林野火災対策に使用する場合は、面積（100m×100m以上）、水利（100 t 以上）を考慮する。
 - (シ) ヘリポート付近への立入禁止の措置を講ずる。

ヘリポート の表示要領	1 着陸点		着陸点付近のほぼ中央に石灰等で直径10m以上の円を描き、中央にHと記す。
	2 風向指示器		<p>着陸点付近（着陸点からなるべく離れた地点）に吹流し、又は旗を立てる。</p> <p>(1) 布製 (2) 風速25m/sに耐えられる強度</p>

ウ 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち、次に掲げるものは市の負担とする。ただし、依頼者が複数にわたる場合は、当事者が協議して負担割合を定める。

- (ア) 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金（災害派遣に関わる事項に限る。）
- (イ) 派遣部隊が宿泊のため要した宿泊施設、借上料、電気料、水道料及び汲み取り料
- (ウ) 活動のため現地で調達した資機材の費用
- (エ) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償
- (オ) その他の必要な経費については、事前に協議しておく。

なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と市が協議する。

(7) 派遣部隊等の撤収要請

市長は、自衛隊の派遣が必要でなくなったと認めた場合は、直ちに知事に対して撤収要請を依頼する。（様式2、資料8-2参照）

3 海上保安庁に対する支援要請

(1) 支援要請事項

- ア 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- イ 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- ウ その他、市が行う災害応急対策の支援

(2) 支援要請の依頼手続き

市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは、知事に対し以下の事項を明示した文書をもって、海上保安庁による必要な措置を講ずるよう依頼する。

ただし、緊急を要するときは、電話等をもって行い、事後速やかに文書をもって措置する。また、事態が急迫し、知事に要請を依頼するいとまがない場合、又は知事を通じて要請することが困難な場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備

された海上保安庁の巡視船艇若しくは航空機を通じて要請するものとし、事後速やかに知事に対してその旨を連絡する。

- ア 災害の概要及び支援活動を要請する理由
- イ 支援活動を必要とする期間
- ウ 支援活動を必要とする区域及び活動内容
- エ その他参考となる事項

第6節 救助・救急及び消火活動

災害による死傷者等をできる限り軽減するため、防災関係機関は相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な救助・救急及び消火活動を実施する。

1 救助・救急活動

市は、消防機関と協力して、次の活動を行う。

(1) 情報収集、伝達

ア 被害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などにより、被害の状況を把握し初動体制を整える。

イ 災害状況の報告

消防対策部長・消防団長は、災害の状況を市長に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れのないよう努める。

(2) 救助・救急要請への対応

災害発生後、多発すると予想される救助・救急要請に対して、次の組織的な対策をとる。

ア 救助・救急活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者は、できる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関との連携の上実施する。

イ 延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助・救急活動を行う。

(3) 救助資機材の調達

家屋の倒壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じた時は、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。

(4) 応急救護所の設置

災害現場では、必要に応じ応急救護所を設置し、医療機関、自主防災組織、医療ボランティア等と協力し、傷病者に対するトリアージ、応急手当を行う。

(5) 後方医療機関への搬送

ア 応急救護所では、トリアージの結果によって、傷病者の傷病程度に応じた必要な応急手当を行い、医療機関に搬送する。

イ 施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、搬送先の医療機関が治療困難な場合も考えられるため、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、救護班、救急隊に対して情報伝達する。

〔住民、自主防災組織等〕

住民、自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救助活動を行う。

- (1) 各区や自主防災組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- (2) 救助活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。
- (3) 自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって、地域における救助活動を行う。
- (4) 自主救助活動が困難な場合は、消防機関、警察等に連絡し早期救助を図る。
- (5) 救助活動を行うときは、可能な限り市、消防機関、警察等と連絡をとり、その指導を受ける。

2 消火活動

市は、消防機関と協力して、次の活動を行う。

(1) 情報収集、伝達

ア 被害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などにより、被害の状況を把握し初動体制を整える。

イ 災害状況の報告

消防対策部長・消防団長は、災害の状況を市長に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れのないよう努める。

(2) 応援派遣要請

市自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき、他の消防本部に対して応援を要請する（資料2-1～2-4）。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できないときは、知事に対し、電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

(3) 応援隊の派遣

被災市町村以外の市町村は、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。特に、近隣県での被害に対しては、直ちに出動できる体制を確保する。

(4) 応援隊との連携

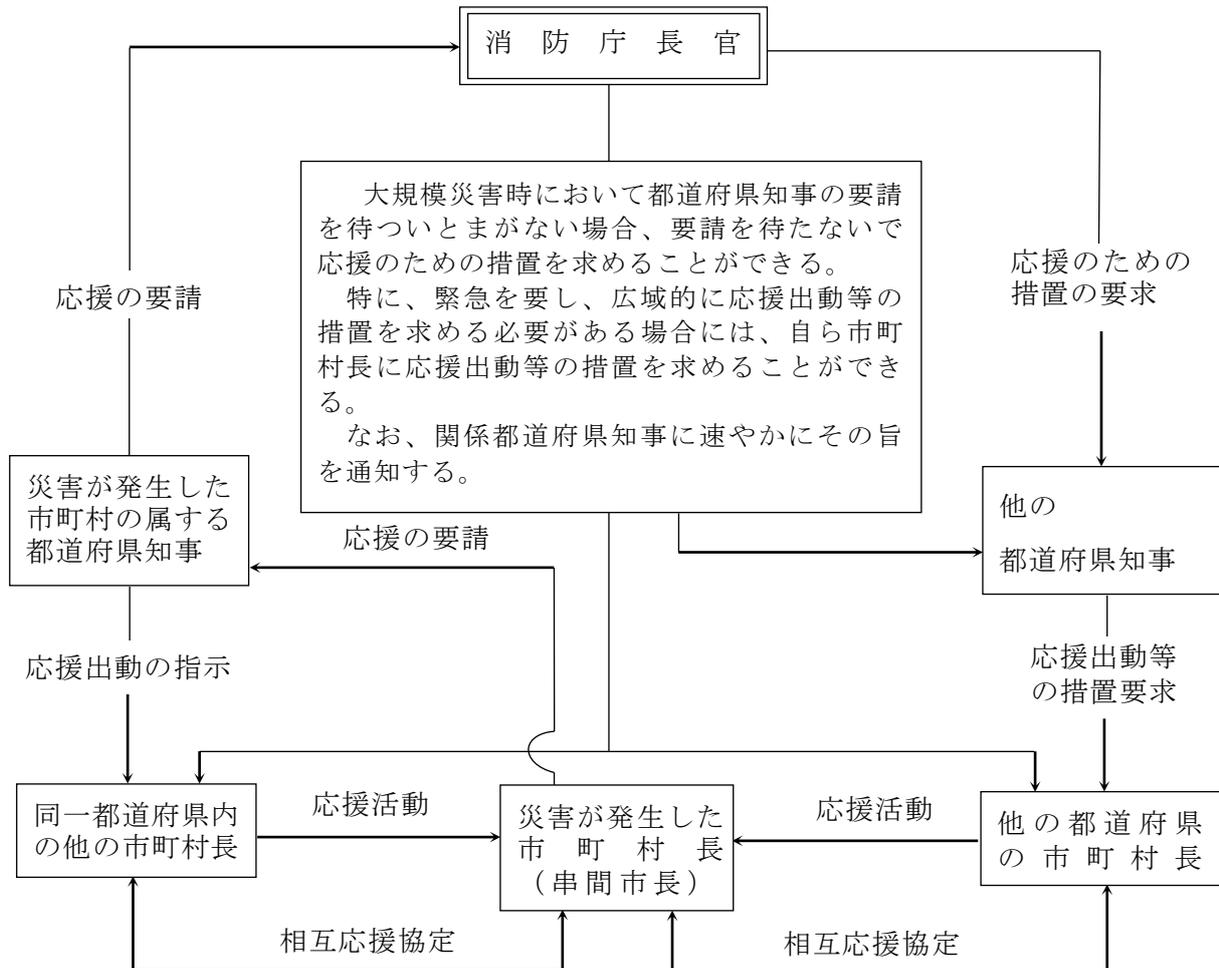
災害被害が大きい場合、被災地域のみでの対応は困難であるため、他地域からの応援隊との連携をいかにうまくとって対応するかが鍵となる。早期に指揮系統、情報伝達方法を明確にし、混乱なく効率的な対策活動を行う。

(5) 消防用緊急通行車両の通行の確保

警察官がその場にはいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあると認めるときは、消防吏員は、災害対策基本法第76条の3第4項の規定に基づき、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、車両等の道路外への移動等必要な措置命令、強制措置を行うことができる。

大規模災害等における緊急の広域消防応援フロー

(消防組織法第44条の関係)



〔事業所〕

(1) 火災予防措置

火気の消火及びプロパンガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

(2) 火災が発生した場合の措置

- ア 自衛消防隊（班）等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。
- イ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(3) 災害拡大防止措置

高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大するおそれのあるときは、次の措置を講ずる。

- ア 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。
- イ 警察、最寄りの防災機関に駆け付けるなど、可能な手段により直ちに通報する。
- ウ 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

第7節 医療救護活動

医療救護は住民の生命と安全に直接関わることであり、迅速な活動が要求されるため、市は、県及び関係市町村、各医療関係機関、各防災関係機関と密接な連携をとりながら、被災者の救援に万全を期する。

1 医療班の編成

- (1) 医療救護の実施は、医療機関の協力を得て、医療班を編成して行うが、緊急を要する場合は、最寄りの病院等に移送し行う。
 - ア 医療班の編成は医師1人、保健師又は看護師3人、事務担当者1人、計5人とする。
 - イ 医療班は、その使用する医薬品及び衛生材料等を携行する。
 - ウ 市医療班で不足する場合は、日赤救護班の応援を要請し、その場合においては、市医療班を包含し編成する。
- (2) 医療班は、傷病者の救護に当たるため、次の活動を重点的に行う。
 - ア 傷病者の傷病の程度判定（トリアージの実施）
 - イ 重傷者の応急手当及び中毒症者に対する処置
 - ウ 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
 - エ 転送困難な傷病者及び避難所等における軽傷者に対する医療
 - オ 助産活動
 - カ 死体の検案
 - キ 医療救護活動の記録及び市（災害対策本部）への収容状況等の報告
- (3) 医療班の医療で対処できない重傷者及び中等症者は、救護病院等に収容し、次の活動を行う。
 - ア 重傷者及び中等症者の収容と処置
 - イ 助産
 - ウ 死体の検案
 - エ 医療救護活動の記録及び市（災害対策本部）への収容状況等の報告

2 救護所の設置

救護所の設置予定場所は、串間市総合保健福祉センターとするが、医療班は、被害者の収容所その他適当な地点に応急救護所を設けるとともに、次に掲げる施設等を利用して救護場所を設ける。

ただし、必要に応じて巡回救護を行う。

地 区	救 護 場 所
福島地区	串間市総合体育館
大東地区	大東小学校
本城地区	本城小学校
都井地区	都井小学校
市木地区	市木小学校

3 医薬品等の調達

- (1) 医療救護の実施のため必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合は、市内の関係業者から調達する。(資料10-2)
- (2) 市内において医薬品及び衛生材料等の調達が不可能な場合は、知事又は隣接市町村長に対し、調達・あつせんを要請する。

4 搬送体制の確保

災害時の搬送体制には、傷病者の搬送、医療救護スタッフの搬送、医薬品等の医療用物資の輸送の3分野が考えられる。

災害現場における医療関係者は、関係機関との連絡を密にし、迅速かつ的確な搬送体制を確保する。

(1) 傷病者の搬送

消防機関の救急車で対応するが、消防機関のみでは十分な対応ができない場合は、公用車等の活用を図る。

また、道路の被害や被災者の避難等で陸路が混乱した場合には、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、救急車による搬送業務との円滑な連携を考慮しながら、自衛隊等関係機関と連携を図る。その際、使用病院の明記及び病院付近の緊急時ヘリポート等の確保が必要となる。

なお、傷病者の搬送に当たっては、搬送中における医療の確保に十分配慮する。

(2) 医療救護スタッフの搬送

各医療スタッフの搬送は、公用車等で対応するが、災害発生直後等の緊急を要する時期においては、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、自衛隊等関係機関と連携を図る。

(3) 医薬品等の医療物資の輸送

医療物資の供給元が車両により行うが、道路の被害や被災者の避難等で陸路が混乱した場合には、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、自衛隊等関係機関と連携を図る。

5 医療情報の確保

宮崎県総合情報ネットワークを中心とする情報網により、市、県、医療機関、消防機関等において必要な医療情報の確保を図る。

また、同システムが使用できない医療機関等が生じた場合は、徒歩、自転車等のあらゆる手段を用い、被災状況等の把握を行う。

6 医療機関等の状況

市内の医療機関の状況は、「医療機関一覧」（資料10-1）のとおりである。

なお、市長は、災害時において市内の医療機関等と連絡をとり、診療可能な医療機関等を把握しておく。

第8節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

災害時における交通の確保・緊急輸送は、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援・救護活動にとって極めて重要である。

このため、市は県及び関係機関と協議し、迅速に輸送路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両、ヘリコプター等を調達するなど、輸送体制に万全を期する。

1 交通の確保・緊急輸送活動

(1) 輸送に当たっての配慮事項

ア 交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、復旧の各段階に応じた的確な対応をとる。

イ 緊急輸送は、次の優先順位に従って行うことを原則とする。

(ア) 人命の救助、安全の確保

(イ) 被害の拡大防止

(ウ) 災害応急対策の円滑な実施

ウ 市内で輸送手段等の調整ができないときは、県又は災害時における応援協定を締結している他市町村に協力を要請する。

(2) 災害発生後の各段階において優先されるもの

ア 第1段階（災害発生直後の初動期）

(ア) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資

(イ) 無線中継基地、無線局の点検・保守のために必要な人員及び資機材

(ウ) 消防・水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資

(エ) 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者

(オ) 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資

(カ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

(キ) ヘリコプター等の燃料

イ 第2段階（応急対策活動期）

(ア) 前記アの続行

(イ) 食料、水等生命の維持に必要な物資

(ウ) 傷病者及び被災地外へ退去する被災者

(エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資

ウ 第3段階（復旧活動期）

(ア) 前記イの続行

- (イ) 災害復旧に必要な人員、物資
- (ウ) 生活用品
- (エ) 郵便物
- (オ) 廃棄物の搬出

2 陸上輸送体制の確立

(1) 交通規制

災害により道路損壊等が発生した場合や災害の発生が予想される場合は、被災地における災害応急活動の円滑な推進を図るため、道路管理者、串間警察署長と協議の上速やかに車両等の通行禁止・制限、う回道路の設定及び誘導等の交通規制措置をとる。

ア 道路の損壊、決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合

イ 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合

(2) 緊急交通路確保のための交通規制

ア 市長は、道路被害状況の調査結果に基づいて、道路管理者・串間警察署長と協議し、緊急輸送に充てる道路を選定する。

イ 市長は規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに、道路情報センター及び報道機関を通じて一般住民に周知徹底させる。

ウ 消防吏員は、定められた通行禁止区域等において、警察官がその場にはいない場合に限り、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するために必要な措置を命じ、又は自ら当該措置をとる。

エ 緊急通行車両等の標章及び証明書

知事又は県公安委員会は、緊急通行車両の使用者に対し、次により、標章及び証明書を交付し、被災地における交通混乱の防止を図る。

(ア) 事前届出済証の交付を受けている車両の確認

a 届出済証の交付を受けている車両の確認は、警察本部又は通行の禁止・制限区域を管轄する警察署、交番、交通検問所等において実施する。

b 緊急通行車両であると確認した場合は、車両の使用者に対し、標章及び証明書を交付する。

(イ) 事前届出がなされていない緊急通行車両等の確認

a 確認の申請

災害発生時に緊急輸送等に車両を使用する者は、確認申請書により、必要書類を添付して警察署等に申請するものとする。

b 警察署等は、審査・確認を行い、標章と証明書を交付する。

オ 標章の掲示

交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示する。



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(3) 交通規制の実施

ア 警察官及び警察署長権限による交通規制の実施（発災直後）

交通調査結果の報告等に基づいて、交通規制を行う場合、発災直後の現場は人心も動揺しており、パニック状態となることが予想されるため、次の事項等を総合的に判断し、被災地への流入抑制を重点に交通規制を行う。

- ・ 家屋等の崩壊、火災による危険防止
- ・ 道路損壊、橋梁の崩壊等による危険防止
- ・ 人命救助活動等のための通行路の確保（交通規制路線との接続）
- ・ 避難路の確保
- ・ 交通渋滞緩和のための措置

ア) 緊急交通路指定前の交通規制の範囲

交通規制路線は、災害警備本部長の指定する緊急交通路の対象となるため、指定前における交通規制範囲の設定に当たっては、交通規制路線を含んだ区域あるいは同路線に接続する道路を選定する。

イ) 交通規制の方法

交通規制は、原則として規制標識を掲出して行うが、急を要する場合等にあつては、現場警察官の指示で実施する。

ウ) 交通規制の対象

交通規制は、被災地への流入車両を対象とし、被災地からの流出車両については、原則として制限しない。また、危険防止上必要と認めるときは、歩行者及び軽

車両についても対象とするが、緊急車両等については規制から除外する。

(エ) う回路対策

交通規制の実施に伴い、う回路も併せて設定し、整理誘導を行う。

なお、う回路の設定に当たっては、災害警備本部及び隣接警察署と連携を密にする。

(オ) 放置車両等の排除措置

災害対策基本法適用前における放置車両等の排除については、即時強制はできないので、道路管理者と連携し各種法令を根拠に排除する。

イ 災害対策基本法に基づく交通規制の実施（発災直後から4、5日ないし1週間程度）

住民等の避難、負傷者の救出、救護、消火等災害応急対策を迅速に実施するため、災害対策基本法に基づく交通規制を行い、緊急交通路の確保を図る。

(ア) 緊急交通路の指定

緊急交通路は災害警備本部長が指定する。管内に当該指定に係る緊急交通路を有する警察署にあっては、直ちに交通規制を実施する。この場合、当該路線において既に署長権限規制等を実施中の場合は、速やかに災害対策基本法に基づく緊急交通路の規制に切り換える。（規制表示の変更）

(イ) 緊急交通路の指定の周知措置

緊急交通路が指定された場合、直ちに通行禁止に係る区域又は道路の区間及びその他必要な事項を広く一般に周知させる。（テレビ、ラジオ、チラシ、看板、現場広報など）

(ウ) 交通規制の方法等

緊急交通路における交通規制は、災害用交通規制表示を掲出して行い、緊急車両及び緊急通行車両確認標章を掲出している車両以外は、全面通行禁止とする。ただし、被災地域からの流出車両については、原則として制限はしない。

(エ) 緊急交通路の始点及び終点における措置

緊急交通路の始点及び終点にあっては、緊急通行車両確認標章の申請手続及び緊急通行車両と一般車両との選別を実施するため、相当数の要員を配置する。

また、必要により緊急通行車両等の先導車両を配置する。

(オ) う回路対策

災害警備本部長の緊急交通路の指定に併せてう回路の指定もされるため、当該う回路についても、主要交差点に所要の要員を配置し、整理誘導を行う。

(カ) 交通規制要員の配置等

緊急交通路を確保するための交通規制要員は、すべての交差点への配置が望ましいが、人員的に困難な場合は、主要交差点に重点配置するなど弾力的に運用する。

また、警備業者による交通整理員（交通整理ボランティア）の配置がある場合は、当該交通整理員と効率的に連携した整理誘導を行う。

(キ) 交通規制用資機材の活用

交通規制は、パイロン等の資機材を十分に活用し、要員の効率的な運用を行う。

(ク) 署長権限規制の継続

緊急交通路として指定のない区域又は区間についても、必要により署長権限規制を実施し、迅速・円滑な救助救援活動に資する。

(ケ) 路上放置車両等に対する措置

緊急交通路における路上放置車両等は、災害対策基本法第76条の3の規定に基づき措置する。この場合、当該措置をした警察官は、速やかに当該措置をした場所を管轄する所属長に報告し、報告を受けた所属長は、当該措置に伴って車両その他の物件を破損した場合にのみ、災害警備本部長に報告する。

また、自衛官、又は消防吏員から同法第76条の3第6項の規定により通知を受けた場合についても準用する。

ウ 県公安委員会による交通規制（4、5日ないし1週間以降）

この時期は、防疫、医療活動、被災地への生活物資の補給、ガス、電気、水道等のライフライン等の復旧活動が本格化する一方、道路の啓開等も進み、復旧物資の輸送需要も高まることから、道路交通法に基づく交通規制に切り替える。

災害警備本部長からの指示により、区間、時間、車種等を検討し、県公安委員会権限による交通規制に切り替え、併せて道路標識及び緊急通行車両の確認標章に切替える。



備考

- 1 色彩は文字、縁線及び区分線を青色、斜めの線及び枠を赤色、地を白色とする。

- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状または交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図形の寸法の2倍まで拡大し、または図形の寸法の2分の1まで縮小することができる。

(4) 自動車運転者のとるべき措置

ア 災害が発生したときなどに災害対策基本法による交通規制が行われたとき、災害対策基本法により、災害が発生し又はまさに発生しようとしている市域（これに隣接し又は近接する市町村を含む。）において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるときは、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止され、又は制限される。

この交通の規制が行われた場合、通行禁止区域等（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう）内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

(ア) 速やかに車を次の場所へ移動させる。

a 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

b 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路以外の場所

(イ) 速やかな移動が困難なときは、車をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

(ウ) 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車を移動又は駐車する。

なお、警察官は、通行禁止区域等において車などが緊急通行車両の通行の妨害となっているときは、その車の運転者などに対して必要な措置をとることを命じることがある。運転者などが命令された措置をとらなかつたり、現場にいないために措置をとることを命じることができないときは、警察官が、自らその措置をとることがある。

この場合、やむを得ない限度において、車などを破損することがある。また、これらの警察官の命令等の職務については、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣に従事する自衛官や消防吏員が行うことがある。

(5) 道路（緊急輸送道路）の応急復旧

ア 被害状況の把握

市は、所管する緊急輸送ルート上の被害状況、緊急輸送ルート上の障害物の状況を把握するため、ヘリコプター、トライアル車等を効果的に活用し、速やかに調査を実施するとともに、災害対策本部や応急対策を実施する関係機関に対し調査結果を報告する。

イ 緊急輸送ルート啓開の実施

市域内の緊急輸送ルート上の被害状況、緊急輸送ルート上の障害物の状況を把握し、

速やかに県申間土木事務所に報告するとともに、所管する緊急輸送ルートについては、啓開作業を実施する。

ウ 障害物の除去

市は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。また市が管理する道路上に放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

エ 応急復旧

被害を受けた緊急輸送路は、直ちに復旧し、交通の確保に努める。

オ 資機材等の調達

市は、被害状況に基づき、関係業界より使用できる啓開資機材等の調達を行う。

(6) 車両等の確保

ア 輸送のために必要とする自動車及びその運転者（以下「車両等」という。）の確保は、次の各関係機関等の協力を得て行う。

- (ア) 応急対策を実施する機関に所属する車両等
- (イ) 公共的団体に属する車両等
- (ウ) 自衛隊の車両等
- (エ) 営業用の車両等（トラック協会等）
- (オ) 家用の車両等

イ 市で車両等の確保が困難な場合又は輸送上他の市町村で車両を確保する方が効率的な場合は、隣接の市町村又は県に協力を要請して車両等の確保を図る。

(7) 集積場所及び要員の確保

ア 物資の集積地は、原則として次のとおりとするが、災害の状況により交通及び連絡に便利な公共施設を選定する。

イ 物資の集積配分義務を円滑に行うため、物資集積場所に必要に応じ職員を配備し、派遣された県職員と協力して物資の配分を行う。（本章第10節参照）

3 鉄道輸送体制の確立

道路等の被害により、車両による輸送の確保が不可能なとき又は他県等遠隔地において、物資資材等を確保したときで、鉄道によって輸送することが適当なときは、次により輸送の要請を行い、鉄道による輸送を実施する。

(1) 要請事項

- ア 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量を含む）
- イ 輸送を必要とする区間
- ウ 輸送の予定日時
- エ その他必要な事項

(2) 要請先

九州旅客鉄道株式会社宮崎総合鉄道事業部

0985-51-5988

4 海上輸送体制の確立

災害のため陸上輸送が困難で、海上輸送がより効果的な場合は、船舶輸送により輸送を実施するものとする。特に船舶輸送を緊急に行う必要がある場合は、県有船舶又は海上保安部所属船艇の協力を求めて、輸送の実施に努める。

(1) 県有船舶による輸送

市において、県有船舶による輸送を必要とするときは、県（水産課）に対し、次の事項を明らかにした文書により要請する。

ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって要請し、その後速やかに文書を提出する。

ア 災害の状況及び応援を必要とする理由

イ 応援を必要とする期間

ウ 応援を必要とする船舶数

エ 応援措置事項

オ その他参考となるべき事項

(2) 海上保安部船艇による輸送

ア 海上保安部船艇の派遣要請等

(ア) 市長は、海上保安部船艇による輸送を必要とするときは、知事に対し、第5節広域応援活動に定める要領により要請を依頼する。

(イ) 市における要請後の措置等は、第5節広域応援活動に定める要領に準じて行う。

(3) 民間船舶による輸送

市において、民間船舶により輸送を行う場合は、九州海運局油津支局にあつせんを依頼し、迅速な輸送の実施に努める。

5 航空輸送体制の確立

災害により道路損壊が相次ぐなど、陸上交通に支障や遅滞があるときは、住民避難、物資、機械等の輸送などの応急対策活動は、ヘリコプターなどによる航空輸送に頼らざるを得ない事態も発生する。ヘリコプターの手配、ヘリポートの確保等を改めて確認しておく必要がある。

(1) 緊急時ヘリポートの確保等（資料11-4参照）

ア ヘリコプターの離着陸は、あらかじめ定めたヘリポートで行うことを原則とする。

イ 地方支部は、あらかじめ定めたヘリポートの使用可能状況を把握し、県（災害対策本部）に報告する。

ウ 一時に多量の緊急物資の輸送が必要になった場合は、県を通じて自衛隊に空中投下

による輸送を依頼する。なお投下場所の選定、安全の確保については、その都度定める。

(2) 集積場所及び要員の確保

臨時ヘリポート周辺に集積場所を設けるとともに、必要に応じ県職員が連絡調整に当る。

6 人力による輸送

ア 災害のため車両等による輸送が不可能な場合は、人力による輸送を行う。

イ 市長は、人力による輸送を行う場合に備え、安全かつ効率的な輸送通路について検討を加え、災害時には迅速適切な措置がとれるよう努める。

ウ 人力による輸送は地元消防団、地域住民の協力を要請して行う。ただし、住民による人力輸送が困難な場合は、県に自衛隊の災害派遣を要請して行う。

7 燃料の確保

輸送業者による輸送あるいは借上げ車両等の燃料の確保に努める。

第 9 節 避難収容活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、市は関係機関の協力を得て、住民の避難に関する指示を行い、また安全に誘導して未然に被害をくい止めるものとする。

1 避難誘導の実施

(1) 避難対策の実施責任者

ア 避難の指示

避難の指示の実施責任機関は、次のとおりとする。知事は市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長の実施すべき措置の全部又は一部を代行することとする。（災害対策基本法第60条第5項～第7項）

また、市長不在の場合は、次の順序で避難の指示を行うものとする。

第 1 順位	副市長	第 2 順位	危機管理課長
--------	-----	--------	--------

避難指示権者

種類	指示権者	内 容	基 準
避難指示 災害全般	市長 (基本法第60条)	立退き指示及び 立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき
	警察官・海上保安官 (基本法第61条等) (警察官職務執行法 第4条第1項等)	立退き又は緊急 安全確保措置の 指示	<ul style="list-style-type: none"> ・市長が指示することができないと認めるとき ・市長から要求があったとき <ul style="list-style-type: none"> ・警察官は上記の避難指示のほか法の規定により極めて危険が切迫する等特別な状況下においては被害を受ける者に対し避難の措置をとることができる。(この場合、公安委員会に報告する。)
	自衛官 (自衛隊法第94条)	警告 避難の指示	<ul style="list-style-type: none"> ・警察官又は海上保安官がその場には危険が切迫している住民等に対して警告を発し、特に急を要する場合は避難させる。

避難指示	洪水	知事、その命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第29条)	立退きの指示	洪水等により著しい危険が切迫していると認められるとき
	火災	消防長、消防署長 消防吏員、消防団員 (消防法第23条の2 第1項、第28条第1項)	退去の命令	火災が発生し、又は発生するおそれ が著しく大きいとき

イ 警戒区域の設定

原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法で、消防又は水防活動のための警戒区域の設定は消防法又は水防法に基づき行う。なお、知事は、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、災害対策基本法第63条第1項に定める応急措置の全部又は一部を代行することとする。(災害対策基本法第73条第1項)

警戒区域の設定

種類	設定権者	
災害全般	<ul style="list-style-type: none"> ・市長 (又はその委任を受けて市長の職権を行う市の吏員) ・警察官 ・海上保安官 ・自衛官 	災害対策基本法第63条第1項 災害対策基本法第63条第2項 災害対策基本法第63条第2項 災害対策基本法第63条第3項
火災	<ul style="list-style-type: none"> ・消防吏員、消防団員 ・警察官 	消防法第28条 消防法第28条の2
水災	<ul style="list-style-type: none"> ・消防吏員、消防団員 ・警察官 	水防法第21条第1項 水防法第21条第2項
火災・水災 以外の災害	<ul style="list-style-type: none"> ・消防長又は消防署長 ・警察官 	消防法第23条第2項第1号 消防法第23条第2項第2号

ウ 避難の誘導及び避難所の開設、収容

避難の指示から避難所への誘導までは、それぞれ避難の指示者が行い、避難所の開設、収容保護は、市が行う。両者は緊密な連絡を保って実施する。

(2) 避難指示

ア 避難が必要となる災害

災害発生後、被害の拡大要因となる災害としては、次のようなものがある。これらについては十分な警戒を行い、積極的な情報収集に努め、適切な避難指示を行う。

- (ア) 土砂災害(がけ崩れ、地すべり、土石流)
- (イ) 延焼火災

- (ウ) 危険物漏えい（劇毒物、爆発物）
- (エ) 水害（河川、海岸、ため池等）
- (オ) その他

イ 避難の指示

市長及び水防管理者は、火災、がけ崩れ、土石流、洪水、高潮等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退きの指示を行う。

避難情報の発令基準（洪水害編）

種類	対象地域	洪水害の避難情報の発令基準
高齢者等避難	浸水想定区域 及び 異常箇所地周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・水位観測所の水位が避難判断水位に達したとき。 ・堤防に軽微な漏水・浸食等が発見されたとき。 ・警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される時。
避難指示	浸水想定区域 及び 異常箇所地周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は到達する見込みのとき。 ・水位観測所の水位が避難判断水位を超えた状態で、さらに上昇するおそれがあるとき。 ・堤防に異常な漏水・浸食等が発見されたとき。 ・警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される時。 ・警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される時。
緊急安全確保	浸水想定区域 及び 決壊箇所地周辺	<ul style="list-style-type: none"> ・串間土木事務所から、ホットラインによる助言があったとき。 ・堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まったとき。 ・堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき。

避難情報の発令基準（土砂災害編）

種類	対象地域	土砂災害の避難情報の発令基準
高齢者等避難	土砂災害 警戒区域等	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」となったとき。 ・警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される時（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から明け方に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されているとき）。 ・その他土砂災害の前兆現象の発見等により、高齢者等避難を発令

		することが必要と認められたとき。
避難指示	土砂災害警戒区域等	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」となったとき。 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される時。 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される時。 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき。
緊急安全確保	土砂災害警戒区域等	<ul style="list-style-type: none"> 大雨特別警報（土砂災害）が発表されたとき。 土砂災害の発生が確認されたとき。

避難情報の発令基準（高潮編）

種類	対象地域	高潮災害の避難情報の発令基準
高齢者等避難	沿岸部の浸水危険区域	<ul style="list-style-type: none"> 高潮注意報が発表され、なおかつ警報に切り替わる可能性が高いと言及されたとき。 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で台風の暴風域が市町村にかかると予想されている、又は台風が串間市に接近することが見込まれるとき。 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される時。 上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知されたとき。
避難指示	沿岸部の浸水危険区域	<ul style="list-style-type: none"> 高潮警報あるいは高潮特別警報が発表されたとき。 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される時。
緊急安全確保	沿岸部の浸水危険区域	<ul style="list-style-type: none"> 水門、陸閘等の異常が確認されたとき。 海岸堤防等の倒壊や異常な越波・越流を確認したとき。

ウ 避難指示の内容

避難の指示は、次の内容を明示して実施する。

(ア) 発令者

- (イ) 差し迫っている具体的な危険予想
- (ウ) 避難対象地区名
- (エ) 避難日時、避難先及び避難経路
- (オ) 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）
- (カ) 出火防止の措置（電気（配電盤）の遮断措置等）

エ 避難措置の周知

- (ア) 市長以外の者が避難の指示を行ったときは、法令に基づき市長及び関係機関に通知する。
- (イ) 市長は自ら避難の指示を行ったとき、又は避難指示者から避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、関係地域の住民に対し、その周知徹底を図るとともに、知事に報告する。

また、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

a 関係機関への連絡

市長は、避難指示を行った状況を速やかに関係機関に対して連絡する。

b 住民への周知徹底

市長は、避難指示を行った状況を速やかに住民に対して周知する。また、避難の必要がなくなった場合は、直ちにその旨を公示する。

- (a) 周知は、迅速に必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、サイレン・警鐘・拡声器・口頭等により行う。

- (b) 報道機関等の協力を得て、間接的に住民に広報する。

(3) 避難実施の方法

市長及び避難の指示者は、次の点を十分考慮し、避難実施の万全を期する。（避難所及び位置については、資料12を参照のこと。）

ア 避難の順位

避難の順位は次のとおりとし、防災活動に従事できる者を最後に避難させる。避難に当たっては、近隣者相互の助け合いにより全員の安全避難を図る。

- (ア) 高齢者、妊産婦、乳幼児及びその保護者、小児、心身障がい者、傷病者等の要配慮者
- (イ) 防災に従事する者以外の者

イ 避難者の誘導

避難者の誘導は、次の要領により、安全かつ迅速に行うよう努める。

- (ア) 避難に当たっては、市、消防機関、警察等が協力し、安全な経路を選定の上、避難誘導員を配置し、所要の装備資機材を活用し、避難時の事故防止並びに避難の安全迅速化を図る。
- (イ) 避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示する。
- (ウ) 誘導に当たっては、混乱を避けるため地域の実情に応じ、避難経路を2ヶ所以上選定しておく。

- (エ) 避難誘導員は、避難立退きに当たっての携行品を必要最少限度に制限し、円滑な立退きについて適宜指導をする。
 - (オ) 避難対象地域に対しては、事後速やかに避難漏れや要救出者の有無を確かめる。
- (4) 学校・教育施設等における避難誘導
- ア 避難誘導措置に関する各学校への通報・連絡は、あらかじめ整備されている連絡網を用い、迅速かつ確実に行う。
 - イ 校長等は、おおむね次の方法で避難誘導を安全かつ迅速に行うよう努める。
 - (ア) 災害種別に応じた避難指示等の伝達
 - (イ) 避難場所の指定
 - (ウ) 避難順位及び避難場所までの誘導責任者の決定
 - (エ) 児童生徒の携行品を指示
 - (オ) 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画
 - ウ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。
 - エ 災害の種別、程度により児童生徒を家庭に帰宅させる場合は、次の方法による。
 - (ア) 教師の誘導を必要とする場合は、集落ごとに安全な場所まで誘導する。
 - (イ) 集落ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋、堤防）の通行を避ける。
 - オ 児童生徒が家庭にいる場合における臨時休校の通告方法、連絡網を各家庭に周知徹底させる。
- (5) 孤立地域対策
- 災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に甚大な影響を及ぼす。
- 孤立が予想される地域については、常にこれを念頭に置き避難対策を実施する。
- ア 孤立実態の把握対策
 - (ア) 孤立予想地域に対し、N T T回線及び防災無線等を整備して、孤立状況の確認を行う。
 - (イ) 孤立状況及び被害の概要について情報収集を行うとともに、県に対して直ちに速報する。
 - イ 救助・救出対策
 - (ア) ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要を直ちに県に速報する。
 - (イ) ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数等に関し、できる限り多くの情報を収集して報告する。
 - (ウ) 負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも配慮する。
 - (エ) 孤立地域内の要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について検討して、必要に応じて、県又は近隣他市町村の応

援を得て、救出を推進する。

ウ 通信手段の確保

職員の派遣、防災行政無線、消防無線による中継及びアマチュア無線の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努める。

エ 食料品等の生活必需物資の搬送

う回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段確保が困難な場合は、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行う。

オ 道路の応急復旧活動

孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努める。

(6) 警戒区域の設定

ア 設定の基準

(ア) 市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

(イ) 警察官は、市長（権限の委託を受けた市職員を含む。）が現場にいないとき又は市長から要請があったときは、警戒区域を設定する。この場合、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知する。

(ウ) 災害派遣を命ぜられた自衛官は、市長その他その職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することとする。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知する。

イ 規制の内容及び実施方法

(ア) 市長、警察官、知事又は自衛官は警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずる。

(イ) 市長、警察官は協力し住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

(7) 避難地への市職員等の配置

市が設定した避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市職員（消防職員、団員を含む。）を配置する。

(8) 避難地における救護等

ア 避難地に配置された市職員又は警察官は、自主防災組織等の協力を得て、次の事項を実施する。

(ア) 洪水・火災等の危険の状況の確認及び避難した者への情報伝達

(イ) 避難した者の掌握

(ウ) 必要な応急の救護

(エ) 状況に応じ、避難した者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への収容

イ 市が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難した者に対する応急の救護に協力する。

(9) 避難状況の報告

ア 市は、自主防災組織及び施設等の管理者から直接又は中間警察署を通じて、次に掲げる避難状況の報告を求める。

(ア) 避難の経過に関する報告—危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。

a 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。）

b 上記事態に対し、応急的にとられた措置

c 市に対する要請事項

(イ) 避難の完了に関する報告—避難完了後、速やかに行う。

a 避難地名

b 避難者数・避難世帯数

c 必要な救助・保護の内容

d 市に対する要請事項

イ 市は、避難状況について、県へ報告する。

〔住民〕

(1) 食料品等を相互に融通し合い、地域全体としての当面の生活確保について協力し合う。

(2) 住民自らも、隣接地域及び市との連絡確保に努める。

(3) 農道、林道等の使用可能な回路の活用及びアマチュア無線等使用可能な通信手段の活用により、市との連絡確保に自ら努める。

〔警察官及び海上保安官〕

警察官及び海上保安官は、市長が指示できないと認めるとき又は市長から要求があったとき若しくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに住民に対し立ち退きを指示するものとする。この場合、避難の指示をした旨を市長に通知するものとする。また、警察官は、避難の指示のほか、警察官職務執行法第4条第1項の規定により、極めて危険な状態が切迫するなど特別な状況下においては、被害を受ける者に対し避難の措置をとることができるものとする。この場合においては、公安委員会に報告しなければならない。

〔自衛官〕

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にはいないときは、危険が切迫している住民等に対して警告を発し、特に急を要する場合は避難させるものとする。

〔知事又はその委任を受けた職員〕

(1) 知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退きの指示を行う。

- (2) 地すべり法第25条に基づき知事又はその委任を受けた職員は、地すべり等により著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対して立ち退きを指示することができる。

〔病院・社会福祉施設等〕

病院・社会福祉施設等の管理者は、事前に定めた避難計画により、避難誘導體制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、入院患者、来診者、施設入所者等の避難誘導を実施するものとする。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報・連絡や入所者等の状況に十分配慮した避難誘導を実施するものとする。

2 避難所の開設、運営

(1) 避難所の開設、運営

ア 避難所の開設

市は、避難所を開設する必要があると認められるときは、次により避難所を開設し、速やかに被災者を避難誘導する。

特に、要配慮者への避難誘導に留意する。

(ア) 対象者

- a 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- b 現に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者（旅行者、旅館等の宿泊者、通行人を含む。）
- c 災害によって、被害を受けるおそれのある者
 - (a) 市長の避難命令を受けた者
 - (b) 市長の避難命令は受けていないが、緊急に避難する必要のある者

(イ) 開設場所

- a あらかじめ指定した避難所の被災状況、周辺火災の延焼の可能性、危険物の有無など安全性を確認の上、避難所を開設する。
- b あらかじめ指定した避難所が不足する場合には、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げや野外に天幕等を設営し、避難所を開設する。
- c 災害の様相が深刻で、市内に避難所を開設することができない場合は、隣接市町村の避難所への収容委託や隣接市町村の建物又は土地の借り上げにより避難所を開設する。
- d 要配慮者の避難生活支援のため、福祉避難所を開設し介助員を配置する。
なお、要配慮者の家族についても、必要に応じて福祉避難所に避難させる。

(ウ) 設置期間

- a 必要最低限の期間設置するが、日時が経過し避難者が減少するときは、逐次開設数を整理縮小する。
- b 避難所の開設は、応急的なものであることから、避難所とした施設が本来の施

設機能を回復できるよう、できるだけ早期解消を図る。

特に、学校を避難所とした場合には、教育機能の早期回復を図る。

- c 避難所の生活が長期化する場合は、必要に応じて公的住宅や借家等への転居、応急仮設住宅の建設を進める。
- d 災害救助法が適用された場合の避難所の開設期間は、最大限7日以内とする。ただし、期間を延長する必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を必要とするため、県と協議する。(令第3条第2項)

(エ) 県への報告

市は避難所を開設した場合、直ちに避難所開設の状況を県に報告する。

この場合の報告事項は、おおむね次のとおりである。

- a 避難所の開設の日時及び場所
- b 開設数及び収容人員
- c 開設見込み期間

(オ) 県への要請

市は、避難所の不足や避難所開設に必要な資材等が不足する場合など避難所の開設等に支障が生じた場合には、必要に応じて隣接市町村等との調整や資材等の調達に関する支援を県に要請する。

イ 避難所の運営

市は、次の事項に留意し避難所の適正な運営に当たる。

(ア) 管理責任者の配置

避難所ごとに、原則として市職員の管理責任者に男女両方を配置する。ただし、災害発生直後から当分の間は、管理責任者として予定していた者の配置が困難なことが予想される。その場合、本来の施設管理者を管理責任者として充てることも考えられることから、施設管理者の理解を十分に得ておく。

また、管理責任者は、昼夜での対応が必要となることが予想されるため、交替ができる体制を整備する。この場合、臨時職員の雇用も考えられる。

(イ) 管理責任者の役割

管理責任者は、おおむね次の業務を行う。

- a 避難者の人数、世帯の構成、住家の被害状況、要配慮者の人数、被服や寝具その他生活必需品の不足の状況等を把握できる避難所被災者台帳を作成する。
- b 被災者台帳に基づき、常に避難者の実態や需要を把握する。要配慮者を把握した場合、必要に応じてホームヘルパーの派遣、社会福祉施設への緊急入所又は福祉避難所への収容を行うため関係機関と連絡調整を行う。
- c 被災者に必要な食品、飲料水その他生活必需品の供給について、常に市と連絡を行う。

また、それらの供給があった場合、物資受払簿を整備し、各世帯を単位として配布状況を記録しておく。

- d ボランティア組織等の支援に関して、適切な指示を行う。
- (7) 生活環境の整備
 - 避難者の生活環境を整備するため、次の事項について対応する。
 - a 避難者の世帯人員や不足状況に応じ、避難者に必要な食料その他生活必需品を公平に配布する。
 - b 避難所の開設期間の長期化が見込まれる場合は、必要に応じて次の設備や備品を整備し、避難者に対するプライバシーの確保、暑さ・寒さ対策、入浴及び洗濯の機会の確保など、避難者の健康状態や衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずる。
 - (設備、備品の例示)
 - (a) 畳、マット、カーペット
 - (b) 間仕切り用パーティション
 - (c) 冷暖房機器
 - (d) 仮設風呂・シャワー
 - (e) 洗濯機・乾燥機
 - (f) 仮設トイレ
 - (g) その他必要な設備・備品
 - c 避難所として指定する施設について平常時より物理的障壁の除去（バリアフリー化）に努めるものとする。なお、バリアフリー化されていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう、速やかに障がい者用トイレ、スロープ等の仮設に努めること。
 - d 一定の設備を備えた避難所を維持するため、必要な電気容量を確保する。
 - e 避難者への情報提供や被災者相互の安否確認を行うため、避難所にラジオ、テレビ、電話、ファクシミリ等の通信手段を確保する。
 - f 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に以下のとおり配慮し、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズ等に対応した避難所運営に努めるものとする。
 - (a) 授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペースの設置
 - (b) 生理用品や下着等の女性用品については、女性の担当者が配布したり、女性専用スペースや女性トイレに常備しておくなど配布方法を工夫する。
 - (c) 仮設トイレを設置する場合は、男性に比べ女性の方が混みやすいことから、女性用トイレの数を多めにする。
 - (d) 女性や子どもに対する暴力を予防するため、トイレ・更衣室・入浴設備等の設置場所は、昼夜を問わず安心して使用できる場所を選び、照明をつける。
 - (e) 男女双方に対する相談窓口を整備し、男女共同参画センター等の相談機関等と連携を図りながら相談窓口の周知広報に努める。
 - (f) 避難スペースの割り振りについては、家族構成や性別等に配慮するものとする。

る。なお、避難所における防犯対策を進めるため、警察と連携し各避難所の巡回パトロール等を実施することとし、避難所の治安・防犯等の観点から、真にやむを得ない理由がある場合には、警備員等の雇用も考慮する。

g 避難所からの早期自立を図るため、子育て、介護支援サービスの早期の提供に努める。

(エ) 住民による自主的運営

避難所での生活が長期化する場合には、被災前の地域社会の組織やボランティアの協力を得て、自治組織を育成するなどにより、避難者による避難所の自主的な運営が行われるよう努める。

また、避難者の自主的な生活ルールづくりが、女性、子ども、若者、高齢者、障がい者等の多様な主体の意見を踏まえたものとなるよう支援する。

あわせて、班を組織して活動する際には、特定の活動（食事づくりやその片付け、清掃など）が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することが無いよう、班の責任者には、男女両方が配置されるよう配慮する。

(オ) 指定避難所以外の被災者への支援

指定された避難所以外に避難した被災者に対してもその避難状況の把握に努め、食品や飲料水、生活必需品の供給を行うとともに、円滑な生活支援がなされるよう指定避難所への速やかな避難を支援する。

〔県〕

県は、被災者の避難所での生活環境を整備するため、関係機関団体との調整を行い市町村の対応を支援するものとする。

3 被災者の把握

(1) 避難者、在宅被災者の把握

ア 避難者の状況把握

災害発生の直後より、避難者の状況を把握するため、避難所に被災状況登録窓口を設置し、次の事項を把握する。

なお、把握された事項については、被災地の現地調査、住民登録の台帳との整合を図り、避難所の開設期間の設定や物資の供給に活用する。

(ア) 登録事項

- a 世帯主の氏名、年齢、性別、住所、電話番号
- b 家族の氏名、年齢、性別、学童の学年
- c 親族の連絡先
- d 住家被害の状況や人的被害の状況
- e 食料、飲料水、被服や寝具その他生活必需品の必要性の状況
- f 支援の必要生（健康状態、保育や介護を要する状況等）
- g 外部からの問い合わせに対する情報開示の可否

h その他、必要とする項目

(i) 登録の方法

事前に登録事項の様式を作成し、調査責任者を選任の上で登録を行う。

(ii) 登録内容の活用

登録内容は、避難所の開設期間、食品や飲料水の要供給数、被服や寝具その他の生活必需品の要配布数、応急仮設住宅の要設置数、学用品の要給与数、避難所の生活環境の整備等に活用する。なお、避難者の中には、配偶者等からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者が含まれることも想定されることから、加害者等に居所等が知られることのないよう当該避難所の個人情報の管理を徹底する。

(iii) 登録内容の報告

登録内容は、日々、市に集約する。

なお、災害救助法が適用となった場合は、必要な項目を県に報告する。

イ 在宅被災者の状況把握

避難所に避難していない被災者についても、避難所への収容と生活支援が必要な場合があるため、その状況を把握する。

特に、避難行動要支援者が、情報の伝達を受けられず孤立することのないよう留意する。

(2) 被災認定

市は、本章第18節「災害救助法の適用」の基準により被災認定を行う。

〔県〕

被害の状況が甚大で、市町村において避難者の状況把握等が困難な場合は、関係機関、関係部局の職員が連携し、避難者等の状況把握や相談に対応するものとする。

4 避難生活環境の確保

(1) 避難所生活環境の整備

ア 衛生環境の維持

市は、要配慮者等の被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹼・うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理を行うとともに、移動入浴車の活用等による入浴の提供を行う。

イ 清潔保持に必要な知識の普及

市は、限られた空間の中で、多人数の人間が生活していくために必要な環境の清潔保持に関すること、プライバシー保護に関すること等具体的な衛生教育を行う。

(2) 健康管理

ア 被災者の健康状態の把握

(ア) 市は、医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所ごとの健康状態の把握を行う。

- (イ) 巡回相談で把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、効果的な処遇検討ができるよう努める。
 - (ウ) 継続的内服が必要な者及び食事指導が必要な者についても配慮する。
- イ 被災者の精神状態の把握
- (ア) 市は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。
 - (イ) 市は、避難所に遊び場を確保し、ボランティア等の協力を得ながら幼児や児童の保育を行う。
- ウ 継続的要援助者のリストアップ
- 市は、援助する者が変更しても継続援助が提供できるよう、継続援助が必要な者について、健康管理票及びリストを作成する。
- エ 関係機関との連携の強化
- 市は、症状の安定のために一時的な入院が必要な者などに対しては、福祉施設、一般病院及び精神病院等と連携を図り入院を勧奨する。
- さらに、本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないよう継続的な援助を行う。

5 要配慮者等への配慮

(1) 要配慮者に配慮した応急対策の実施

ア 災害発生直後に必要な対策

- (ア) 避難行動要支援者に対しては、避難行動要支援者名簿に基づき、地域住民や民生・児童委員等の協力を得て、速やかに安否確認を行う。
- (イ) 避難の必要な避難行動要支援者について、地域住民や民生・児童委員等の協力を受け、避難所への速やかな避難誘導を行う。

イ 早期に必要なとなる対策

要配慮者の避難所での生活支援について、次の事項に留意し対応に努める。

(ア) 一般の避難所での対策

- a 避難所の管理責任者は、要配慮者の状況を常に把握し、その生活支援に当たる。
- b 障がい者用のトイレ・スロープ等の段差解消設備の仮設、車椅子の貸与、紙オムツや携帯便器提供と使用場所の確保、ホームヘルパーの派遣など、要配慮者へ保健・福祉サービスの提供を行う。
- c 食品や飲料水、生活必需品の供給等において、要配慮者が不利にならないよう介助に配慮する。食品の供与に当たっては、要配慮者が食べやすい食品を供給する。また、配布の際にも配布場所、配布時間を別に設ける等の配慮をする。
- d 避難所での生活情報の伝達において、要配慮者が不利にならないよう、聴覚障害者に対しては掲示板や手話通訳、視覚障害者に対しては点字を活用するなど要

配慮者の状況に応じて情報を的確に伝える方法を用いる。

e 要配慮者の介助に関して、必要に応じてボランティア組織や関係団体へ協力を要請する。

f 一般の避難所での生活が長期化しないよう、速やかに福祉避難所への移行を図る。

(4) 福祉避難所での対策

福祉避難所においては、(7)の対応とともに、次の事項に留意する。

a 要配慮者の相談や生活支援に当たる介助員を常時配置するとともに、男女双方の視点に配慮する。

b 相談等に当たる介助員は、要配慮者の健康等の状況を把握し、関係機関と連携を図り、提供されるホームヘルパーの派遣や社会福祉施設への入所等の保健医療や福祉サービスが受けられるよう配慮する。

c 避難が長期化する場合は、要配慮者の状況に応じ、公的住宅への優先入居、福祉仮設住宅の建設、社会福祉施設への入所等を行う。

(2) 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策

市は、社会福祉施設の人的被害や建物被害、避難所や他の社会福祉施設への収容の要否、介助職員等の確保の要否等を速やかに確認し、関係機関と連携し、社会福祉施設を支援する。

(3) 在宅要配慮者に対する安全確保対策

ア 要員の確保

要配慮者に対する膨大な関連業務が発生することが予想されることから、高齢者、障害者等への支援対策を円滑に実施できる要員の確保に努める。

イ 安否確認、救助活動

保健医療サービスや福祉サービスを受けている利用者の名簿等を活用し、民生・児童委員、近隣住民（自主防災組織）、福祉団体（社協、老人クラブ等）、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残された要配慮者の安否確認、救助活動を実施する。

ウ 搬送体制の確保

市は、要配慮者の搬送手段として、近隣住民（自主防災組織）等の協力を得るとともに、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車の活用を図る。

エ 要配慮者の状況調査及び情報の提供

民生・児童委員及びボランティア等の協力を得て、居宅や避難所等で生活する要配慮者のニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等に関する情報を随時提供する。

オ 保健、福祉巡回サービス

医師、民生・児童委員、保健師等は、居宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルヘルスケアなどの各種保健・福祉サービスを実施

する。

カ 保健・福祉相談窓口の開設

災害発生後、直ちに保健・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

キ 避難所における要配慮者に対する支援対策

(ア) 避難所の物理的障壁の除去

物理的障壁の除去されていない施設を避難所とした場合は、障害者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を速やかに仮設する。

(イ) 相談窓口の設置

要配慮者の要望を把握するため、避難所等に要配慮者のための相談窓口を設置する。

(ウ) 福祉避難所の指定・設置と管理、運営

a 要配慮者が必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を備えた福祉避難所を指定・設置し、当該避難所には相談等に当たる介助員等を配置し、日常生活上の支援を行う。

b 福祉避難所の設置期間は、対象者の特性からできる限り短くすることが望ましいことから、福祉仮設住宅等への入居を図るほか、関係部局と連携を図り、高齢者世話付き住宅への入居又は社会福祉施設等への入所等を積極的に推進し、早期退所を図られるように努める。

(4) 外国人に対する安全確保対策

ア 外国人の避難誘導

市は、語学ボランティアの協力を得て、広報車等により、外国語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

イ 安否確認、救助活動

警察、近隣住民（自主防災組織）、語学ボランティア等の協力を得て、外国人の安否の確認や救助活動を行う。

〔県〕

要配慮者の被災状況、避難の状況等を市町村を通じて把握するとともに、保健・医療サービスや福祉サービスが十分に行われるよう、関係部局及び関係機関と連携・調整し、市町村を支援するものとする。

〔県国際交流協会〕

災害発生後直ちに「受入れ窓口」を開設し、語学ボランティアの受入体制を確立するものとする。

〔串間警察署〕

串間警察署は、交番・駐在所の生活安全センターとしての機能を発揮して、要配慮者の把握に努めるとともに、自治体等関係機関・団体や地域住民と連携して、各交番・駐在所単位の支援協力者ネットワークにより、安否確認や救助活動を推進するものとする。

〔社会福祉施設管理者〕

- (1) 各防災計画（自衛消防計画）に基づき、施設の防災組織や地域住民等の協力を得て、入所者等を避難場所へ速やかに避難させるとともに、状況に応じて避難所への避難を行う。
- (2) 災害により負傷した入所者等の病院への搬送、避難所への搬送を行う。
また、施設の被害状況によっては、他の社会福祉施設への受入要請と搬送を行う。
- (3) 入所者等の食料、飲料水、生活必需品等は、施設の備蓄物資をもって供給するが、不足が生じたときは、市町村等に対して供給応援を要請する。
- (4) 入所者等の介助等について、必要に応じて他の社会福祉施設、ボランティア組織等に支援を要請する。
- (5) 市が実施する避難所や在宅の要配慮者への相談窓口開設に協力する。
- (6) その他厚生労働省からの防災関係の各通知等に基づき、対応すること。

【各ライフライン事業者】

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、優先復旧に努めるものとする。

6 応急住宅の確保

(1) 応急仮設住宅の供与・管理

ア 供与期間等

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その供与期間は完成した日から2年以内とする。

イ 設置戸数の決定

災害によって住家を滅失した被災者の住宅需要を速やかに把握し、県と協議の上、設置戸数を決定する。

ウ 設置場所の提供等

(ア) 設置場所は、原則として市の公有地で住宅地としての生活環境に適した場所を提供する。

なお、国有地については、国有財産法第19条及び第22条第1項第3号等により無償貸与を受けられるので、九州財務局宮崎財務事務所と協議する。

(イ) 民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とし、設置期間等の利用関係についてあらかじめ所有者と契約書を締結しておく。

エ 建設資材の調達

災害救助法に規定する応急仮設住宅の規模を基準として、建設資材を調達する。なお、調達に当たっては、社団法人プレハブ建築協会、社団法人宮崎県建築業協会等の協力を得る。

オ 入居者の選定等

市は、被災者の状況を調査の上、次の基準により入居者を決定する。

なお、市は、入所の選定に当たって総務対策部、民生対策部、民生委員等からなる選考委員会を設置する。

(ア) 住家が全焼、全壊又は流失し、現に居住する住家のない者

(イ) 自らの資力で住宅を確保できない者

a 生活保護法の被保護者並びに要保護者

b 特定の資産のない高齢者、障害者、母子世帯、病弱者等

c 前各号に準ずる者

カ 福祉仮設住宅の設置

必要に応じて、高齢者等日常生活に特別な配慮を要する者が利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅も設置する。

キ 応急仮設住宅の管理

(ア) 応急仮設住宅の維持管理に努めなければならない。

(イ) 常に入居者の実態を把握して、保健・医療・福祉、住宅・就職相談等の各種サービスの提供に努める。

ク 入居者に対する仮設住宅の性格の説明

応急仮設住宅は一時的に居住の場を提供するためのものであり、一定の期間が経過した後は撤去されるべき性格のものであることを入居者に対し十分説明し理解を得ておく。

ケ 地域社会づくり

(ア) 応急仮設住宅入居者が地域内で孤立しないよう、周辺住民との交流等が図られるよう配慮する。

(イ) 大規模な応急仮設住宅団地を設置した場合には、団地内の地域社会づくりを進めるため、自治会などの育成に配慮する。

(ウ) 応急仮設住宅における生活の長期化が想定され、一定戸数以上の住宅が集積する地域においては、自治会活動などの地域社会づくりの拠点としての集会施設の設置に配慮する。

(エ) 高齢者や単身入居者等の孤立しがちな者に対しては、自治会を中心に、民生・児童委員やボランティア等が連携し、見守り活動を行うよう配慮する。

コ 応急仮設住宅の早期解消

応急仮設住宅はあくまでも一時的な仮の住まいであるため、次の点に留意し被災者の恒久住宅への移転を推進・支援する。

(ア) 恒久住宅需要の的確な把握

(イ) 住宅再建に対する各種融資等支援策の周知徹底

(ウ) 公営住宅等の建設計画や入居条件等の早期提示とその周知

(エ) 高齢者等に配慮した公営住宅等の建設、社会福祉施設等への入所等

(オ) その他、住宅等に関する情報の提供

(2) 被災住宅の応急修理

ア 応急修理の期間

災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理は、災害発生の日から1か月以内に完了する。

イ 応急修理の戸数の決定

応急修理を要する戸数を速やかに把握し、県と協議の上、対象数を決定する。

ウ 応急修理の規模

応急修理の面積については、特に制限はないが、居室、炊事場及び便所等で日常生活を維持するのに必要な最小部分について、災害救助法に規定する金額の範囲内で応急的な修理を行う。

エ 応急修理の対象世帯の選定等

被災者の状況を調査の上、次の基準により対象世帯を決定する。

なお、市は、対象世帯の選定に当たって、総務対策部、民生対策部、土木対策部、民生委員等からなる選考委員会を設置する。

基準…半焼又は半壊の被害を受け、かつ、この被害のため差し当たって日常生活が営み得ない世帯で、被害を受けた住宅以外に住むところがなく、自らの資力で応急的な修理ができない世帯とする。

オ 建築相談窓口の設置

建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧に必要な技術指導及び融資制度の利用等についての相談に応ずる。

市長は、この事務について、市職員のみでは対応できないときは、県に対して必要な職員の派遣を要請する。

(3) 公的住宅等の空き家の活用

状況に応じ、被災者の住宅を応急的に確保するために、公営住宅等の空き家に一時的に入居させる。

また、状況に応じ、他県等への被災者の一時入居について県へ要請する。

〔県〕

(1) 応急仮設住宅の供与及び応急修理は、災害救助法の適用のあった市町村については、その規格、規模、構造、単価等市町村間で格差が生じないよう広域的な調整が必要なことから、原則として知事が行うものとする。

なお、状況が急迫し知事が行うことができない場合は、当該市町村長が行うものとする。

(2) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な資機材が不足し、調達が必要な場合には、社団法人プレハブ建築協会及び県建設業協会等の業界団体に対し、資機材の供給の支援を要請するものとする。

(3) 必要に応じ、応援協定により他の都道府県に住宅提供等に関する応援を要請する。

第10節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動

災害による住居被害や食料流通機構の麻痺、ライフラインの寸断等により、被災者が自ら食事・飲料水及び生活必需品を得る手段がない場合、食料・飲料水及び生活必需品を供給する。

食料・飲料水及び生活必需品の供給活動は、基本的には市長が行うことを原則とし、必要に応じ県に対して支援及び総合調整を要請する。

1 食料の供給活動

(1) 食料の供給

災害時における食料の応急供給の実施は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、市長は知事の委任に基づき、これを行う。

ア 供給の対象

- (ア) 被災者…炊き出しにより、被災者に対し配給を行う必要がある場合
- (イ) 応急供給受給者…災害により、供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合
- (ウ) 災害救助従事者…災害地において救助や急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合

イ 供給食料

米穀（米飯を含む）、乾パン、即席めん類及び食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても供給するよう配慮する。なお、乳児に対する供給は、原則として調整粉乳とする。

ウ 供給数量

供給数量は、1人当たりの基本供給量に、受配者及び供給の日数に相当する数量を加えたものとする。

1人当たりの供給量

品目	基準
米穀	被災者 1食当たり精米200g以内 応急供給受給者 1人1日当たり精米400g以内 災害救助従事者 1食当たり精米300g以内
乾パン	1食当たり 1包（100g入り）
食パン	1食当たり 185g以内
調整粉乳	乳児1日当たり 200g以内

(2) 食料の調達

ア 調達方法

(ア) 主食（米穀）

米穀の調達は、原則として、市内米穀小売業者から購入して行うが、必要数量が確保できない場合は、県南那珂農林振興局を通じて知事に要請する。

(イ) 副食、調味料

副食、調味料は、原則として市が直接販売店より調達するが、市内における調達が不可能であり若しくは必要数量の確保ができない場合は、県にその斡旋を依頼する。

イ 食料の応急供給

災害の程度が甚だしく、交通、通信の断絶等により応急用食料の供給に関する知事の指示を受けられない事由が生じ、市長が必要と認めた場合には直接宮崎農政事務所長及び同事務所地域第一課長（都城市）に対し、文書により応急用食料の緊急引渡の要請を行う。

(3) 炊出しその他による食料の給与

災害時の住家の被害や食料品の販売機構等の麻痺、水道等ライフラインの寸断等により、被災者が日常の食事を得られない場合、市は炊出しや公的備蓄等から食料を供給し、被災者の食生活を確保する。

ア 対象者

避難所に収容された者、住家の被害により自炊ができない者、社会福祉施設の入所者等で当該施設から食品の給与を受けることができない者など、災害により現に食事を得る手段がない者とする。

イ 給与の内容

(ア) 食品の給与に当たっては、食品の衛生に留意し、現に食し得る状態にある物を給する。

(イ) 乳幼児、高齢者、病弱者にも配慮した物を給する。

(ウ) 食品の給与の長期化に対応したメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保を図る。

ウ 給与の方法

災害直後においては、備蓄食料や産業給食（市販の弁当、おにぎり）等による給与が考えられるが、メニューの多様化や適温食の供給等を配慮し、ボランティア等による避難所等での炊出しや集団給食施設の利用による供給に転換を図る。

炊出し予定施設の状況

施設の名称	所在地	電話番号	炊出し能力
串間市学校給食共同調理場	串間市大字北方3710-1	0987-72-1642	4,000食

エ 県、近隣市町村への協力要請

本市が多大な被害を受けたことにより、市において炊き出し等による食料の給与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に炊き出し等について協力を要請する。

(4) 食料集積地の指定及び管理

ア 食料集積地の指定

市は、食料の集積地を指定し、調達した食料の集配を行う。

イ 集積地の管理

食品の集積を行う場合は、市は県と連携を密にして、集積地ごとに管理責任者（民生対策部）及び警備員等を配置し、食品管理に万全を期する。

(5) 食品の配分及び配送

市は、派遣された県職員と協力して、食品の適切な配分及び配送を行う。

2 飲料水の供給及び給水の実施

(1) 飲料水の確保

災害により水道施設その他の給水設備等が被災し、住民が飲料水を確保することが困難となったときは、住民に必要最小限の飲料水を供給して住民の生活を守るために、まず飲料水の確保を行う。

ア 水源の確保

水源施設が被災し、飲料水の確保ができないときは、井戸水、自然水（ため池、河川）等の飲用に適するものを水源とする。利用可能な水源地については、本編第1章第13節「食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給体制の整備」を参照のこと。

イ 水源の水質検査・保全

確保された水源は、化学処理を加えて飲用に適するかどうかの検査を行う。また、水量、水質等の調査を適時行い、応急水源の保全に努める。

なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とした上で供給する。

ウ 水の缶詰、ペットボトル等の提供について、製造・流通業者に依頼し、供給体制を整備しておく。

(2) 給水体制の確立

ア 市は、次の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。

- (ア) 被災者や避難所の状況
- (イ) 医療機関、社会福祉施設等の状況
- (ウ) 通水状況
- (エ) 飲料水の汚染状況

イ 給水施設の被災状況を把握し、最も適当な給水方法により給水活動を実施する。なお、給水する水の水質確認については、次の検査機関に協力を求める。

- (ア) 一般財団法人 宮崎県公衆衛生センター
- (イ) 公益財団法人 宮崎県環境科学協会
- (ウ) 株式会社 東洋環境分析センター宮崎事業所

ウ 広報車等を用い、給水場所、給水方法、給水時間等についてきめ細かく住民に広報する。

エ 医療機関、社会福祉施設については、臨時の活動班を編成するなどして、迅速・的確な対応を図る。

オ 自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、ボランティアとの連携を可能な限り図る。

カ 被災地における最低給水量は、1人1日20ℓを目安とするが、状況に応じ給水量を増減する。(被災直後は、生命維持の1人1日3ℓ等)

キ 激甚災害等のため市だけで給水を実施することが困難な場合には、宮崎県水道事業者災害時相互応援に関する覚書等により県、隣接市町村及び自衛隊へ応援要請する。

(3) 給水方法

ア 車両による給水

避難所等に収容されている被災者及びその他の被災者で、市長が必要と認めた被災者に対して、給水タンクを利用し拠点給水する。なお、医療機関、福祉施設及び救護所等への給水については、他に優先して給水車等で行う。

(ア) 輸送による給水

被災地の近隣地域に適切な補給水源がある場合は、給水車に補給水源から取水し、被災地域内への輸送の上、住民に給水する。

(イ) 浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資材を用いて浄化したものを飲料水として住民に供給する。

イ 浄・給水場等での拠点給水

住民が容易に受水できる仮設給水栓を設置する。

ウ ポリ容器等による給水

(ア) 避難所等に収容されている被災者及びその他の被災者で、市長が必要と認めた被災者に対し、ポリ容器等により拠点給水する。

(イ) 学校、保育所で給水の必要があると認めたものに対し、20ℓ容器により必要個数を整備する。

(ウ) 避難所が小さくかつ点在している場合で、容器の備えのない被災者及び一般の被災者に対し、ポリ袋により配給する。

(エ) 水の缶詰、ペットボトル等は、製造業者等に提供を要請し、必要に応じて配給する。

(4) 給水期間

供給期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長することができる。

3 生活必需品の供給

(1) 生活必需品の給（貸）与

市は、住家被害等により被服、寝具その他生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、応急的な被服、寝具その他生活必需品を、公的備蓄等から給（貸）与する。

ア 対象者

住家に被害を受け又は住家に被害はないが現に住家への立入が禁止されており、被服・寝具その他生活必需品を喪失・き損又は入手できない者

イ 給（貸）与の内容

避難所等での生活に必要な寝具、衣類、身の回りの日常生活品等で、一時的な生活の急場をしのご程度の品とする。

ウ 給（貸）与の方法

- (ア) 生活必需品を一律的に配布するのではなく、被災者の手持ち品の状況に応じて、世帯ごとの人員も勘案の上、金銭や商品券等ではなく現物を給（貸）与する。
- (イ) 世帯構成等を確認し、配分計画表等も作成の上、給（貸）与する。
- (ウ) 備蓄物資以外に義援物資等の搬入も考えられるところから、その受払簿の作成、区分の仕方等についても体制を整備し給（貸）与する。

エ 貸与の費用及び期間

(ア) 費用

給与又は貸与のために支出できる費用は、国の定める金額の範囲内とする。

(イ) 期間

災害発生の日から10日以内とする。

ただし、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長することができる。

オ 物資の調達先

次の例示品目を公的備蓄等から給（貸）与するとともに、県に協力を要請する。

品目の例示

- ① 寝具（毛布等）
- ② 日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレトペーパー、簡易トイレ、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティシュペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつ等）
- ③ 衣料品（作業着、下着、靴下、運動靴等）
- ④ 炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）
- ⑤ 食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等）

- ⑥ 光熱材料（ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、L P ガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等）
- ⑦ 車椅子・松葉杖・補聴器・白杖・ストマ装具などの補装具類
- ⑧ その他（ビニールシート等）

(2) 県、近隣市町村への協力要請

市が多大な被害を受けたことにより、市において生活必需品の給（貸）与の実施が困難と認めるときは、県及び近隣市町村に対して協力を要請する。

(3) 救援物資の集積地及び管理・配送

県及び近隣市町村からの救援物資の集積・配分等については、本節「1 食料の供給活動」(4)・(5)に準じて行う。

〔県〕

(1) 県においては、市から緊急食料の供給の要請があった場合又は災害の状況等により知事が必要と認めた場合は、市に対し、県が備蓄する緊急援護物資の供給を行うものとする。

(2) 県は、緊急援護物資によっても不足又は供給が困難な緊急物資について、次の措置を講ずるものとする。

ア 緊急物資保有者からの調達

イ 広域応援協定に基づく近隣県への供給の要請

ウ 国への調達又はあっせんの要請

(3) 市から緊急援護物資として備蓄している日用品等の供給の要請を受けた場合又は災害の状況等により知事が必要と認めた場合は、市に対し、公的備蓄及び流通在庫備蓄を有効活用し、生活必需品の供給を行う。

〔日本赤十字社宮崎県支部〕

あらかじめ定められた配分基準により、市を通じて速やかに被災者に対して備蓄している非常災害用救援物資を分配する。

第11節 保健衛生、防疫、ごみ・がれき処理等に関する活動

大規模災害による上水道等のライフラインの被災や避難生活の長期化等は、生活環境の悪化を招くことになる。

被災地における環境衛生の維持と防疫対策は、災害医療の観点からみても欠かすことのできない活動であり、保健衛生、防疫、環境対策等について、関係機関の協力を得て積極的に行う。

1 保健衛生対策の実施

(1) 健康対策の実施

ア 巡回健康相談の実施

- (ア) 避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うために、保健師による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。
- (イ) 仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施する。
- (ウ) 保健・医療・福祉等のサービスの提供について県の助言を受けつつ、福祉関係者やかかりつけ医師、民生・児童委員、地域住民との連携を図るためのコーディネーターを行う。

イ 巡回栄養相談の実施

- (ア) 避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため、栄養士による巡回栄養相談等を実施する。
- (イ) 避難所閉鎖後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。

(2) 精神医療、メンタルヘルスケアの実施

ア 精神科救急医療の確保

イ メンタルヘルスケア、カウンセリングの実施

県との協力のもとに保健所に心の救護所を設置する。

また、必要に応じて、国や他県の精神科医療チームの派遣及び救護活動の実施の要請を行う。心の救護所は、各精神科医療チームの派遣等支援体制の進展に応じて次のことを実施する。

(ア) 第一段階

常駐の医師による保健所での診療、保健所からの避難所への巡回診療及び訪問活動

(イ) 第二段階

- a 精神科医療チームによる巡回診療、近隣の精神科医療機関による診療再開
- b 保健所による長期の継続が必要なケースの把握、対応

(ウ) 第三段階

心の救護所におけるメンタルヘルスケアの実施、夜間巡回等

(エ) 第四段階

- a 仮設住宅入居者、帰宅者等への巡回診療、訪問活動
- b PTSD（心的外傷後ストレス障害）への対応

心の救護活動の情報の集約及び救護活動を行う関係者への情報の提供（FAXニュース等）は、市に一元化し、保健所における心の救護所、一般医療チーム、精神科医療チーム（ボランティアによる派遣チーム等を含む。）等との連絡、調整を行うものとし、被災地の保健・医療の現況、実施に当たっての治療、ケアの方針等を示す。

ウ 心のケアに対する正しい知識の普及及び相談窓口の設置

被災者の心理的ケアに対応するため、「心のケア」や「PTSD」に対するパンフレットを被災者に配付するとともに、避難所の閉鎖後も継続して「心のケア」に対する相談窓口を設置する。

2 防疫・食品衛生対策の実施

(1) 防疫対策の実施

ア 防疫班の設置

感染症等のまん延及び食中毒発生の未然防止を目的とし、市災害対策本部を設置した場合は、防疫班も併せて設置する。

イ 情報の収集

- (ア) 被災地の状況把握
- (イ) 資機材、薬剤等の確保及び施設の整備

ウ 防疫活動に必要な資機材・薬剤の確保

(ア) 資機材

市が保有している消毒用噴霧器等を利用して防疫活動を行うが、資機材が不足する場合は、他の関係機関から借入れを行う。

(イ) 薬 剤

市で薬剤を備蓄保管し、不足分については、県、薬店等から調達する。

エ 検病調査及び健康診断

- (ア) 滞水地域においては通常2日に1回以上、集団避難所においては少なくとも1日1回以上検病調査を行う。
- (イ) 検病調査の結果、必要があるときは、健康診断を実施する。

オ 臨時予防接種

感染症予防上必要があるときは、対象者の範囲及び期日を指定し、県と協力して予

防接種を実施する。

カ 消 毒

市長は、知事の指示があったときは、次の消毒活動を行う。

- (ア) 浸水家屋、下水、その他不潔な場所の消毒
- (イ) 避難場所のトイレの消毒
- (ウ) 井戸の消毒

キ 飲料水の消毒及び衛生指導

ク 避難所における住民の健康状態の把握と保健師等による巡回健康相談

ケ 床上浸水地域に対しては、被災直後に各戸にクレゾール、クロール石灰等の消毒剤の配付と床、壁の拭浄、手洗設備の設置、トイレの消毒など衛生上の指導を行う。

浸水家屋に対する消毒は、次の基準による。

浸水程度	クレゾール (家庭配付用 室内)	生 石 灰 (家庭配付用 便所等)	8%次亜塩素酸ソーダ (家庭配付用)
床上浸水	1戸当たり 200g	1戸当たり 6kg	1戸当たり 20kg
床下浸水	1戸当たり 100g	1戸当たり 6kg	

コ 患者等に対する措置

被災地に感染症患者等が発生したときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づいた対応をとる。

サ 避難所の防疫措置

市長は、避難所を開設したときは、県の指導のもとに避難所における防疫の徹底を図る。この場合、衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て防疫の完璧を期する。

シ 記録等

防疫のため、予防接種等を行った場合は、次の書類、帳簿等を整備保存しておく。

- (ア) 災害状況及び防疫活動状況報告書
- (イ) 検疫調査及び健康診断状況記録簿
- (ウ) 消毒状況記録簿
- (エ) 臨時予防接種状況記録簿
- (オ) 防疫薬品資材受払簿
- (カ) 防疫関係支払証拠書類及び備蓄薬品等払出証拠書類
- (キ) 防疫関係機械器具修繕支払簿

(2) 食品衛生対策の実施

市は、感染症発生等の環境悪化を防ぐため知事の行う食品衛生対策に協力し、食品の衛生管理等を行う。

ア 避難所その他炊き出し施設の実態を把握し、次の現地指導の徹底によって不良食品を排除し、衛生的で安全な食品を供給する。

- (ア) 手洗消毒の励行
 - (イ) 食器、器具の洗浄、消毒
 - (ウ) 給食従事者の健康診断
 - (エ) 原材料、食品の検査
- イ 営業施設の被災の状況を速やかに把握し、被災施設の監視、検査等の実施に協力することによって不良食品の供給を排除する。
- (ア) 滞水期間中営業の自粛
 - (イ) 浸水を受けた施設の清掃、消毒
 - (ウ) 使用水の衛生管理
 - (エ) 汚水により汚染された食品の廃棄
 - (オ) 停電により腐敗、変質した食品の廃棄
- ウ 一般家庭については、食品衛生上の危害の発生防止のため、次の事項について啓発指導を行う。
- (ア) 手洗いの励行
 - (イ) 食器類の消毒使用
 - (ウ) 食品の衛生保持
 - (エ) 台所、冷蔵庫の清潔
- エ その他
- 営業所並びにその家族、従業員の健康診断、検便等の実施、その他保健所の指示、指導する事項についての協力

〔住 民〕

- (1) 住宅内の汚染物の清掃、消毒等は、努めて衛生的に処理する。
- (2) 避難場所等において良好な衛生状態を保つよう注意する。

〔県〕

市町村の被害が激甚なため又はその機能が著しく阻害されたため、県の指示、命令により市町村が行うべき業務が実施できないか、実施しても不十分であると認めるときは、代執行を行うものとする。

〔日南保健所〕

被災地における感染症の予防について、次の業務を行うものとする。

- (1) 災害の状況により検病調査の実施
- (2) 検病調査の結果に基づく健康診断、予防接種の実施
- (3) 避難所及び避難者に対する防疫活動の実施指導
- (4) 被災地域の消毒及び清掃の実施指導
- (5) 隣接市町村保健衛生施設の利用についての協力要請

3 愛護動物の救護の実施

(1) 愛護動物の飼育場所の設置

被災地の避難所においては、愛護動物を同行して避難することが予想されるため、市は避難所とは別に愛護動物の飼育場所を設置し、避難所の生活環境の悪化防止に努める。

(2) 被災地における愛護動物の保護等

被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。このため、市は、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。

ア 負傷した愛護動物の収容・治療・保管

イ 飼い主不明の愛護動物の収容・保管

ウ 飼養困難な愛護動物の一時保管

エ 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供

オ 愛護動物に関する相談の実施等

4 し尿、ごみ、がれきの処理

(1) し尿処理

ア 被害情報の収集と全体処理量の把握

(ア) 市は各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取り式便槽のし尿排出量を推計する。

(イ) 避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況等を勘案の上、当該避難所等の仮設（簡易）トイレの必要数やし尿の収集・処理見込みを把握する。

(ウ) し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、処理計画を定める。

イ 作業体制の確保

(ア) 人員、資機材等の確保

し尿処理の実施に必要な人員、資機材等の確保に努める。

(イ) 応援要請

a し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町村へ収集、処理の応援要請を行う。

b 近隣市町村等で応援体制が確保できない場合には、県に対して、広域的な応援の要請を行う。

ウ 処理の実施

(ア) 処理施設の復旧と収集・運搬の実施

し尿処理施設の速やかな復旧に努めるとともに、人員、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬に努める。

(イ) 河川、プール等の水の利用

上水道の機能停止により、し尿処理が困難となった場合は、河川、プール等によ

って水を確保し、その活用を図る。

(ウ) 仮設（簡易）トイレの設置

必要に応じて、仮設（簡易）トイレを速やかに避難所、住家密集地に設置する。仮設（簡易）トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

仮設（簡易）トイレ等については、近年、吸湿剤や発泡剤等の開発によりし尿の焼却が可能になるなど、比較的簡便な方法でし尿処理が可能となるような製品も開発されている。

これらの製品は様々な処理方式のため、し尿処理施設等における処理が可能であるか確認し、受入れについて検討するものとする。

エ 住民及び自主防災組織の行動

自主防災組織が中心となり、仮設（簡易）トイレの設置及び管理を行う。

オ し尿処理施設の設置状況と処理能力については、「し尿処理関係」（資料14-2）を参照のこと。

(2) ごみ処理

ア 被害情報の収集と全体処理量の把握

(ア) 災害時に処理するごみを、災害により排出されるもの（建物倒壊、火災による建物の焼失）と一般生活により発生するものとに区分し、各々について排出量を推定する。

(イ) 避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難所等におけるごみ処理の必要性や収集処理見込みを把握する。

(ウ) ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、清掃計画を定める。

イ 作業体制の確保

(ア) 人員、資機材等の確保

迅速に処理を行うため、平常作業及び臨時雇い上げによる処理体制を確立する。

(イ) 応援要請

処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、県、近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請する。

ウ 処理の実施

(ア) 生活ごみ、粗大ごみの収集、処理開始と収集の完了

避難者の生活に支障が生じることがないように、避難所等における生活ごみの処理を適切に行うとともに、災害により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについては、できるだけ早く収集を完了することを目標とする。

(イ) ごみの一時保管場所の確保

ごみは、原則としてごみ焼却場で焼却するが、やむを得ない場合は、一時保管場所にて保管し、近隣の市町村のごみ焼却施設等で適正に処理する。市長は、あらかじめ一時保管場所の予定場所を定めておくとともに、近隣の市町村と緊急時の施設

の利用について協議しておく。また、ごみの処分は、焼却場のほか必要に応じて埋立て、露天焼却等の環境衛生上支障のない方法で行う。なお、可能な限りリサイクルに努める。

(ウ) 消毒用又は防臭用の薬剤及びごみ袋を配布するとともに、特に腐敗しやすいごみについては、他と分離し優先的に処理する。

(エ) 住民への広報

可燃物・不燃物の分別を行うよう住民及び事業所に広報する。また、速やかに仮集積場及び収集日時を定めて住民に広報する。

(オ) ごみ処理施設の設置状況については、「ごみ処理関係」(資料14-1)を参照のこと。

(3) がれきの処理

ア 被害情報の収集と全体処理量の把握

損壊建物数等の情報を収集し、がれき処理の必要性を調査し、速やかに全体処理量を把握するとともに処理計画を定める。同時に県に連絡する。

イ 作業体制の確保

(ア) 人員、資機材等の確保

がれき処理の実施に必要な人員、資機材等の確保に努める。

(イ) 応援要請

県、近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請する。

ウ 処理の実施

(ア) 撤去作業

災害等により損壊した建物から発生したごれきについて、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に撤去する。

(イ) 中間処理施設、最終処分場及び仮置き用空き地の確保

損壊家屋からの解体廃棄物、がれき、残がい物の処理に長期間を要することから、選別、保管、焼却ができる処理施設とともに仮置き場を十分に確保する。

また、破碎、分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図るとともに、最終処分までのルートを確保する。

5 死亡獣畜の処理

(1) 死亡獣畜の処理は、所有者が行う。ただし、所有者が不明であるとき又は所有者が実施することが困難なときは、市長が実施する。

(2) 県日南保健所長の指導を受け、環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して、次の方法で処理する。

ア 埋没

深さ2.5m以上の穴に埋没し、クレゾール水、ダイヤジノン乳剤及び石灰を散布した後1m以上土砂で覆うこと。

イ 焼 却

0.5m以上の穴で実施し、焼却後は土砂で覆うこと。

〔住 民〕

- (1) 可燃物等自分で処理できるものは努めて処理し、自分で処理できないものは指定された最寄りの仮置き場へ搬出する。
- (2) 河川、道路及び谷間等に投棄しない。

〔県〕

(1) し尿処理

- ア 速やかに流域下水道施設の応急復旧に努めるものとする。
- イ 市町村からの要請により、県内各市町村や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の全体調整を行うものとする。
- ウ 被災市町村や県内市町村でし尿の処理を行うことが困難であると認める場合には、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じて近隣県や関係省庁に対し、支援を要請するものとする。
- エ 大規模災害時等、市町村から要請があった場合に仮設（簡易）トイレのあっせんを行うものとする。

(2) ごみ処理

- ア 市町村からの要請により、県内各市町村や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の全体調整を行うものとする。
- イ 被災市町村や県内市町村で生活ごみ等の処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じて近隣県や関係省庁に対し、応援を要請するものとする。

(3) がれき処理

- ア 県内各市町村や関係団体に対して、必要に応じて広域的な応援要請をするとともに、応援活動の全体調整を行うものとする。
- イ 市町村から要請があった場合は職員を派遣して、被害状況の情報収集、調整等を実施し、必要に応じて近隣市町村へ応援要請を行うものとする。

(4) 野犬の処理

- ア 野犬の処理は、知事が実施する。
- イ 野犬の処理方法
 - (ア) 野犬は、捕獲して適当な場所に収容する。
 - (イ) 住民に対し、野犬を収容していることを周知する。

第12節 行方不明者等の搜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動

行方不明者及び遺体の搜索については、家族や近親者にとって切実な問題であり、また、住民にとっても関心の深い問題である。

このため、行方不明者等の搜索及び関係情報の入手に努めるとともに、関係機関との連携を図りながら早期発見に努める。

また、遺体の確認、遺族への迅速な引き渡しは、遺族にとって切実な問題であり、これらの業務と埋葬を遅滞なく処理することによって、人心の安定を図る。

なお、遺体の確認等に当たっては、災害という混乱状況の中でも、死者の人格を尊重し、遺族・近親者の感情に十分配慮した対応を行う。

1 行方不明者及び遺体の搜索

(1) 行方不明者の調査

災害時における行方不明者の調査は、市が消防団及び警察機関と協力して行う。

(2) 遺体の搜索

ア 搜索活動の実施主体

遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者の搜索は、市が、県・県警察本部及び日赤奉仕団等の協力のもとに実施する。

イ 搜索活動の実施

遺体搜索活動は、災害の規模に応じて消防対策部の職員を主体に編成した搜索班が実施、必要に応じて関係機関及び地域住民の協力を求めて実施するものとする。

遺体搜索の組織は、次により編成するものとする。

班名	編成	処理事務	備考
搜索班	災害の規模に応じて編成する。 (消防機関)	1 搜索用機械の借り上げ 2 遺体の搜索 3 遺体の輸送	必要に応じ区や関係機関団体の協力を求める。

ウ 搜索の方法

搜索範囲等	搜索の方法
搜索の範囲が広い場合	(ア) 搜索範囲をよく検討し、これをいくつかの区域に分ける。 (イ) 搜索部隊にそれぞれの責任区域を持たせる。 (ウ) 各地区では、合理的、経験的に行方不明者の所在の重点を定め、重点的に行う。

<p>搜索範囲が比較的狭い場合</p>	<p>(7) 災害前における当該地域、場所、建物などの正確な位置を確認する。 (イ) 災害後における地形、建物などの移動変更などの状況を検討する。 (ウ) 被災時刻などから搜索対象の所在を認定し、災害により、それがどのように動いたかを検討し搜索の重点を定め、効果的な搜索に努める。</p>
<p>搜索場所が河川、湖沼の場合</p>	<p>(7) 平素の水流、湖沼の実情をよく調査する。 (イ) 災害時にはどのような状況を呈していたかをよく確認する。 (ウ) 合理的、経験的に判断して行方不明者がどのような経路で流されるか、移動経路をよく検討し、搜索を行う。</p>

エ 広報活動

搜索をより効果的に行うため、搜索地域内はもちろん、広く関係者の積極的な協力が得られるよう各種の広報を活発に行う。

(3) 装備資機材

搜索に使用する車両、舟艇その他の装備資機材は、有効適切な活用に努めるとともに、警察、市で所有する車両、舟艇等が不足するときは、関係機関に対し、協力を依頼する。

(4) 必要帳票等の整備

市は、遺体の搜索を実施した場合、次の書類・帳票を整備する。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 搜索用機械器具燃料受払簿
- ウ 遺体の搜索状況記録簿
- エ 遺体の搜索用関係支出証拠書類

〔県〕

当該市町村だけでは十分な対応ができない場合、県は、周辺市町村、自衛隊等に対し応援の要請を行うものとする。

〔串間警察署〕

市及び県と協力し、相談所を開設し、市が行う搜索活動に協力するものとする。また、医師等との連携に配慮し、迅速かつ的確な遺体身分、身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等に努めるものとする。

2 遺体の収容処理

(1) 収容の方法

消防機関、警察官及び地域住民等の協力を得て行き、棺おけ等必要器材を確保した上で、市内の寺院、公共施設等遺体収容に適切な場所を選定し、収容する。(資料15-

1)

(2) 処理の方法

ア 遺体処理の計画及び実施は、市及び福祉事務所の職員を主体に編成した収容処理班が実施し、必要に応じて市内各病院、地域住民等の協力を求めて実施する。

遺体の収容処理の組織は、次により行うものとする。

班名	編成	処理事務	備考
収容処理班	市及び福祉事務所の職員をもって災害の規模に応じ編成する。	1 収容施設の設置 2 遺体処理に必要な薬品の確保 3 遺体の洗浄、縫合、消毒の処理 4 遺体の一時保存、埋火葬 5 関係者への通報連絡	必要に応じ日赤奉仕団、病院等の協力を求める。

イ 収容した遺体は、速やかに警察官等の検視及び医師の検案を受け、次により処理する。

(ア) 身元が判明しており、かつ遺族等の引取人がいる場合は、遺体を引き渡す。

(イ) 身元が判明しない場合、遺族等による身元確認が困難な場合、又は引取人がいない場合は、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置、及び一時的な安置をすると同時に、遺体の特徴の記録及び所持品の保管をする。

(3) 調査表の作成

死者の氏名並びに関係記録及び遺留品の調査表を作成する。

(4) 身元不明者については、(3)の調査表を作成するか、遺体の撮影をし、衣類の一部を切り取って保管するなど証拠の保全に努めるほか、地元住民の協力を得て身元確認のための手配を行い、埋葬を実施する。

(5) 遺体の氏名及び住所、性別、発見場所、身長、特徴等を遺体処理台帳に記載し、1体ごとに棺おけに表示する。

(6) 縁故者による遺体引取りの申し出があった場合は、十分調査し、確認を行った上で引き渡すものとする。

(7) 身元確認のため、収容所に一時保存しておく期間は、3日程度とする。

(8) 変死体については、警察署へ届け出る。

3 遺体の埋葬

(1) 対象者

災害時の混乱の際、死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な者、又は遺族等のいない遺体とする。

(2) 埋葬の方法

市長は、遺体を火葬に付すか、棺おけ、骨つぼ等を遺族に支給するなどの現場給付をもって行う。埋葬の実施に当たっては、次の点に留意する。

- ア 事故死等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後埋葬する。
- イ 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに埋葬に当たっては火葬にする。
- ウ 被害地以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人取扱いとする。

(3) 必要帳票等の整備

埋葬等を実施し、又は埋葬等に要する現品若しくは経費を支出した場合は、次の書類・帳簿等を整備、保存しておかなくてはならない。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 埋葬台帳
- ウ 埋葬費支出関係証拠書類

(4) 火葬場は、「火葬場」(資料15-2)のとおり。

4 他市町村において被災した遺体が漂着した場合等の措置

- (1) 遺体の身元が判明している場合は、その遺族親戚縁者又は被災地の市町村長に連絡して引取らせる。ただし、被災地域に救助法が発令されている場合にあつて、これを引取るいとまがない場合は、知事に死体漂着の日時、場所等を報告し、その指示を受けて措置する。
- (2) 遺体の身元が判明しない場合であつて救助法を適用された市町村から漂着したものであると推定される場合は、(1)と同様に取扱う。なお、遺体の取扱いに関しては、遺品等があればこれを保管するとともに、遺体を撮影して記録として残しておく。
- (3) 遺体の身元が判明せず、かつ、被災した市町村が推定できない場合は、行旅病人及行旅死亡人取扱法の規定により処理する。

5 遺体の搜索及び収容・埋葬のための費用及び期間

災害救助法が適用された場合の遺体の搜索及び収容・埋葬のための費用及び期間は、次のとおりである。

(1) 搜索

ア 搜索のための機械器具等の借上費、修繕費、燃料費、輸送費及び要員費は、当該地域における通常の実費とする。

イ 期間は、災害発生の日から10日以内とする。

(2) 埋葬

ア 次の範囲内において、原則として現物をもって実際に埋葬を実施するものに支給する。

- (ア) 棺おけ
- (イ) 埋葬又は火葬
- (ウ) 骨つぼ又は骨箱

イ 埋葬及び遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理並びに遺体の一時保存のための費用は、災害救助法施行細則に定める額以内とし、検案が収容処理班又は警察官によりできない場合は、当該慣行料金の額以内とする。

ウ 期間は、災害発生の日から10日以内とする。

第13節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、 物価の安定等に関する活動

大規模災害時には、一瞬にして社会生活基盤が崩壊し、災害発生の直後から様々な犯罪、事故等の発生が予想される。

このため、市は、関係機関等との緊密な連携のもとに、警察が行う災害情報の収集、分析及び被災地域等における秩序の維持活動に積極的に協力する。

また、被災地等での犯罪、交通、行方不明者等の様々な情報を関係機関等と共有するほか、被災者の生活再建へ向けて物価の安定、必要物資の安定供給のための措置を行う。

1 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持

(1) 予想される混乱

災害時に予想される混乱として、次のものが挙げられる。

- ア 交通網の寸断による被災地及び周辺道路の交通渋滞
- イ 電話等通信網の寸断等による混乱
- ウ 盗難、詐欺、恐喝等の犯罪増加及び事故の多発による社会秩序の混乱
- エ 品薄による売惜しみ、買占め及び悪質商法の横行等による混乱
- オ 真偽不明情報の流言による混乱
- カ 被災地や避難所等での住民の混乱
- キ 行方不明者の相談、捜索活動等の混乱

(2) 警備活動の強化

市は、関係機関の公安警備計画に協力し、住民の安全を守る。

(3) 保安対策

市は、関係機関の保安対策に協力し住民の安全を守る。

2 物価の安定、物資の安定供給

(1) 物価の安定

ア 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。

イ 買占め、売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。

(2) 物資の供給確保

市は、管内又は広域圏で流通業者との連携を図る。

〔住 民〕

集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努める。

〔県〕

知事は、警察及び市町村の情報等に基づき、混乱が生ずるおそれがあると認めるとき又は混乱が生じているときは、住民のとるべき措置について、テレビ・ラジオ等の報道機関の協力を得て呼びかけを行うものとする。

〔県警察本部及び串間警察署〕

- (1) 災害に際して、市及び関係機関と協力し、住民の生命身体及び財産を保護し、被災地の治安を維持するものとする。
- (2) 被災地における安全な生活を確保するため、災害の発生に便乗した悪質商法、窃盗犯など、被災地域に密着した犯罪の予防活動等を実施する。
実施に当たっては、関係機関・団体、住民が一体となった地域の実情に即した活動となるよう配慮する。
- (3) 銃砲火薬類の製造、販売業者及び所有者に対し盗難、紛失事故のないよう厳重な保管指導に努めるとともに、銃砲刀剣類並びに火薬類の携帯運搬を制限する。家屋の倒壊等により保管場所が被災した場合には、関係業者への保管委託及び警察署での一時預り措置を行う。
- (4) 石油類等危険物及び高圧ガス等の製造・貯蔵施設等に対しては関係機関との連携を図り、警戒要員を派遣して、警戒区域（警戒線）内の立入り禁止制限、避難誘導、広報等を実施し、危険物による災害の未然防止と拡大防止に努める。
- (5) 商品の不当な買占め、高値販売、土地家屋等の賃貸及び所有権をめぐる紛争等の事案発生に対処するため、関係機関との連携を密にして、情報収集に努め、違法事案の取締りを徹底する。

〔企業等〕

正常な取引環境を回復するため、市場、小売店では、施設、設備の早期復旧を行い、速やかな営業再開を図る。

3 帰宅困難者対策

市は、帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するため、関係機関と連携し、一時避難場所に関する情報、鉄道等の交通の運行状況に関する情報等を迅速に提供するほか、帰宅困難者の徒歩帰宅等を支援するため、食料、水、休憩場所の提供や必要な救護、情報提供を行う拠点の確保を図るとともに、その際、例えば、女性専用スペースを設けるなど、できる限り性別や年齢等、多様な主体のニーズに配慮するものとする。

第14節 公共施設等の応急復旧活動

道路等の交通施設、砂防施設、河川及びその他の公共土木施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動、また、災害発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

このため、これらの施設については、それぞれの応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な復旧を図る。

1 道路施設

(1) 緊急点検

市及び道路管理者は、災害発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握、情報の収集に努める。

(2) 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

市及び道路管理者は、道路が災害を受けた場合、障害物の除去、応急復旧工事に着手し、交通の確保に努める。また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先利用して交通の確保に努める。また、市が管理する道路に被害が発生した場合は、直ちに次の事項を県串間土木事務所に報告する。

ア 被害の発生した日時及び場所

イ 被害の内容及び程度

ウ う回道路の有無

(3) 二次災害の防止対策

市及び道路管理者は、災害発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、所要の応急措置を講じるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

(4) 市及び道路管理者は、農道を緊急輸送車両等の通行に使用する場合、関係機関と協議して交通の確保に努める。

(5) 幹線農道は避難路、延焼遮断帯ともなるので早急に被害状況を把握し、応急復旧等を行う。

市及び道路管理者は、災害等の発生により道路が不通になった場合、円滑な救助活動の実施や日常生活を確保するため、う回路として重要な役割を果たす林道の整備を行うほか、防災機能を発揮する付帯施設を整備する。

2 港湾、漁港施設

(1) 被害状況の把握

港湾、漁港の管理者は、水域施設、外かく施設、けい留施設等の港湾、漁港施設につ

いて被害状況を調査する。その際、二次災害のおそれのある被災箇所については、立入禁止のためのバリケードや警告板の設置等を行う。

(2) 応急措置の実施

港湾、漁港の管理者は、被害状況の調査に基づき被災施設の応急工事を実施する。その際、施設の重要度、必要資機材の入手可能性、工期等を考慮し、優先順位を定めて行うものとする。

(3) 復旧作業の実施

港湾、漁港の管理者は、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法に基づき、被災施設の復旧工事を実施する。

3 河川施設

(1) 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。

(2) 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

(3) 被災箇所が背後地に甚大な被害を与えるために緊急性を有する仮締切工事や破壊箇所のうち次期出水により被害が予想される箇所についての決壊防止工事を行う。

(4) 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させ、改良復旧を含めた治水安全度の向上を図る。

4 地すべり応急対策

(1) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示の処置を講ずる。

(2) 地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。

5 土石流対策

(1) 必要に応じて、避難指示の措置を講ずる。

(2) 放置すれば下流又は周辺の人家等へ影響するおそれ大きいものについて、仮設防護柵等を施工する。特に二次災害の危険性の高い被災箇所については、緊急に土砂対策工事を実施する。

6 農地・農業施設

農地、農業施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧等を実施するとともに、必要に応じて管理施設・機器等の緊急整備を行う。

(1) 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況を把握する。

(2) 災害により農地・農業施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速やかな応急復旧を行う。

- (3) 二次災害の防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。

7 廃棄物処理施設

一般廃棄物処理施設に被害が生じた場合は、県の支援を受けながら速やかに応急復旧を行うとともに、二次災害の防止に努める。

第15節 ライフライン施設の応急復旧

上下水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設が大規模災害により被害を受け、その復旧に長期間を要した場合、住民の生活機能は著しく低下し、まひ状態となることも予想される。

このため、市及び防災関係機関は相互に連携を図りつつ、早期復旧を目指して応急体制を整備する。

1 上水道施設

(1) 応急復旧体制の確立

あらかじめ定めた行動指針に基づき、応急給水及び応急復旧を実施する。具体的対策については本章第10節「食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動」による。

(2) 応急対策要員の確保

市及び水道事業者は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制を整備する。なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定工事業者等に協力を求めて確保する。

(3) 応急対策用資機材の確保

市及び水道事業者は、応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を確保する。なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、指定工事業者等から緊急に調達する。

(4) 応急措置

ア 災害発生に際しては、施設の防護に全力を挙げ、被災の範囲をできるだけ少なくする。

イ 施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに、有害物等が混入したおそれがある場合は、直ちに給水を停止し、水道の使用を中止するよう住民に周知する。

ウ 配水管の幹線が各所で破損し、漏水が著しく給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水池からの配水を停止し、破損箇所の応急修理を行う。

エ 施設に汚水が浸入した場合は、汚水の排除、洗管消毒による機械器具類の整備及び洗浄消毒を行った上で給水する。

オ 施設が破損し、給水不能又は給水不良となった一部区域に対しては、他系統からの応援給水を行うとともに、施設の応急的な復旧に努める。

カ 施設が破損し、全域的に給水不能となったときは、施設の応急的な復旧に全力を挙げるとともに他の市町村から給水を受けるための給水車の派遣等、飲料水の最低量の確保に努めるほか給水場所等についての住民への周知を徹底する。

キ 水道施設の復旧に当たっては、あらかじめ定めた順位により、被害の程度、被害箇

所の重要度等を勘案して行う。

(5) 広報活動

発災後は、住民の混乱を防止するため、次の事項について、積極的な広報活動を実施する。

ア 水道施設の被害状況及び復旧見込み

イ 給水拠点の場所及び応急給水見込み

ウ 水質についての注意事項

2 下水道施設

下水道施設の応急復旧は下記を基本とし、詳細については別に定める「下水道BCP」に基づき対応するものとする。

下水道の応急復旧

(1) 被災状況の把握

下水道事業者等は、災害に関する情報を収集し、被災状況を迅速に把握する。

(2) 作業体制の確保

市は、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、関係機関に対し協力を要請する。

(3) 仮設トイレの措置

市は、便槽等が使用不能となった場合、避難所等に仮設トイレを設置する。避難場所等の仮設トイレの汲取りは、優先的に実施する。

(4) 応急復旧

次の通り応急復旧作業を実施する。

ア 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、仮水路、仮設管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。

イ ポンプ場、終末処理場

停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、自家発電により運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。

(5) 情報の連絡・広報

ア 情報の連絡

市は、被害状況、応急措置、応急復旧状況について、市の災害対策本部に密に連絡する。

イ 住民への広報

市は、被害状況、応急復旧の見通し等について、可能な限り住民への広報を実施する。

3 電力施設

(1) 広報活動

市は、九州電力株式会社と協力し、電力施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、感電事故及び漏電等による出火を防止するため、住民に対し次のような注意喚起を行う。

ア 垂れ下がった電線には絶対触らないこと。

イ 浸水家屋については、屋内配線、電気器具等の使用について危険な場合が考えられるので、絶縁測定等で安全を確認の上使用すること。

ウ 外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

(2) 応急対策

市は、九州電力株式会社が行う次の対策に協力する。

〔九州電力株式会社〕

(1) 災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況についての広報を行うとともに、公衆感電事故、電気火災を防止するための広報活動を行う。広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知するものとする。

(2) 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。また、防災体制が発令された場合、各対策要員は速やかに所属する対策組織に出動するものとする。

(3) 予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材については、現地調達、対策組織相互の流用、他電力会社等からの融通のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

また、資機材の輸送は、原則としてあらかじめ要請した請負会社の車両・船艇・ヘリコプター等をはじめその他対応可能な運搬手段により行うものとする。

(4) 電力の需要の実態にかんがみ、原則として、災害時においても供給を継続するが、警察・消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は送電停止等適切な危険予防措置を講ずるものとする。

(5) 供給に支障を生じた場合は極力早期復旧に努めるが、被害が広範囲に及んだ場合は、災害の復旧、民生の安定に影響の大きい病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線について、優先的に復旧を進めるものとする。

4 ガス施設

災害によりガス施設に被害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、宮崎県LPガス協会との協力体制を確立する。

5 電気通信施設

(1) 市通信施設の応急活動

ア 通信施設が被災した場合、市職員とN T T西日本等保守業者は、復旧活動を行い、通信の確保に努める。

イ 停電が発生し、通信施設への復電までに長期間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。

ウ 孤立防止用無線等の災害時用通信手段により、通信の確保を図る。

エ 災害時用通信手段等も使用不能又は困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段を持つ機関に通信を依頼する。

(2) 応急対策

市は、N T T西日本が行う次の対策に協力する。

〔N T T西日本宮崎支店〕

(1) 警察消防回線（110・119）被災時の措置

110・119番通話は、N T T西日本の専用回線を介して警察・消防本部指令台と直接接続しているが、故障等により専用回線が不通になった場合は、公衆回線に切り替えを行い、110・119番通話の確保を図るものとする。

(2) 特設・臨時公衆電話の設置及び街頭公衆電話の無料開放

ア 特設公衆電話とは、災害が発生した場合に緊急措置として被災者の通話を確保するために設置される無料の公衆電話であるが、災害救助法が発動された地域又はこれに準じた災害が発生した地域に設置する。

イ 臨時公衆電話とは、特設公衆電話及び既設公衆電話だけでは対応できない場合、災害時の通話を確保するために、必要に応じて設置される臨時の公衆電話（有料）である。

ウ 街頭公衆電話の無料開放

災害により停電となった場合、テレホンカードが使用できなくなったり、コインの収納箱が一杯となりコインが使えなくなるおそれがある。このような場合に実施される緊急措置として街頭公衆電話の無料開放があり、テレホンカードやコインを使わずに利用できる。

(3) 通信の利用制限

災害が発生し、安否の問い合わせやお見舞いの電話が、ある一定の地域に殺到し、電話がかかりにくくなる。これは通話量が通信設備（交換機等）の許容量を超えてしまったために起こる現象であり、このような場合、電気通信事業法の規定に基づき規制措置を行うものとする。

(4) 輻輳緩和対策

被災者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取り出し可能な「災害用伝言ダイヤル」を導入し、非被災エリアの災害用伝言ダイヤルセンターを活用することにより輻輳緩和を図るものとする。

(5) 広報活動

以下の事項について広報を行い、通信の確保に努めるものとする。

- ア ラジオ、テレビ等の情報に注意し、緊急通話以外の電話は暫く控えること。
- イ 災害等で受話器が外れたままになっていると、交換機がまひ状態になったり、せっかくかかってきた電話も通話中状態になりつながらないため、受話器の確認をすること。
- ウ 電話がかかりにくい場合、続けてダイヤルするのは避けること。続けてダイヤルすると、なお一層かかりにくくなる。
- エ 電話がつながった場合も、待っている人のことを考えて、通話はできるだけ手短に済ませること。

第16節 被災者等への的確な情報伝達活動

災害後に被災者が余儀なくされる不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立を促していくために、きめ細かで適切な情報提供を行う。

また、被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置する。

1 被災者・住民への的確な情報伝達

(1) ニーズの把握

ア 被災者のニーズの把握

被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生・児童委員、ボランティア等との連携により、被災者のニーズを集約する。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数か所の避難所を巡回するチームを設けて、被災者のニーズを把握する。

- (ア) 家族、縁故者等の安否
- (イ) 不足している生活物資の補給
- (ウ) 避難所等の衛生管理（入浴、洗濯、トイレ、ごみ処理等）
- (エ) メンタルケア
- (オ) 介護サービス
- (カ) 家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し（荷物の搬入・搬出）

イ 高齢者等要配慮者のニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、独居）や障害者等のケアニーズの把握については、市職員、民生・児童委員、ホームヘルパー、保健師などの地域ケアシステムチーム員等による巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図るとともに、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアによる巡回訪問等により、ニーズの把握に努める。

- (ア) 介護サービス（食事、入浴、洗濯等）
- (イ) 病院通院介助
- (ウ) 話相手
- (エ) 応急仮設住宅への入居募集
- (オ) 縁故者への連絡
- (カ) 母国との連絡

(2) 生活情報の提供

各種媒体を活用して、被災者の生活向上と早期自立のために有意義な情報を積極的に提供する。

ア テレビ、ラジオの活用

県内のテレビ、ラジオ局等の協力を得て、定期的に放送を行い、必要な情報の提供を行う。

イ パソコン通信の活用

パソコンネットワークサービス会社の協力を得て、災害情報サービスの提供を受けることが可能となる場を設けるとともに、防災関係機関との連携を図り、必要な情報の提供に努める。

ウ インターネットの活用

インターネットを活用して、必要な生活情報の提供を行う。

エ ファクシミリの活用

N T T西日本、電器メーカー等の協力を得て、ファクシミリを活用した定期的に必要な情報の提供を避難所に対して行う。

2 相談窓口の設置

(1) 総合窓口の設置

市は、次に示すような各種の相談窓口を代表する総合窓口を設置し、防災関係機関その他団体のそれぞれが設置する窓口業務を把握しておき、様々な形で寄せられる問い合わせに対して、適切な相談窓口を紹介する。

(2) 各種相談窓口の設置

被災者のニーズに応じて、相談窓口を適宜設置する。

これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、県、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て準備、開設及び運営を実施する。

また、災害の長期化に対応できるよう適宜相談組織の再編を行う。

3 市民等からの被災者の安否確認について

被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否確認情報を回答するよう努めるものとする。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることがないように当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第17節 自発的支援の受入れ

大規模な災害が発生した場合、応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市、県及び防災関係機関だけでは、十分に対応できないことが予想される。

このため、市は、被災者の生活救援のため、ボランティアの協力を得ることにより被害拡大の防止を図る。

1 ボランティア活動の受入れ

(1) ボランティア「受入窓口」の設置・運営

災害発生時及び復旧期における防災ボランティアの活動支援に関する総合調整については、市（災害対策本部）に設置するボランティア対策班が行う。

ア 受入体制の確保

災害発生後直ちに、市社会福祉協議会にボランティア現地本部を設置し、ボランティアの受入体制を確保する。

被害が甚大で、市（災害対策本部）のみでは対応できないと判断される場合、県社会福祉協議会に支援を要請する。

また、その他の市町村社会福祉協議会に対しても、ボランティアの受入れ・派遣体制を早急に要請するなどして、支援体制の確立を図る。

イ 「受入窓口」の運営

(ア) ボランティア現地本部の活動内容

- a 被災地の生活ニーズの把握と活動プログラムの策定と提供
- b ボランティア活動支援のための資機材、物資等の募集・確保と提供
- c 活動中のボランティアへの支援
- d ボランティア保険の加入促進と相談、加入手続き
- e 被災者やボランティアに対する情報提供
- f ボランティア連絡会議の開催
- g ボランティア活動のための地図及び在宅避難行動要支援者のデータ作成・提供
- h 災害対策本部との連絡調整
- i ボランティアコーディネーターの受入れ
- j その他被災者の生活支援に必要な活動

(イ) 他市町村社会福祉協議会の窓口業務の内容

当該地域内のボランティア活動希望者の登録とオリエンテーションを行い、求められる活動内容ごとに活動可能な者を取りまとめる。

(2) ボランティア「受入窓口」との連携・協力

ア ボランティア現地本部及びボランティア支援本部との連携

災害発生後、ボランティア「担当窓口」の開設に併せて、コーディネートを担当する職員を配置し、市とボランティア現地本部との連絡調整、情報収集・提供活動等を行わせる。

イ ボランティアに協力依頼する活動内容

- (ア) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (イ) 避難生活者の支援（給水、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介護等）
- (ウ) 在宅者の支援（高齢者等の安否確認・介護、食事・飲料水の提供等）
- (エ) 配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布・配達等）
- (オ) その他被災者の生活支援に必要な活動

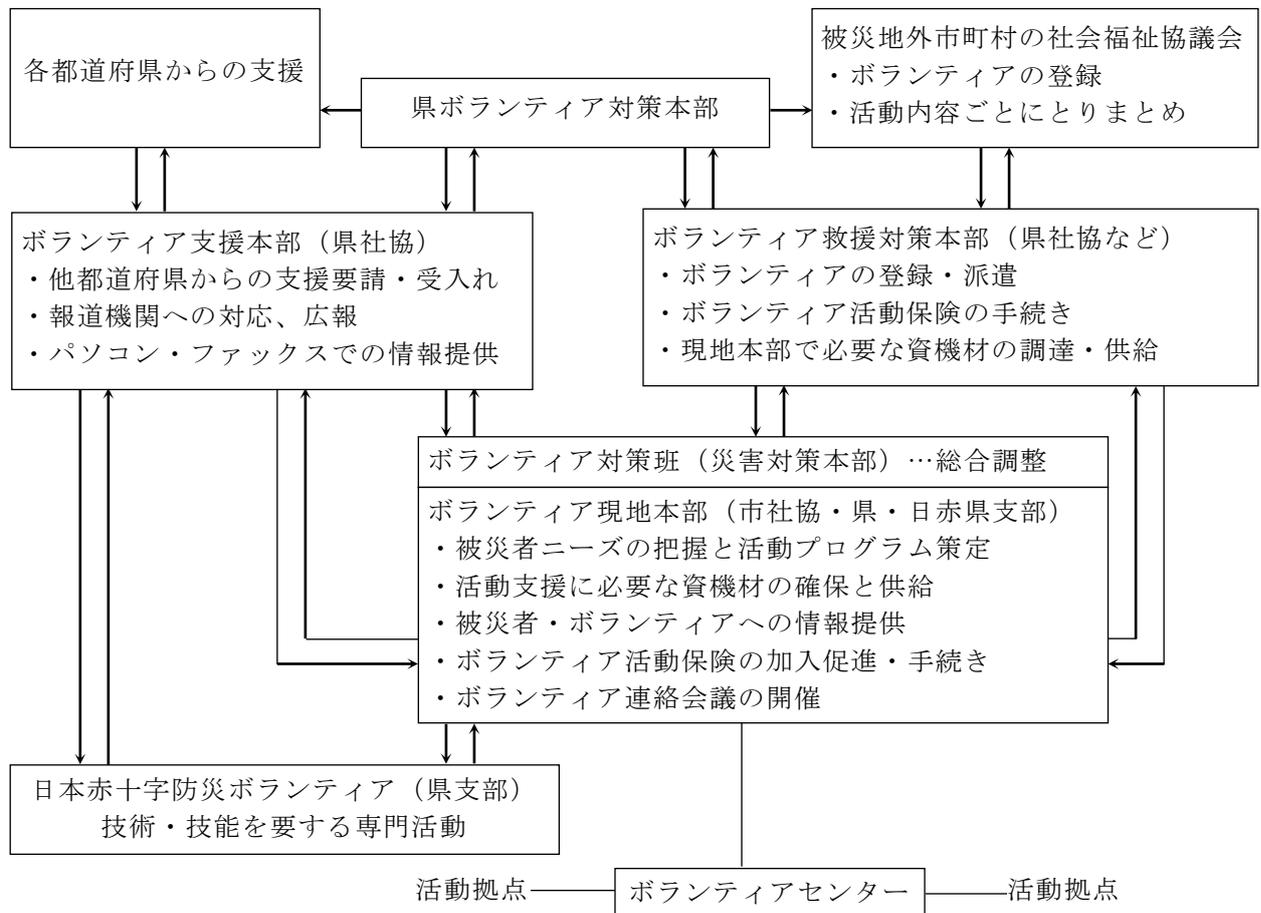
ウ 活動拠点の提供

ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、その支援に努める。

エ ボランティア保険の加入促進

ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険についての広報を実施するなどボランティア保険への加入を促進する。

ボランティア受入れ窓口と体系



地域活動…災害・安否・生活等の情報提供、避難生活者の支援、在宅者の支援、配送拠点での物資搬入から配布まで

2 義援物資、義援金の受入れ

(1) 災害義援物資の受入れ

ア 募 集

災害の発生に際して、県及び関係機関と連携し、必要に応じて被災者への義援物資の募集を行う。

募集に際しては、被災者が必要とする物資の種類・量を把握し、それらが敏速に被災者に配分されるよう、募集方法、期間等を定め報道機関等を通じて支援を要請する。

なお、募集方法については、物資を円滑に受け入れることができるよう、次のことを周知することも考慮する。

- (ア) 品目別に区分して発送することとし、できるだけ単品で1包みとする。
- (イ) 梱包は開かなくても内容が分かるよう、識別表等により内容を表示する。
- (ウ) 物資は、新品が望ましい。
- (エ) 物資の整理等について、必要によってはボランティア等の支援も併せて要請する。
- (オ) 一定期間経過後は、状況に応じて物資から義援金募集への転換も検討する。

イ 輸 送

被災者の状況等に応じて、集積された物資の輸送先を決定し、緊急輸送路を活用し速やかに輸送する。

ウ 配 分

ボランティア等の協力を得て速やかに被災者への物資を配分する。

なお、配分に当たっては、被災者の状況を把握し、計画的に配分する。

(2) 義援金の受入れ

ア 募 集

県及び関係機関と連携し、必要に応じて被災者への義援金の募集を行う。

募集に際しては、募集方法、期間等を定め報道機関等を通じて支援を要請する。

イ 配 分

義援金の適正な配分が達成されるよう、第三者機関である配分委員会を設置し、公平性や透明性を確保する。

〔県〕

災害発生時には市町村等と密接な連絡をとり、ボランティアの派遣を希望する場所、人員、職種等の把握に努め、この情報について、日本赤十字社宮崎県支部及び災害救援ボランティアセンターに速やかに連絡するとともに、併せて被災地の宿泊所の有無、現地までの交通手段等についても情報提供を行うものとする。

〔日本赤十字社宮崎県支部〕

災害発生時には、さまざまな救援活動が展開され、これらにボランティアの協力を要請することやボランティアからの協力申し込みが予想される。

このボランティアの受付窓口を支部に設置することとし、希望する活動内容、得意とする技能等を重点とした受付を行い、受付後に活動中の諸注意や安全への配慮等についての短時間の研修を実施し、赤十字防災ボランティア保険への加入の勧誘を行うものとする。

第18節 災害救助法の適用

大規模災害発生時には、家屋の倒壊、火災、土砂崩れ等の各種災害により、多大な人的被害及び物的被害が発生する。

被災後、被害が適用基準に達した場合は、迅速に災害救助法を適用し、同法に基づく救助を円滑に実施するよう速やかに所定の手続きを行う。

1 実施責任者

災害救助法に基づく救助は、国の責任において知事が実施する。

救助の種類は、次のとおりである。

- (1) 避難所、応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の供与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 学用品の給与
- (8) 埋葬
- (9) 死体の捜索及び処理
- (10) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

ただし、(1)（応急仮設住宅を除く）、(2)、(5)、(7)～(10)の救助については、災害救助法施行細則第2条の2により、あらかじめ市長に委任されている。

また、同法施行細則第2条の2により委任されている以外の救助についても、知事は、救助を迅速に行うため、必要があると認めるときは、同法第30条により市長に委任することができる。

2 被災認定の基準

災害救助法の適用に当たっては、市が被害状況の把握及び認定を、次の基準により行う。

(1) 被災世帯の算定

被災世帯の算定は、住家が全壊、全焼、流失等により滅失した世帯1世帯をもって被災世帯1世帯、住家が半焼、半壊等著しく損傷した世帯については2世帯をもって被災世帯1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯にあつては3世帯をもって被災世帯1世帯とみなして算定する。

(2) 住家の滅失等の算定

ア 住家の全壊、全焼、流失

住家の損傷、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の70%以上に達した程度のも又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。

イ 住家の半壊、半焼

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の20%以上70%未満のも又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。

ウ 住家の床上浸水

ア及びイに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のも、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

(3) 住家及び世帯の単位

ア 住家

現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取り扱う。

イ 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

1棟の建物内でそれぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれひとつの世帯として取り扱う。

3 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、市内における住家の被害が次に掲げる人口に応じた滅失世帯数に達し、現に応急的な救助を必要とするときに市が行う。

(1) 本市内における住家の被害が、次の表の左欄に掲げる人口に対し、当該右欄の被災世帯に達したとき

市 町 村 の 人 口	被 災 世 帯 数
5,000人未満	30世帯
5,000人以上 15,000人未満	40世帯
15,000人以上 30,000人未満	50世帯
30,000人以上 50,000人未満	60世帯
50,000人以上100,000人未満	80世帯
100,000人以上300,000人未満	100世帯
300,000人以上	150世帯

本市の総人口は、表中の「15,000人以上30,000人未満」に該当するため、対応する被災世帯数は50世帯となる。

- (2) 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被災世帯数が、1,500世帯以上であって、本市内の被災世帯数が表の被災世帯数50の2分の1に達したとき。
- (3) 被害が広範な地域にわたり、県内の被災世帯数が7,000世帯以上であって、本市の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。
- (4) 市の被災が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。
 - ア 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
 - イ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

4 災害救助法の適用手続

- (1) 災害に対し、本市における被害が「3 災害救助法の適用基準」のいずれかに該当するときは、災害報告要領により市長は、直ちにその旨を知事に報告し、災害救助法の適用を申請する。なお、申請は口頭によるものでも可とする。
- (2) 災害の事態が急進して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その指揮を受ける。

〔県〕

- (1) 市からの申請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、市長に対して直ちに同法に基づく救助を実施するよう、市長に指示するとともに関係行政機関、厚生労働大臣に報告するものとする。
- (2) 災害救助法を適用したときは、速やかに公示するものとする。

災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

(平成12年3月31日厚生省告示第144号を参照し作成 改正 平成26年3月31日)

番号	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考							
1	避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 300円以内 (加算額) 冬季別に定める額を加算 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上							
2	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額1戸当たり 2,401,000円以内 3 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内 着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,401,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 被災状況や地域の実情に応じた、民間賃貸住宅の借り上げによる設置とする。							
3	炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1 1人1日当たり 1,010円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)							
4	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上							
5	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品をそう失、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。							
			区 分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増す ごとに加算	
			全壊 全焼 流失			夏	17,200	22,200	32,700	39,200	49,700	7,300
						冬	28,500	36,900	51,400	60,200	75,700	10,400
			半壊 半焼 床上 浸水			夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,400	2,400
冬	9,100	12,000		16,800	19,900	25,300	3,300					
6	医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 社会保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上							
7	助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上							
8	災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上							

番号	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
9	災害にかかった住宅の応急修理	住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり 520,000円以内	災害発生の日から1か月以内	
10	学用品の給与	住家の全壊（焼）流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,100円 中学校生徒 4,400円 高等学校等生徒 4,800円	災害発生の日から （教科書） 1か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は、個々の実情に応じて支給する。
11	埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 201,000円以内 小人（12歳未満） 160,800円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
12	死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過した者は、一応死亡した者と推定している。
13	死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く）をする。	1 洗浄、消毒等 1体当たり 3,300円以内 2 一時保存 ・既存建物借上費 通常の実費 ・既存建物以外 1体当たり 5,000円以内 3 懸案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
14	障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 133,900円以内	災害発生の日から10日以内	
15	輸送費及び賃金職員等雇上賃	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

救助の種類	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第17条1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	災害の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

災害救助法第17条1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。

第19節 文教対策

学校は、災害発生時における児童生徒の安全を最優先に確保する。

災害復旧等により、通常の教育の実施が困難な場合は、応急的に円滑な教育活動を行うための計画を定め、実施する。

また、文化財の被害からの保護を図るため、市教育委員会は必要な計画を定めるとともに、所有者・管理者に対して災害対策の必要性についての意識の啓発を図る。

1 学校教育対策

(1) 応急教育

ア 実施責任者

市教育委員会が計画し実施する。

イ 応急教育計画の作成とその実施

市教育委員会は、あらかじめ災害を想定して、教育の方法、施設の確保等についての計画を定め、適切な応急対策を実施する。

ウ 児童生徒の安全の確保措置

災害発生時における児童生徒の安全の確保に関し、次の措置をとる。

(ア) 事前準備

a 校長は、学校の立地条件等も考慮し、災害時の応急教育計画を作成するとともに、指導の方法等についての明確な計画を立てておく。

b 校長は、常に気象状況等に注意し、災害発生のおそれがある場合は、応急教育体制に備えて、次の事項を遵守しなければならない。

(a) 学校行事、会議、出張等を中止する。

(b) 児童生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡方法を検討する。

(c) 市教育委員会、警察署、消防機関及び保護者への連絡網の確認を行う。

(d) 校長は、時間外における所属職員の所在を確認し、非常招集の方法を職員に周知させておく。

(イ) 災害時の体制

a 校長は、状況に応じ適切な緊急避難の指示を与える。

b 校長は、災害の規模、児童生徒、職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、市教育委員会に連絡するとともに、校舎の管理に必要な職員を確保するなどして、万全の体制を確立する。

c 校長は、あらかじめ定めた応急教育計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど、災害状況に則した対応を行う。

d 校長は、作成した応急教育計画については、市教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに児童生徒及び保護者に周知徹底を図る。

(ウ) 災害復旧時の体制

a 校長は、教職員を掌握するとともに、被災状況の調査や校舎の整備を行い、市教育委員会に連絡するとともに、教科書及び教材の供与を行うよう努める。

b 正常な授業再開に際しての保健安全上の障害処理については、県・市教育委員会が指導助言を行うが、危険物の処理、通学路の点検整備については、関係機関の援助等により処置する。

c 職員の分担を定め、地域ごとに疎開した児童生徒の把握に努める。

d 災害の推移を把握し、市教育委員会と協議の上、平常授業に戻るよう努め、その時期については、早急に保護者に連絡する。

エ 施設の応急整備

正常授業を確保するため、災害により被害を受けた市立学校の施設・設備の応急対策は、次により行う。

(ア) 施設・設備の滅失、破損等の被害を受けた場合、市において応急復旧工事を実施する。

(イ) 災害時における代替校舎の確保

校舎等の全部又は一部の使用が困難となり、教育を実施するために必要な施設・設備を確保することができない場合、市教育委員会は、県教育委員会に対して代替校舎の確保を要請する。

オ 教職員補充措置

災害発生時における教職員の被害状況について、市教育委員会は速やかに県教育委員会に報告し、教職員の補充を図る。

(2) 就学援助に関する措置

被災により就学が困難となり、また、学資の支弁が困難となった児童生徒に対し、市は、次により支援を行う。

ア 被災により就学困難となった市立小中学校の児童生徒の就学援助費の支給に必要な措置をとる。

イ 盲学校、ろう学校、養護学校へ通う被災家庭の児童生徒の就学を援助するため、就学奨励費の追加支給について必要な措置をとる。

ウ 被災により教科書及び学用品を喪失又はき損した児童生徒に対して、市及び県は、その供給を支援する。

(3) 学校給食の応急措置

市教育委員会は、応急給食の必要があると認めたときは、関係機関（県教育委員会等）と協議の上、応急給食を実施するものとする。このとき、次の事項に留意する。

ア 被害があっても、できうる限り継続実施するよう努める。

イ 学校給食共同調理場が被災し、給食実施が困難な場合は、応急措置を施し、速やか

に実施できるよう努める。

ウ 学校給食共同調理場は、被災者炊き出しに供されることもあるので、学校給食と被災者炊き出しとの調整に留意する。

エ 被災地においては感染症発生のおそれがあるため、衛生については特に留意する。

(4) 災害時における環境衛生の確保

ア 事前準備

(ア) 校長は、保健室常備の救急用器材、薬品の確保等に必要な処置を施す。

(イ) 校長は、常に児童生徒に対して衛生に留意するよう指導する。

イ 災害時の措置

校長は、保健所の指示等により感染症、防疫対策について、必要な措置を速やかに行う。

(5) 災害時における心の健康への支援

被災した児童生徒の健康管理に配慮した健康相談等を実施し、災害に関連して心の傷を受けた児童生徒の心の健康の保持に努めるとともに、阪神・淡路大震災の経験を生かした指導を行う。

ア 事前準備

(ア) 「生命尊重」、「思いやりの心」を育てたり、ボランティア活動への参加を積極的に勧める。

(イ) 災害後の「心の健康」の保持に関する指導の重要性や方法について、教職員の研修を実施する。

イ 災害時の措置

災害が発生した場合、児童生徒の臨時の健康診断や健康相談及び日常の心の健康の保持に関する支援をする。

(6) 教育の再開

避難住民の安全、健康管理等の十分な対策が優先されなければならないので、次のような臨時の措置で対処する。

ア 臨時のカリキュラムでの対応

(ア) 教室・体育館等が避難所になる場合が想定されるので、代替としての学習の場の確保についてその可能性を検討する。

(イ) 多くの児童生徒の住宅が被害にあっている場合は、安全を確認した上で、午前中に授業を行い、午後は自宅の手伝い又は近隣の被災地等へのボランティア活動に取り組みさせるなど、状況に応じた弾力的な対応を行う。

イ 公共施設の利用

道路等が切断されている場合は、地区ごとに公民館や図書館等の公共施設を活用して授業を再開する。

ウ 民間施設の活用

エ プレハブ教室の早期設置

オ 訪問教育の実施等

- (ア) 児童生徒の通学路が著しく被災し、安全面の確保が図れないなどして登校できない状態が長期化する場合等は、教師による訪問指導を組織的・計画的に実施する。
- (イ) 家庭学習の充実やレポート学習を工夫する。

2 文化財保護対策

(1) 予防対策の実施

- ア 警察及び消防機関と常時連携を密にして、市内文化財（資料 16-1）の災害予防の確立を期する。
- イ 文化財の所有者、管理者の防災思想を啓発し、環境の整理、整とんを図るように奨励する。
- ウ 文化財の指定地域内に居住する所有者に対して、防火に十分注意するよう指導を行う。
- エ 文化財保護指導委員による文化財パトロールを通じて状況を把握し、県との連携を図りながら災害の防止に努める。
- オ 文化庁文化財保護部発行（昭和 45 年 3 月）「文化財防火、防犯の手引き」により、文化財の所有者等に対して、防災措置についての指導を行う。
- カ 文化財防火デー（毎年 1 月 26 日）の趣旨の徹底と文化財に対する防災思想の普及啓発を図る。

(2) 被害状況の把握と応急対策の実施

情報収集に努め、被災文化財の具体的な被災状況を把握するとともに、被災文化財については県文化財保護審議会委員や専門家の意見を参考にして、文化財としての価値を維持するよう、被災文化財個々についての応急対策を行う。

指定文化財が被害を受けた時は、その保存をできるだけ図るものとするが、人命にかかわる被害が発生し、被災者の救出・救助のために必要やむを得ない場合はこの限りでない。

第20節 貯木及び在港船舶対策計画

災害時における貯木場等及び在港船舶対策は、次によるものとする。

1 貯木対策

(1) 山元における流木対策

市長は、関係機関と協力し、山元貯木場等における流木対策として、次の措置を講ずる。

ア 災害が発生するおそれがある場合においては、その災害情報を木材の管理者及び所有者等に通報し、災害情報の周知徹底と事前措置等について指導する。

イ 台風等の災害発生時における木材の流出に対処するため、あらかじめ木材の管理者及び所有者等に対して、予防措置に必要な資材等の準備について指導・啓発する。

ウ 木材が流出するおそれがある場合は、木材の管理者及び所有者等に対して、その木材をそれぞれ安全な場所に搬出し、確実に固縛するよう指導又は勧告する。

エ 木材が流出するおそれのある場合は、木材の管理者及び所有者等に対して、流木防止措置をするよう指導又は勧告する。

(2) 港湾内貯木場等における災害対策

市長は、関係機関と協力し、港湾内貯木場等における災害対策として次の措置を講ずる。

ア 災害が発生するおそれがある場合は、その災害情報を港湾貯木場等の木材所有者等に通報し、災害情報の周知徹底と事前措置等について指導する。

イ 貯木、いかだの係留等に対し、災害防止のため収容能力を超えないようにするなど適切な対策を講ずるよう指導する。

ウ 台風、高潮、津波等の発生に伴う木材、いかだの流動に対処するため、あらかじめ木材所有者等に対して、予防措置の方法並びに予防措置に必要な資材等の準備等について指導・啓発する。

エ 水面にある木材、いかだが流出するおそれがある場合は、その木材所有者等に対し、その木材又はいかだを安全な場所に移し、確実に固縛するよう指導又は勧告する。

オ 陸上にあつて流出するおそれのある木材又は漁船等は、速やかに移動又は確実に固縛するようその所有者等に対し指導又は勧告する。

2 在港船舶対策

市長は、関係機関と協力し、船舶の被害防止策として、次の措置をとる。

- (1) 船舶の被害を防止するため、災害が発生するおそれがある場合は、在港船舶に対して災害情報の周知徹底を図るものとする。

- (2) 港内の停泊船に対して、安全な泊地への移動又は港内における停泊について指導する。
- (3) 岸壁係留船舶に対して、離岸による錨泊又は岸壁等に乗りに上げないための係留について指導する。
- (4) 荷役中の船舶は、速やかに荷役を終了又は中止する。
- (5) 航行中の船舶は、早目に安全な港に避難するように勧告する。
- (6) 災害により港内又は港内の境界付近に船舶の交通を阻害するおそれのある漂流物、沈没物、その他の物件を生じたときは、その物件の所有者等にその物件の除去を命じるとともに、港内船舶又は入港船舶に対してその旨周知する。

第21節 農林水産物応急対策計画

風水害等により、農業生産基盤、林道・治山施設被害のほか、畜産飼料の不入荷による家畜被害、燃料、電気の途絶による花きなどのハウス作物被害といった間接的な被害が予想される。このため、市及び各関係機関は、相互に連携を図りながら、被害を最小限に食い止めるための的確な対応を行う。

1 農業用施設

農地、農業用施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧を実施するとともに、必要に応じて管理施設・機器等の緊急整備を行う。

- (1) 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況を把握する。
- (2) 風水害等により農地、農業施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については速やかな応急復旧を行う。
- (3) 二次災害の防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。

2 農産物応急対策

(1) 事前・事後措置の指導

災害による農産物の被害の拡大を防止するために、各作物ごとに事前・事後措置を講ずるよう、被災農家に対する指導を行う。

(2) 一般災害対策

一般災害対策については、県との緊密な連携のもとに、的確な状況の把握と対策指導の徹底を期する。

ア 水稲対策

(ア) 応急措置

- a 完熟期に近いもので倒伏している稲は早めに刈り取り、架干するか脱穀して通風乾燥機で乾燥する。
- b 完熟期まで期間のある稲が倒伏した場合は、丁寧に引き起こして4～5株を緩く結束する。結束後、地割れ等で漏水がある場合は早急に修復し、たん水し、できるだけ水をためる。
- c 冠浸水した水田は早急に排水し、用水路を整備し、清水を入れる。
- d 植付初期から分けつ期の稲はできるだけ浅水する。
- e 地割れにより、干害のおそれの出た時点で漏水箇所の早急な修復と計画配水法

を徹底する。

- f 用水源の実状を確認した上で、ボーリング工事を施し用水の確保に努める。
- g 降水を十分活用できるように注意する。
- h 計画的にかん水する場合でもほ場全体に水が行き渡るように工夫する。

(イ) 事後措置

- a 災害で水路が決壊、埋没した場合は直ちに補修する。
- b 植付直後のもので枯死が予想される水田や、稲が流失又は埋没した水田は早めに整地し、予備苗を植付ける。

イ 野菜対策

(ア) 応急措置

- a 施設ハウスは、杭の補強とハウスパンドの締め直しを行い、ビニールの破損した箇所については補修を施し、ハウス全体をしっかりと固定する。
- b 滞水、冠水した場合は早急に排水し、泥を洗い落とす。
- c 薬剤散布、土壌かん注を行う。
- d 収穫見込みのあるものは収穫する。
- e 回復の可能性があれば摘果するなど株の負担を減ずる。

(イ) 事後措置

- a 泥のついたものは水洗いする。
- b 倒れた作物は原形に復帰する。
- c 収穫直前のものは若どりする。
- d 欠株は補植する。

ウ 果樹対策

(ア) 応急措置

- a 倒伏樹は早く起こし、支柱を立てて誘引、結束する。
- b 枝が折れたり、裂けた場合は切り返して、切り口に「保護剤」を塗る。
- c 滞水、冠水した場合は極力排水を図る。
- d 倒伏樹は速やかに起こし、支柱を立てて固定する。

エ 花き、花木対策

(ア) 応急措置

- a 倒伏したものは土寄せや起こして直す。
- b 種子のまき直し、又は代作種子の手配をする。
- c 花木類で折損部位の多い株は切直し、施肥する。
- d 冠水したものは早急に排水を行い、泥のついたものは茎葉の水洗いを行う。
- e 根が露出したものは土寄せを行う。
- f 病虫害防除のため、薬剤散布を行う。
- g 球根類の腐敗したものは、直ちに取り除く。

(イ) 事後措置

- a 欠株が生じた場合、補植苗を植える。
- b 代作苗の植付けや種子のまき直しをする。
- c 排水溝を整備し、特に畦間の排水に努める。
- d 中耕、土寄せ、追肥をする。
- e 根腐れや球根の腐敗したものは、直ちに除去して代作種子をは種する。

(3) 病虫害防除対策

災害時における病虫害の対策は、次のとおりである。

ア 指導の徹底

病虫害防除対策については、県との緊密な連携のもとに行う。

イ 農薬の確保

病虫害の異常発生に備えて、県の備蓄農薬の活用を図る。

ウ 防除機具の利用

関係団体と連携を密にするとともに、県の指導のもとに保有する既設防除機具を有効かつ適切に使用する。

エ 集団防除の実施

災害地域が広範囲にわたり、かつ、病虫害が突発的に発生する場合は、大型防除機具等を中心とした共同集団防除の実施について指導するとともに、必要に応じて関係機関と協議の上、ヘリコプター等による防除も実施する。

3 林産物応急対策

市は、災害による林産物等の被害の拡大を防止するために、被害状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに、被災林業家等に対して応急措置・事後措置の実施の指導に当たる。

4 水産物応急対策

(1) 水産養殖用の種苗並びに飼料等の確保

災害により水産養殖種苗あるいは飼料等の供給、補給の必要を生じた場合は、その生産を確保するためのあっせんの措置を県に要請する。

(2) 病虫害等の防除指導

災害により水産養殖物に病虫害発生のおそれがある場合又はその発生のまん延を見たときは、県に指導を求める。県は水産試験機関に対し防除対策についての指導を指示する。

5 畜産応急対策

(1) 応急技術対策

ア 水 害

- (ア) 家畜の待避、畜舎内外の水洗・消毒と飼料確保を指導する。
- (イ) 被害家畜の健康検査を実施する。
- (ウ) 飼料作物の早期収穫を指導する。

イ 干 害

- (ア) 飼料作物及び牧草地の灌水実施の指導を行う。
- (イ) 給水施設を整備するとともに衛生管理指導を徹底する。
- (ウ) 徒長した牧草類の早期刈りを指導する。

ウ 冷 害

- (ア) 牧草類に追肥を行うことにより生育の促進を図り、飼料作物類の生産不足を補わせる。
- (イ) 家畜の日光浴の励行を指導する。

エ 火 災

家畜を避難させ、畜舎の類焼を防止するよう指導する。

オ 病虫害

飼料作物の病虫害防除活動を推進し、被害地は更新、追播、追肥を行わせる。

(2) 家畜伝染病の防止

ア 家畜の伝染性疾病の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認めるときは、県の指示に従って家畜の検査、注射、又は投薬を実施する。

イ 家畜の所有者に対し、必要により次の防災措置を講じさせる。

- (ア) 患畜又は類似患畜の隔離、係留、移動の制限その他の措置
- (イ) 殺処分又は死体の焼却、埋没
- (ウ) 汚染物品の焼却又は畜舎等の消毒

(3) 死亡獣畜の処理

具体的な処理方法については、本章第11節「保健衛生、防疫、ごみ・がれき処理等に関する活動」を参照のこと。

〔県〕

- (1) 市及び林業・水産業関係団体と協力して、災害の情報収集に努める。
- (2) 必要に応じて市及び林業・水産業関係団体と協力して、生産者へ対策の徹底を図る。
- (3) 家畜伝染病に対処するため、市町村及び獣医師会の協力を得て、家畜防疫班、畜舎防疫班及び家畜衛生班を組織し、災害地域の家畜及び畜舎に対して、必要な防疫を行うものとする。
- (4) 市長の要請に基づき、政府保有の飼料用穀類の放出を要請するほか、農業団体等に必要数量の確保及び供給についてあっせんを行うものとする。
- (5) 水産試験機関に対して、防除対策についての指導を指示する。
- (6) 関係機関と連携をとりながら、被害状況を調査し、迅速な復旧に向けて技術指導など必要な措置をとるものとする。

第3章 風水害復旧・復興計画

第1節 復旧・復興計画の基本的方向の決定

市は、被災の程度、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、県と連携をとりながら迅速な原状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題に立った計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。

1 被害が比較的軽い場合の基本的方向

災害による被害が比較的少なく、局地的な場合は、迅速な原状復旧を原則とし、復旧が一段落した場合は従来どおり、中長期的な災害に強い地域づくり、まちづくりを計画的に推進する。

2 被害が甚大な場合の基本的方向

災害による被害が、広範囲に及び甚大な被害が発生した場合は、迅速な原状復旧を目指すことは困難となる。その場合、災害に強い地域づくり等中長期的課題の解決をも図る復興を目指す。

被災地の復旧・復興は、市が主体となって住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い、その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進する。この場合、被災地である市がその応急対策、復旧・復興において多大な費用を要することから、適切な役割分担のもとに、財政措置、金融措置、地方財政措置等による支援を要請するとともに、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ県、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。

第2節 迅速な現状復旧の進め方

災害復旧に当たっては、各施設の原形復旧に併せ、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を定める必要があるが、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を検討して定めることとする。

また、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が、迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講ずる。

1 公共施設災害復旧事業計画

(1) 事業計画の種別

次に掲げる事業計画について、被害の都度検討し作成する。

- ア 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (ア) 道路施設災害復旧事業計画
 - (イ) 河川施設災害復旧事業計画
 - (ウ) 海岸施設災害復旧事業計画
 - (エ) 砂防設備災害復旧事業計画
 - (オ) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - (カ) 港湾施設災害復旧事業計画
 - (キ) 漁港及び下水道施設災害復旧事業計画
 - (ク) 地すべり防止施設災害復旧事業計画
 - (ケ) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
 - (コ) 下水道施設災害復旧事業計画
 - (サ) 公園施設災害復旧事業計画
- イ 農林水産施設災害復旧事業計画
- ウ 都市災害復旧事業計画
- エ 住宅災害復旧事業計画
- オ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- カ 公共医療施設・病院等災害復旧事業計画
- キ 学校教育施設災害復旧事業計画
- ク 社会教育施設災害復旧事業計画
- ケ 復旧上必要な金融その他資金計画
- コ その他の計画

(2) 緊急災害査定促進

災害が発生した場合、市は、被害状況を速やかに調査把握し、緊急に災害査定が行われるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努める。

(3) 災害復旧資金の確保措置

市は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、所要の措置を講ずるなど、災害復旧事業の早期実施を図る。

被災し、災害復旧資金の必要を生じた場合は、緊急つなぎ資金の融資の途を講じ財源の確保を図る。

2 激甚災害の指定

(1) 制度の概要

激甚災害については、広域的（全国レベル）な「本激甚指定」と、市町村レベルの局地的な被害に対して救済しようとする「局地激甚」の二通りの指定基準がある。激甚災害に指定されると、公共土木施設災害復旧事業等について国庫負担率又は国庫補助の嵩上げ等の特別の財政援助が行われる。

指定については、公共土木施設災害復旧事業、農地、農業用施設及び林道の災害復旧などその基準別に個別に指定される。

（局地激甚災害については、該当する災害は全国で年間かなりの件数にのぼるため、年度末に一括して指定される。）

(2) 災害調査

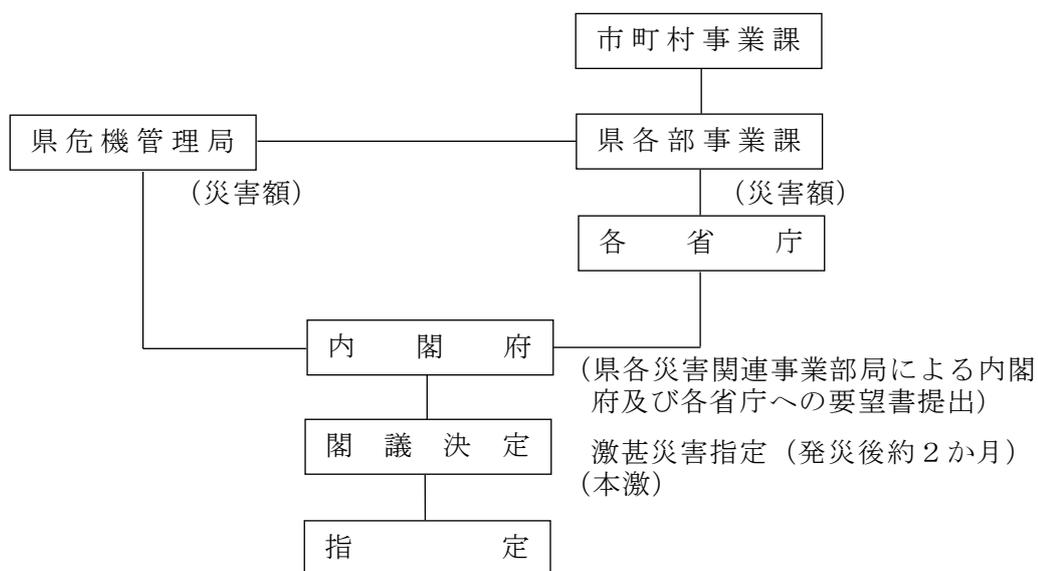
市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

〔県〕

知事は、市の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、各関係部局に必要な調査を行わせる。

知事は、調査結果をとりまとめ、内閣総理大臣に報告する。

激甚災害指定フロー図



第3節 計画的復興の進め方

災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、市の再建は、産業基盤の改変を要するような、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業の実施により行うこととなる。したがって被災地域の復興に当たっては、市をはじめ関係機関が連携し、計画的な事業を推進していく。

1 災害復興対策本部の設置

市は、被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合に、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

2 災害復興方針・計画の策定

(1) 災害復興方針の策定

市は、学識経験者、有識者、市議会議員、住民代表、行政関係職員より構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

(2) 災害復興計画の策定

市は、災害復興方針に基づき、具体的な復興計画の策定を行い、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

3 災害復興事業の実施

(1) 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施

市は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行うことができる。

被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

(2) 災害復興事業の実施

ア 専管部署の設置

市は、災害復興に関する専管部署を設置する。

イ 災害復興事業の実施

市は、災害復興計画に基づき、災害復興に関する専管部署を中心に災害復興事業を推進する。

〔県〕

(1) 県は、被害状況を速やかに把握し、複数の市町村で災害復興の必要性を確認した場合に、知事を本部長とする災害復興対策本部を設置する。さらに、県と市の連絡調整及び

災害復興に関する技術的な支援のため、必要に応じて職員を当該市町村に派遣する。

災害復興の必要性が1市町村のみで確認された場合は、当該市町村の災害復興に対する支援体制を整え、県と当該市町村の連絡調整及び災害復興に関する技術的な支援のため、必要に応じて職員を派遣する。

- (2) 複数の市町村で災害復興の必要性を確認した場合に、学識経験者、有識者、県議会議員、県民代表、行政関係職員より構成される災害復興検討委員会を設置し、県としての災害復興方針を策定する。この方針では、広域的な観点からの災害復興のあり方及び市町村支援等についての県の役割を示す。
- (3) 上記(1)により災害復興方針を策定した場合、それに基づき、県としての具体的な災害復興計画の策定を行う。
- (4) 被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条の規定による建築制限区域の指定を行い、その旨の告示を行う。

第4節 被災者の生活再建等の支援

被災者にとって一刻も早く安定した生活を確保することは、大きな願いである。その願いにできるだけ応えるため、被災者の相談に応じるとともに相談窓口の設置、資金の貸付など、各種の支援措置を迅速に行っていくことが重要である。

1 被災者への広報及び相談窓口の設置

(1) 総合相談窓口の設置

市は、県と協力して、第2章第16節「被災者等への的確な情報伝達活動」中「2 相談窓口の設置」で設置した相談窓口を復旧・復興期に対応できるよう組織の再編を行い、被災者の生活再建のための総合相談窓口を設置する。

災害時における市民からの様々な問い合わせや要望に的確かつ迅速に対応するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

国、県をはじめとする関係機関による支援情報を収集し、必要な情報を関係機関に提供する。相談窓口では、総合的に情報提供を行い、必要に応じて的確な窓口への誘導を図る。他の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地に係る地方公共団体と避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するよう努めるものとする。また避難所等では女性特有の問題に関する相談を受ける。

(2) 出張相談所の開設

特に被害の大きかった地域においては、被災者の相談に応じるため市と県が共同で出張相談所を開設する。

主な参加機関は次のとおりとする。

県（農林振興局、福祉事務所、県税事務所、保健所、土木事務所、農業改良普及センター、家畜保健衛生所、公共職業安定所、教育事務所及び商工労政事務所）、社会保険事務所、警察署、税務署、県社会福祉協議会、農業協同組合、農業共済組合、商工会議所（商工会）、市社会福祉協議会、金融機関、住宅金融公庫、県信用保証協会、九州電力及びN T T西日本

2 生活確保資金の融資等

(1) 災害弔慰金等の支給

市は「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）に基づき、市の条例の定めるところにより、災害弔慰金、災害障害見舞金を支給する。

なお、費用負担は国1／2、県1／4、市1／4となっている。

災害弔慰金等一覧

災害弔慰金	対象災害	自然災害 <ul style="list-style-type: none"> — 住家が5世帯以上滅失した災害 — 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 — 上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害 	
	支給額	ア 生計維持者	500万円
		イ その他の者	250万円
	遺族の範囲	配偶者、子、父母、孫、祖父母	
災害障害見舞金	対象災害	自然災害 <ul style="list-style-type: none"> — 住家が5世帯以上滅失した災害 — 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 — 上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害 	
	支給額	ア 生計維持者	250万円
		イ その他の者	125万円
	障害の程度	ア 両目が失明したもの イ 咀嚼及び言語の機能を廃したもの ウ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの エ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの オ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの カ 両上肢の用を全廃したもの キ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ク 両下肢の用を全廃したもの ケ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの	

※災害弔慰金については、自然災害によるものであるが、法対象に満たない規模の災害については、県単独事業による弔慰金支給制度があるので市は所用の措置を講ずること（費用負担県1/2、市1/2、支給額 ア生計維持者500万円、イその他の者250万円）

(2) 災害援護資金の貸付

市は「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）に基づき、被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付を行う。

なお、資金貸付の財源は、市が国から2/3、県から1/3を無利子で貸し付けを受けることにより賄うこととなっている。

災害 援 護 資 金	対象 災害	自然災害 — 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害	
	貸 付 限 度 額	ア 世帯主の1か月以上の負傷 イ 家財の1/3以上の損害 ウ 住居の半壊 エ 住居の全壊 オ 住居の全体が滅失若しくは 流失 特別の事情がある場合は ()内の額 重複する場合は50万円を調 整する。	150万円 150万円 — 250万円 170万円 (250) — 270万円 (350) 250万円 (350) 350万円
貸 付 条 件	所得制限	(世帯人員)	(市民税における総所得金額)
		1 人	220万円未満
		2 人	430万円未満
		3 人	620万円未満
		4 人	730万円未満
		5人以上	(1人増すごとに730万円に30万円を加えた額未 満)
	ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあたっては、1,270 万円とする。		
	利 率	年3% (据置期間は無利子)	
据置期間	3年 (特別の事情のある場合は5年)		
償還期限	10年 (据置期間を含む)		
償還方法	年賦又は半年賦		

(3) 生活福祉資金 (福祉資金・福祉費) の災害臨時経費の貸付

「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から速やかな自立更生を促すため、民生・児童委員及び市社会福祉協議会が窓口となり、生活福祉資金の (福祉資金・福祉費) の「災害臨時経費」、「住宅資金」の貸付を行う。

資 金 名	生活福祉資金 (福祉資金・福祉費) の「災害臨時経費」、「住宅経費」
実 施 主 体	県社会福祉協議会
対 象 災 害	災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象とならない小規模な災害や火災等自然災害以外の災害
対 象 者	災害を受けた低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯 ※低所得世帯とは、概ね市町村民税非課税程度。または世帯の全収入が生活保護法に定める最低生活費の1.5倍以内程度

貸付限度額	①災害臨時経費150万円以内 ②住宅経費250万円以内
年 利	連帯保証人を立てた場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は年 1.5%
措置期間	6か月以内
償還期限	7年以内
償還方法	月賦

(4) 母子寡婦福祉資金の貸付

「母子及び寡婦福祉法」(昭和39年法律第129号)に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、市及び福祉事務所が窓口となり母子寡婦福祉資金の貸付を行う。

資 金 名	母子寡婦福祉資金貸付の住宅資金
実施主体	県
貸付対象者	母子家庭の母又は寡婦
貸付限度額	200万円以内
貸付利率	保証人有りの場合は、無利子。無しの場合は、年 1.5% ただし、据置期間中は無利子
措置期間	貸付の日から6か月
償還期限	措置期間経過後7年以内
償還方法	年賦、半年賦、月賦

3 被災者生活再建支援制度

「被災者生活再建支援法」に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援する。

(1) 対象となる自然災害

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然被害
- ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害
- エ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、アからウに隣接する市町村(人口10万人未満に限る)における自然被害

(2) 支給対象世帯

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯

- ウ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯
(大規模半壊世帯)

(3) 支給対象経費

- ア 通常又は特別な事情により必要な物品の購入費又は修理費
自動炊飯器、電子レンジ、ガステーブル類、電気冷蔵庫、電気掃除機、電気洗濯機、
ルームエアコン、ストーブ、防寒服、ベビーベッド、学習机、眼鏡、補聴器など
- イ 自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費
- ウ 住居の移転費又は移転のための交通費
- エ 住宅を賃借する場合の礼金
- オ 民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費
- カ 住宅の解体（除却・撤去・整地費）
- キ 住宅の建設、購入又は補修のための借入金等の利息
- ク ローン保証料、その他住宅の建替等にかかる諸経費

(4) 支給金額

世帯区分	支給金額		
	合計	支給対象経費が 上記(3)ア～エ	支給対象経費が 上記(3)オ～ク
複数（2人以上）世帯	300万円	100万円	200万円
単数（1人）世帯	225万円	75万円	150万円

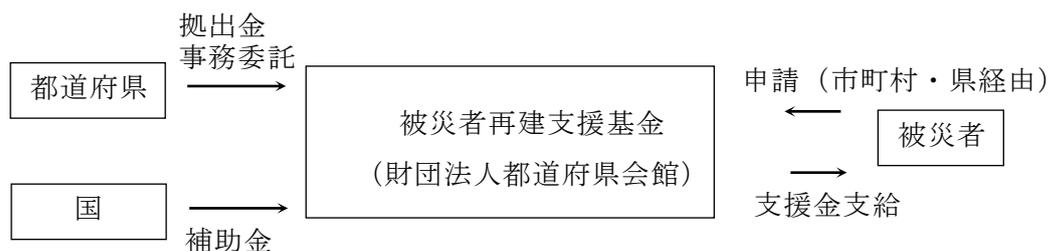
注1 民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費（上記のうち(3)オ）については、50万円が限度である。

- 2 大規模半壊世帯は、上記(3)のうちオからクのみが対象で100万円が限度である。
- 3 長期避難世帯の特例として、避難指示が解除された後に従前居住していた市町村内に居住する世帯は、さらに上記(3)のうちア及びウの経費について、合計金額の範囲内で70万円を限度に支給される。
- 4 他の都道府県へ移転する場合は、上記(3)のオからクそれぞれの限度額の2分の1以内が支給される。

(5) 支給に係るその他の要件

年収等の要件	年収等の要件	
	複数世帯	単身世帯
年収500万円以下の世帯	300万円	225万円
年収が500万円を超え700万円以下の世帯で世帯主が45歳以上60歳未満又は要援護世帯	150万円	112.5万円
年収が700万円を超え800万円以下の世帯で世帯主が60歳以上又は要援護世帯		

(6) 支援金支給の仕組み



4 雇用の確保

市は、公共職業安定所の長と協力して、災害により離職を余儀なくされた住民等の再就職等を促進する。

5 税対策等による被災者の負担の軽減

- (1) 市長は、地方税法第15条に基づき、市税の納税者がその財産について災害を受けたため、税金を一時に納めることができないと認めるときは、納税者の申請により1年以内の範囲で、市税の徴収猶予を行う。
- (2) 地方税法第20条の5の2の規定に基づく市の災害による市税の納入等の期限延長に関する関係条例により、市長は被災者のうち、市税の納入等ができない者に対し、期限の延長を行う。
- (3) 市長は、国民健康保険税条例及び介護保険条例に基づく税（料）並びに社会福祉施設における負担金（料）を伴うものについて、災害を受けたため、税（料）及び負担金（料）を一時に納めることができないと認めるときは、それぞれの規定による徴収猶予及び減免の措置を講ずるものとする。

6 住宅確保の支援

(1) 災害公営住宅の建設

ア 災害公営住宅は、次のいずれかに該当する場合において、滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため、国庫補助を受けて建設するものである。

(ア) 暴風雨、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象による災害の場合

- a 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき
- b 本市の区域内の滅失戸数が200戸（激甚災害は100戸）以上のとき
- c 滅失戸数が、その区域内住宅戸数の1割以上のとき

(イ) 火災による場合（同一期に同一場所で発生したとき）

- a 被災地域の滅失戸数が200戸（激甚災害は100戸）以上のとき
- b 滅失戸数が、本市の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

イ 災害公営住宅は、原則として市が建設し管理する。

ウ 災害公営住宅の入居者資格及び建設戸数は、おおむね次による。

(ア) 入居者資格

次の（老人等にあつては、a、c及びd）の条件を満たす者

- a 災害により滅失した住宅に居住していた者であること。
- b 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- c その者の収入が、公営住宅法施行令第6条第3項第2号に規定する金額を超えないこと。
- d 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(イ) 建設戸数

建設戸数は被災滅失住家戸数の3割（激甚災害は5割）以内とする。ただし、他市町村で余分があるときは、3割（激甚災害は5割）を超えることができる。

(2) 災害住宅融資

ア 災害復興住宅融資

災害が発生した場合、市は県との連携を密にして被害状況を調査し、その結果を住宅金融公庫南九州支店に報告し、災害復興住宅資金の貸付が決定したときは、被災者に対し当該融資が円滑に行われるよう同公庫に協力するほか、制度の周知を図るとともに、借入手続きの相談等を行う。

また、融資希望者に対し、家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入申込みに支障が生じないように努める。

イ マイホーム新築資金（特別貸付）

災害により滅失した住宅を災害当時所有又は使用していた被災者（被災の日から1年を経過しない場合に限る。）は、同貸付の特別貸付を受けることができる。市は、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、制度の周知を図るとともに、借入手続きの相談等を行う。

また、り災証明の発行を行い、融資希望者が同資金の申込みを行う上で支障がないように努める。

7 災害復興基金の設立

市は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等について検討する。

〔県〕

- (1) 災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行うものとする。
- (2) 県は、被災した納税者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し、地方税法及び県税条例の規定により、期限の延長、徴収猶予及び減免について適宜、適切な措置を講ずるものとする。

〔公共職業安定所〕

(1) 職業斡旋

公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、臨時職業相談窓口の設置、巡回職業相談の実施、職業転換給付金制度の活用等の措置を講じ、離職者の早期再就職への斡旋を行う。

(2) 雇用保険法による求職者給付の支給の特例

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）が適用されたときは、同法第25条に定める措置を講じ、災害により事業所が休業するに至り、就労することができず、かつ、賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者を除く。）に対し、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

8 リ災証明の交付

災害時にリ災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、平時より住家被害の調査の担当者の育成、他の市町村や民間団体との応援協定の締結を計画的に進めるなどリ災証明の交付に必要な業務の実施体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者にリ災証明書を交付するものとする。

第5節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援

被災した中小企業の再建を促進し、打撃を受けた農林漁業の生産力回復を図るため、市は県の指導のもとに、資金対策に万全を期するよう努める。

1 中小企業の復興支援

復興対策として災害の早期復旧に必要な資金の融通として、おおむね次のものがあり、これらの制度の利用を指導する。

(1) 県の中小企業融通制度

- ア 中小企業設備近代化資金（県直貸）
- イ 中小企業高度化資金（県直貸）
- ウ 中小企業設備貸与（中小企業振興公社貸与）
- エ 中小企業振興資金〔一般分、災害対策資金〕（融資）
- オ 小規模企業資金（融資）
- カ 同和地区小規模企業資金（融資）

(2) 政府系金融機関等融資制度

- ア 中小企業金融公庫資金
- イ 国民生活金融公庫資金
- ウ 商工組合中央金庫資金
- エ 環境衛生金融公庫資金

〔経済変動・災害対策貸付の融資条件等〕

（平成24年4月1日現在）

資 金 名	経済変動・災害対策貸付	
融 資 対 象	災害復旧、事業の再建等を行う中小企業者及び組合	
資 金 使 途	設備資金	運転資金
融 資 限 度 額	5千万円（組合8千万円）	3千万円（組合8千万円）
利 率	1.8%～2.3%（別途、保証料0.40%～1.50%）	
据 置 期 間	18月以内	12月以内
償 還 期 間	10年以内	7年以内

〔セーフティネット貸付の融資条件等〕

（平成24年4月1日現在）

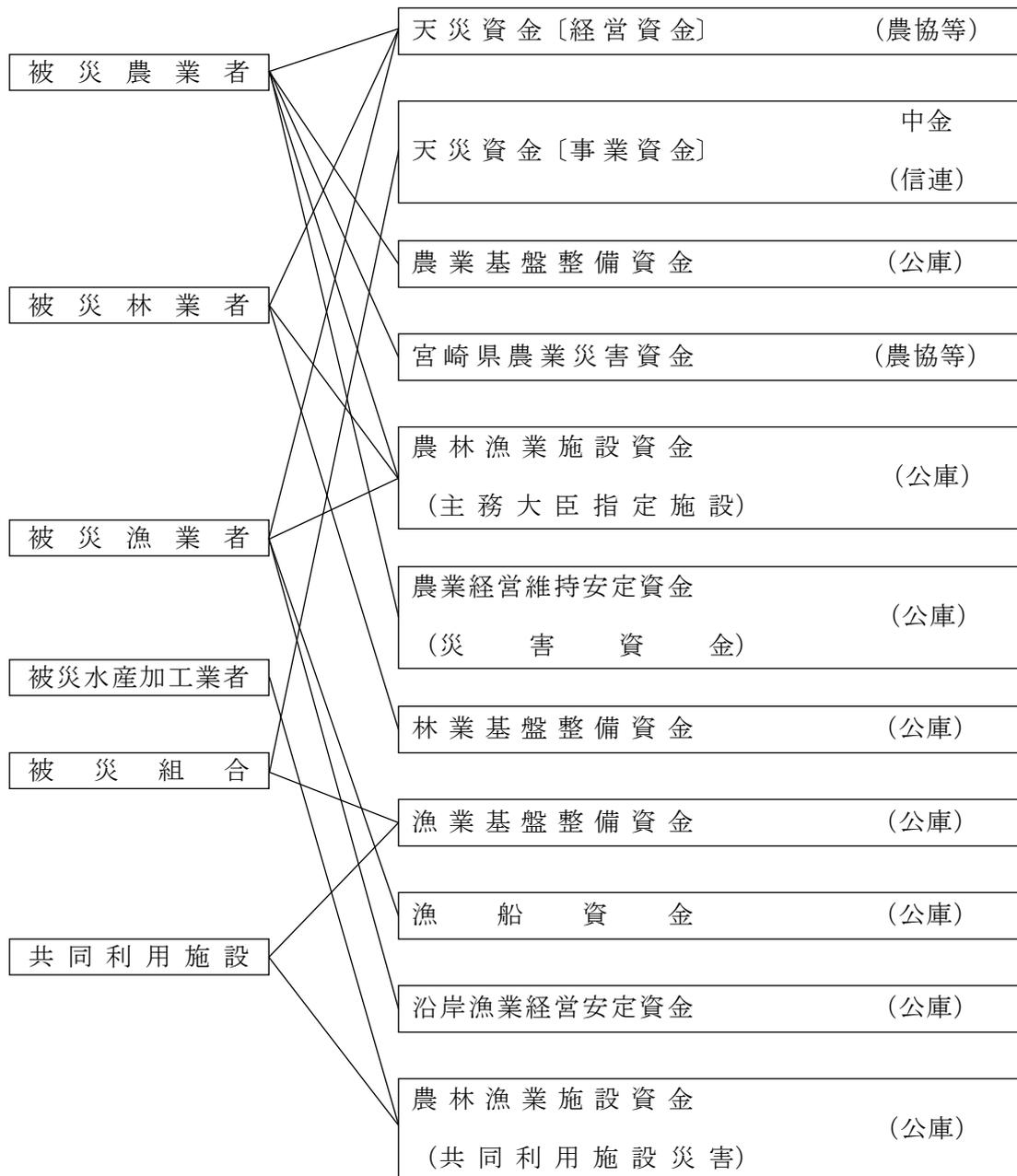
資 金 名	セーフティネット貸付	
融 資 対 象	セーフティネット保証4号（突発的災害（自然融資対象災害等））の要件に該当する中小企業者及び組合	
資 金 使 途	設備資金	運転資金

融資限度額	5千万円（組合8千万円）	3千万円（組合8千万円）
利率	1.6%～2.1%（別途、保証料0.55%）	
据置期間	18月以内	12月以内
償還期間	10年以内	7年以内

2 農林水産業の復興支援

(1) 農林漁業関係融資の種類

災害時における農林漁業関係の融資は、次のとおりである。



※中金＝農林中央金庫

信連＝信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会

公庫＝日本政策金融公庫

(2) 農業関係

被害農業者及び被害農業協同組合に対しては、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」（以下「天災融資法」という。）の適用を国に対して要請し、低利の経営資金及び事業資金の融通を円滑にして農業経営の維持安定を図る。また、農林漁業金融公庫資金の長期低利な農業経営維持安定資金を活用して農業経営の維持安定を図るとともに、農地等の災害復旧資金として農業基盤整備資金、被災施設の復旧資金として農林漁業施設資金を活用し、共同利用施設、主務大臣指定施設の早急な災害復旧を図る。

なお、農業用施設災害については農業用施設災害対策資金を活用し、被害を受けた農業用施設の改良復旧を図る。

(3) 林業関係

被害林業者に対しては、天災融資法を適用し、低利の経営資金の融通を円滑にして、林業経営の安定を図るよう推進するものとする。

なお、林業者に対する農林漁業金融公庫による融資制度の積極的な活用を指導するとともに、災害後の復旧資金として林道その他林業用共同利用施設等の長期低利の資金導入を円滑に進め、早期復旧を積極的に指導推進する。

(4) 水産業関係

被害漁業者に対しては、天災融資法を適用し、災害復旧を容易ならしめ被害漁業者の経営の安定を図るよう推進する。

また、宮崎県信用漁業協同組合連合会等の系統金融を積極的に利用させるとともに、農林漁業金融公庫の融資制度の活用を図る。

3 農林漁業関係融資制度一覧

(1) 農 業

(平成27年1月1日現在)

資 金 名	融 資 対 象	資 金 使 途	融 資 限 度 額	利 率	据 置 期 間	償 還 期 間	償 還 方 法	貸 付 原 資 担 負	備 考
天災資金	農業を営む個人及び法人で、政令で指定された天災による農産物の減収量が平年収穫量の30%以上、かつ、減収による損失額が平年農業総収入額の10%以上の者	経営資金	【個人】 一般 200万円 果樹等 500万円 【法人】 一般 2,000万円 果樹等 2,500万円	災害の都度、政令で指定(特別被害農業者は3.0%以内)	なし	3～6年以内(特別被害農業者は6年以内)	原則として、元金均等償還	農協・市中銀行等 10/10	営農支援課 ※「特別被害農業者」とは、政令で指定された天災による農産物の減収による損失額が平年農業総収入額の50%以上の者又は果樹・茶樹・桑樹体の損失額が被害時価額の50%以上の者
みやざき農業振興資金(災害資金)	県が指定した災害による農畜産物の減収見込量が過去3か年の平均収量30%以上、かつ、減収見込額が過去3か年の平均農業総収入額の10%以上であることを市町村長が証明した農業者	経営再建に要する営農経費	300万円以内	災害の都度、県が指定	3年以内	7年以内(利子補給期間は5年間)	元金均等償還	農協・市中銀行等 10/10	営農支援課
農林漁業セーフティネット資金[公庫資金]	・認定農業者 ・農業所得(法人は農業に係る売上高)が総所得(法人は総売上高)の過半を占めている者又は粗収益が200万円以上(法人は1,000万円以上)である者 ・認定就農者又は農業経営開始後3年以内の者 ・集落営農組織等	経営再建資金及び収入補填	【一般】 600万円 【特認】 年間経営費等の12分の3以内	0.3%～0.45%	3年以内	10年以内	元金均等償還、元利均等償還等	公庫 10/10	日本政策金融公庫

資金名	融資対象	資金用途	融資限度額	利率	据置期間	償還期間	償還方法	貸付原資負担	備考
農業近代化資金 (1号資金, 4号資金)	・認定農業者 ・認定農業者以外の対象者(但し、復旧に必要な資金を除く。)	施設等の復旧	【個人】 1,800万円 【法人】 2億円	0.5% 1.0%(償還年数等で異なる)	2～7年以内	7～15年以内	元金均等償還	農協・市中銀行等 10/10	営農支援課
農業近代化資金における県の貸付利率の特例 【施設災害復旧対策】	・県が指定した災害により被害を受け、その被害が、損失額又は損失面積が30%以上の次の者 ・認定農業者 ・認定農業者以外の次の対象者(但し、復旧に必要な資金を除く。) ①農業を営む個人 ②農業を営む法人 ③農業を営む個人で構成される任意団体	施設等の復旧	農業近代化資金 【個人】 1,800万円 【法人】 3,600万円	0% (5年以内)	2～7年以内	7～15年以内	元金均等償還	農協・市中銀行等 10/10	営農支援課 ※指定災害による損失額又は損失面積については、市町村長の証明が必要
農林漁業施設資金 [公庫資金]	災害等で施設被害を受けた農業を営む者、土地改良区、農協、農業振興法人等	施設等の復旧等	貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額	0.5% 1.0%	3～10年以内等	15～25年以内等	元金均等償還、元利均等償還等	公庫 10/10	日本政策金融公庫
農業基盤整備資金 [公庫資金]	災害等で農地、牧野の被害を受けた農業を営む者、土地改良区、農協、農業振興法人等	農地・牧野の災害復旧	貸付けを受ける者が当該年度に負担する額	0.5% 1.0%	10年以内	25年以内	元金均等償還、元利均等償還等	公庫 10/10	日本政策金融公庫

(2) 林業

資金名	融資対象	資金使途	融資限度額	利率	据置期間	償還期間	償還方法	貸付原資負担	備考
林業基盤整備資金 (造林資金)	復旧造林(激甚法に関する法律施行令で告示された市町村の区域内で行う造林であり、かつ、森林災害復旧事業事務取扱要綱に基づく事業であるもの)	造林資金	森林組合、森林組合連合会、林業者等(借入者の負担する額の80%に相当する額。但し、計画森林の場合は90%)	0.6% ～ 1.4%	20年以内	補助 30年以内 非補助 35年以内 改善計画認定者 補助 40年以内 非補助 45年以内	元利均等償還、元金均等償還、元金不均等償還のいずれか最も適当と認められる方法	公庫 10/10	
林業基盤整備資金 (樹苗養成施設資金)	樹苗養成施設の復旧	樹苗養成資金	樹苗養成の事業を営む者(借入者の負担する額の80%に相当する額)		5年以内	15年以内			
林業基盤整備資金 (林道資金)	林道の復旧	林道資金	森林組合、森林組合連合会、林業者等(借入者の負担する額の80%に相当する額)		3年以内	20年以内	改善計画認定者 25年以内		
農林漁業施設資金 (共同利用施設のうち林業施設資金)	林産物の生産等に必要共同利用施設等の復旧	林業施設資金	森林組合等(借入者の負担する額の80%に相当する額)		3年以内	20年以内			
農林漁業施設資金 (主務大臣施設のうち林業施設資金)	素材・樹苗・特用林産物の生産等機械・施設の復旧		林業を営む者(1施設当たり) 一般 600万円 特認 600万円			15年以内			
農林漁業セーフティネット資金	災害による被害を受けた林業者	災害復旧	一般 600万円 特認 年間経営費等の12分の3以内	0.6% ～ 1.05%		10年以内			

(3) 水産業

資金名	融資対象	資金使途	融資限度額	利率	据置期間	償還期間	償還方法	貸付原資負担	備考
漁業災害対策資金 (新みやざき漁業推進資金)	災害を受けた施設等の復旧を行う漁業者、漁協等	施設等復旧	個人等 9,000～ 36,000万円 組合等 12億円	1.5% 但し 基準金利 3.0% まで	2～ 3年 以内	5～ 20年 以内	年賦	信漁連 漁協等 10/10	水産政 策課
農林漁業施設資金 (共同利用施設)	災害を受けた共同利用施設の復旧を行う漁業者、漁協等	施設復旧	借入者負担の 80%	0.5% ～ 1.0%	3年 以内	20年以内		公庫 10/10	
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設)	災害を受けた共同利用施設の復旧を行う漁業者、漁協等	施設等復旧	漁船 1,000万円 その他施設 300万円			15年以内			
農林漁業セーフティネット資金	災害による被害を受けた漁業者	災害復旧	600万円			10年以内			
漁船資金	災害を受けた漁船の復旧 (原則 20 トン以上)	施設復旧	借受者負担の 80%か漁船 1 隻あたり 4 億 5 千万円のい ずれか低い額			2年 以内			
漁業基盤整備資金	災害を受けた共同利用施設等の復旧を行う漁協等		借入者負担額の 80%	3年 以内	20年以内				
天災資金 (天災融資法が発動された 場合に限る)	天災により被害を受けた漁業者が経営資金を必要とする場合	経営資金	※融資限度額、利率、据置期間、償還期間については、その都度政令で定められる。					漁協・ 市中銀行等 10/10	